

新潟県

都道府県名	新潟県	市区町村名	—		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健部福祉保健課	電話番号	025-280-5176
参考 URL	-		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,240,989(人)		世帯数	899,831(世帯)		
高齢化率	31.9(%)	生活保護受給率	9.2(%)		面積	12,584.1(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—(%)		公立小学校数	465(校)	公立中学校数	234(校)
地域包括支援センター	114 箇所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所(新潟県社社会福祉協議会)					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>上越市を中心とする上越地方、長岡市を中心とする中越地方、新潟市を中心とする下越地方、佐渡市からなる佐渡地方(一島一市)の四地方からなる。</p> <p>2000年(平成12年)の段階では実に112の市町村があったが(北海道、長野県に次ぎ全国3位)、平成の大合併で2010年(平成22年)4月までに30市町村となっている。</p> <p>主要な産業としては農業が挙げられる。米作(コシヒカリ)が中心で、コシヒカリの収穫量は日本一である。特に魚沼地方で栽培されるコシヒカリは「魚沼産コシヒカリ」として、食味日本一の評価を受けるトップブランドであり、日本一の米どころであるといえる。また、米に関連して米菓(煎餅、あられなど)の生産額も日本一、日本酒も兵庫県、京都府に次ぐ第3位である。</p> <p>他には金属製品の生産が多い。燕市・三条市の金属食器は国内シェアの9割を持ち、機械部品では、非鉄金属材料の加工に強みをもつ企業が多い。はさみや包丁、スパナなどの金属工具も大阪府に次ぐ2位である。</p> <p>繊維産業では、ニットの生産高が日本一。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民が主体的に地域生活課題を把握し解決する地域づくり、また、福祉専門職の機能強化や他機関との連携により地域全体で地域生活課題を解決して行くという包括的な地域福祉推進体制の基盤強化に向けた取り組みを研究・協議する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住み慣れた地域で、誰もが支え、支えられる社会の実現

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	新潟県(社会福祉法人新潟県社会福祉協議会)																																																																									
②事業名	地域共生社会実現に向けた基盤構築推進支援事業																																																																									
③事業実施の必要性	<p>地域において、高齢、障害、児童などの各分野において施策に基づく福祉サービスが提供されているが、制度の対象外、狭間の問題、或いは複合化した問題を抱える者を市町村と社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体との連携のもと包括的支援がなされていない現状にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決する地域づくり、また、福祉専門職の機能強化や他機関との連携により地域全体で地域生活課題を解決して行くという包括的な地域福祉推進体制の基盤強化に向けた取り組みを研究・協議する。</p>																																																																									
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 県下全域</td> <td>(対象地域の範囲) 県下全域</td> <td>(人口) 約 236.5 万人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象) 市町村社会福祉協議会</td> <td colspan="2">(支援の内容) 地域アセスメントに基づくコミュニティワークの実践</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所) 社会福祉センター、公民館等</td> <td colspan="2">(運営主体) 市町村又は社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象) 住民、自治会長、地縁組織、行政、社会福祉協議会等</td> <td colspan="2">(研修の内容) 住民座談会、懇談会、講演会、シンポジウム等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3">共同募金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">生活支援コーディネーター、協議体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町村社会福祉協議会向け「地域アセスメント導入ガイドライン」を策定し、地域アセスメントの視点に基づくコミュニティワークを普及させ、地域連携の促進、新たなサービス開発、住民活動の組織化、住民の福祉意識向上、支え合いの担い手の発掘・育成など地域支援の基盤強化を図る。</td> </tr> </table> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 県下全域・重点地域(津南町を想定)</td> <td>(対象地域の範囲) 津南町</td> <td>(人口) 約 9.8 千人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 市町村、市町村社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携のもと検討する。</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー等地域福祉活動推進担当者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(周知方法) 住民座談会、回覧板等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(把握の方法) 日常業務をとおしての地域状況把握のほか、住民座談会、専門職や当事者団体のヒアリング、アンケート調査等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>(バックアップの内容) 適切な支援機関・団体につなぐ。</td> <td colspan="2">(バックアップする人) 支援機関・団体に従事するソーシャルワーカー</td> </tr> </table>		(対象地域) 県下全域	(対象地域の範囲) 県下全域	(人口) 約 236.5 万人	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象) 市町村社会福祉協議会	(支援の内容) 地域アセスメントに基づくコミュニティワークの実践		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所) 社会福祉センター、公民館等	(運営主体) 市町村又は社会福祉協議会		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象) 住民、自治会長、地縁組織、行政、社会福祉協議会等	(研修の内容) 住民座談会、懇談会、講演会、シンポジウム等		(エ)その他						地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			共同募金			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			生活支援コーディネーター、協議体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等			事業の成果目標			市町村社会福祉協議会向け「地域アセスメント導入ガイドライン」を策定し、地域アセスメントの視点に基づくコミュニティワークを普及させ、地域連携の促進、新たなサービス開発、住民活動の組織化、住民の福祉意識向上、支え合いの担い手の発掘・育成など地域支援の基盤強化を図る。			(対象地域) 県下全域・重点地域(津南町を想定)	(対象地域の範囲) 津南町	(人口) 約 9.8 千人	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称) 市町村、市町村社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携のもと検討する。	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー等地域福祉活動推進担当者		(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法) 住民座談会、回覧板等			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法) 日常業務をとおしての地域状況把握のほか、住民座談会、専門職や当事者団体のヒアリング、アンケート調査等			(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			(バックアップの内容) 適切な支援機関・団体につなぐ。	(バックアップする人) 支援機関・団体に従事するソーシャルワーカー	
(対象地域) 県下全域	(対象地域の範囲) 県下全域	(人口) 約 236.5 万人																																																																								
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																										
(支援する対象) 市町村社会福祉協議会	(支援の内容) 地域アセスメントに基づくコミュニティワークの実践																																																																									
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																										
(拠点の場所) 社会福祉センター、公民館等	(運営主体) 市町村又は社会福祉協議会																																																																									
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																										
(研修の対象) 住民、自治会長、地縁組織、行政、社会福祉協議会等	(研修の内容) 住民座談会、懇談会、講演会、シンポジウム等																																																																									
(エ)その他																																																																										
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																																										
共同募金																																																																										
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																										
生活支援コーディネーター、協議体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等																																																																										
事業の成果目標																																																																										
市町村社会福祉協議会向け「地域アセスメント導入ガイドライン」を策定し、地域アセスメントの視点に基づくコミュニティワークを普及させ、地域連携の促進、新たなサービス開発、住民活動の組織化、住民の福祉意識向上、支え合いの担い手の発掘・育成など地域支援の基盤強化を図る。																																																																										
(対象地域) 県下全域・重点地域(津南町を想定)	(対象地域の範囲) 津南町	(人口) 約 9.8 千人																																																																								
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																										
(場所・機関等の名称) 市町村、市町村社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携のもと検討する。	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー等地域福祉活動推進担当者																																																																									
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																										
(周知方法) 住民座談会、回覧板等																																																																										
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																										
(把握の方法) 日常業務をとおしての地域状況把握のほか、住民座談会、専門職や当事者団体のヒアリング、アンケート調査等																																																																										
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																																																																										
(バックアップの内容) 適切な支援機関・団体につなぐ。	(バックアップする人) 支援機関・団体に従事するソーシャルワーカー																																																																									

<p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援コーディネーター、協議体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等</p>
<p>事業の成果目標</p> <p>新たな社会課題を焦点にあてた「テーマ型」の実態調査を行い、課題解決に向けた取り組みについて、市町村と市町村社会福祉協議会とともに関係機関・団体との連携のもと、地域におけるセーフティネットの仕組みを強化し、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のため事業展開できる包括的な相談体制の構築を図る。</p>
<p>ウ その他</p> <p>上記ア・イの取り組みを3か年で次のとおり進める。</p> <p>ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>◇1年目：地域アセスメントに基づく地域支援への取り組みに関する現況調査及びその評価と、地域アセスメントの取り組みを研究。</p> <p>◇2年目：1年目の取り組みに基づき、市町村社会福祉協議会を指定し地域アセスメントの取り組みをモデル試行及び検証を実施。</p> <p>◇3年目：地域アセスメントに基づくコミュニティワークを普及させるため「地域アセスメント導入ガイドライン」を策定。また、地域福祉推進担当者(CSW等)向けに地域アセスメントの理解促進とその導入・実践に向けた研修会などを開催。</p> <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>◇1年目：テーマを選定し、調査・課題抽出・分析を行う。</p> <p>◇2年目：1年目の取り組みに基づき、抽出した課題を解決するための取り組みを研究。</p> <p>◇3年目：市町村、市町村社会福祉協議会その他関係機関・団体に具体的な取り組みを提唱。また、関係者向けにその取り組みの理解促進と推進に向けた研修会などを開催。</p>
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p> <p>市町村や市町村社会福祉協議会のみならず、制度の狭間や複合的な課題を抱える当事者を支援する団体などとの連携のもと、地域におけるセーフティネットの仕組みを強化し、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のため、きめ細やかな取り組みを行える包括的支援体制の構築を図る。</p>

4. 成果目標の達成状況

<p>ア 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>市町村社会福祉協議会向け「地域アセスメント導入ガイドライン」の作成に向け、市町村社協に対して調査を実施。</p> <p>調査ポイント：基本概況(人口、世帯数等)を把握するほか、コミュニティソーシャルワークの観点から、小地域福祉活動や社協の事業・活動をとおして、個別支援から地域支援への展開プロセスに関する活動概況の実態を把握する。</p>
<p>イ 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>新潟県津南町において新たな社会課題の解決に向けた取り組みを強化するため、実態把握のための「ひきこもり」の実態調査を行った。</p>

新潟県 新潟市

都道府県名	新潟県	市区町村名	新潟市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部福祉総務課	電話番号	025-226-1173
参考 URL	http://www.city.niigata.lg.jp		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	792,433(人)		世帯数	338,830(世帯)	
高齢化率	28.7(%)	生活保護受給率	14.82(%)	面積	726.45(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	93(%)	公立小学校数	107(校)	公立中学校数	57(校)
地域包括支援センター	委託 28 カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 カ所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>新潟市は、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と自然に恵まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。</p> <p>平成 8 年には「中核市」に指定され、平成 17 年には、近隣 13 市町村との合併し、平成 19 年に政令指定都市となりました。</p> <p>国内最大の水田面積を持つ大農業都市でもあるという、他の政令市には見られない特徴を兼ね備えております。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」という。)を中心に、様々な相談支援機関との横串を通し、各区に存在する固有課題を少しでも前に進める。</p> <p>また、相談支援機関のみでなく、様々な福祉専門職・地域の方々にも広く連携する意義を伝え、個別課題を地域課題として捉え、ネットワークを活用し、解決に導いていけるような連帯意識の醸成を図りたい。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>上述のとおり、個の問題を地域の問題として捉える連帯意識の醸成。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	新潟市社会福祉協議会	
②事業名	新潟市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	<p>本市は政令市に移行した平成 19 年の広域合併により、市域が広域化し、各区による環境もさまざまであり、解決すべきテーマもさまざまである。</p> <p>各区における地域課題を抽出し、さらに解決に導くための取組として、当該事業及び連携して実施する新潟市多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施が必要である。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 各区(全市)	(対象地域の範囲) 各区	(人口) 792,433
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会、地区社協、コミュニティ協議会、地域包括ケア協議体、地域活動団体	(支援の内容) 地域の座談会、各種団体での課題を洗い出す会合(座談会など)の企画や運営。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) サロン、子ども食堂などのソフト対策。コミュニティハウス等のハード対策	(運営主体) ソフト:各運営団体 ハード:コミュニティ協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域活動に係る各種の研修会。事例検討会。	(研修の内容) さまざまだが、例えばサロンでは区単位での事例検討会、勉強会を実施	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ボランティア団体の立ち上げ支援、企業 CSR 活動(見守りなど)の活用 を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<p>生活支援コーディネーター配置事業、地域包括支援センター事業 等の相談支援関連事業及び、サロン活動や子ども食堂活動支援、安心見守りネットワーク登録事業者による企業の CSR 活動等の地域活動支援事業の全て。これら事業では、地域力強化に関わる様々な取り組みが各事業で展開されている。例えば、これらの事業において配置される専門職の実施する事業や取組は地域住民からすれば、どれも同じ「地域活動の取り組み」である。専門職相互の横串を通すために専門職相互の連携会議を開催することや、各事業で実施される地域住民との会合・研修会への当事業の専門職の同席・または同時開催することにより、地域住民の声を複数の網によりキャッチする体制を構築する。</p>		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間の設置数 430 か所。 ・安心見守りネットワーク登録事業者 140 事業者 <p>この他、各区ごとに別紙のとおり目標を設定している。 (この目標は「相談を包括的に受け止める体制の整備」及び多機関の協働による包括的支援体制構築事業でも共通の目標となる)</p>		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 各区(全市)	(対象地域の範囲) 各区	(人口) 792,433
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 各区社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 区社協職員(GSW 兼務の管理職)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域の座談会・研修・会合での宣伝。福祉専門職・協力事業者を通じての周知。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		

(把握の方法) 地域会合等への参加、地域福祉コーディネーター育成研修(コミュニティソーシャルワークの実践についての研修を実施するもの)、安心見守りネットワークの活用(地域事業者に日常業務内で異常を発見した場合に通報を受ける取り組み)。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域福祉コーディネーター育成研修や、専門職相互のネットワーク会議の開催等による、専門職相互の連携意識の醸成。及び連携の実施。	(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター (コミュニティソーシャルワークの実践についての研修を修了した福祉専門職) H30 末で約 870 名
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
上記「住民に身近な圏域」における関連事業の他、地域福祉コーディネーター育成事業、安心見守りネットワーク構築事業 等。	
事業の成果目標	
地域福祉コーディネーター数(延べ)968 名 その他別紙のとおり。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画書を参照	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	新潟市社会福祉協議会
②事業名	新潟市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	多問題を抱える住民の課題を解決するためには、個別の課題の支援によるものでは解決することはできない。課題を抱える住民の個別課題を複合的に捉えると共に、当該個別課題の抽出から地域全体の課題として捉えるための仕組みづくり、解決に至るまでの支援などを実施する必要がある。この取組をより強化するため、相談支援包括化推進員を配置する。 当事業では、新潟市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業と一体的に実施する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	8人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	新潟市社会福祉協議会職員 (社会福祉士) 正職CSW6 名 嘱託CSW2 名(H31 中に正職にする予定)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	新潟市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民によるネットワーク会議(座談会)の開催 ・福祉専門職によるネットワーク会議 ・各区に配置しているCSWの事例検討会 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援の途上で必要となれば随時関係者(親族、地域住民、専門職、民生委員)等により実施。定例的なものではないので具体的な開催回数を事前に目標数値化することはむずかしい。	(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援の途上で必要となれば随時関係者(親族、地域住民、専門職、民生委員)等により実施。定例的なものではないので具体的な開催回数を事前に目標数値化することはむずかしい。
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 市内の「地域福祉コーディネーター」(新潟市で独自に設定している役職。地域福祉に関する多問題に対するアプローチ方法を学んだ福祉専門職のこと)との連携会議の実施。	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 市内の「地域福祉コーディネーター」(新潟市で独自に設定している役職。地域福祉に関する多問題に対するアプローチ方法を学

	んだ福祉専門職のこと)との連携会議の実施。
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・掘り起こした各個別課題に対しての解決方法の一つとして地域資源の活用を図る取組を実施。 例) 共助による助け合いサービスを利用者間の利用料徴収により賄う。 ・地域に存在する企業への協力依頼を図る。 ・専門職相互の連携による無償の協力体制の構築。 	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチにより把握した個別課題を地域課題として捉え、地域住民を巻き込んだ課題解決を図る中で、地域の助け合い意識の醸成を図り、任意組織の立ち上げ支援まで実施(サロン立ち上げ、ボランティア組織立ち上げなど) 	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
別紙のとおり	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域力強化推進事業実施計画書を参照	

5. 成果目標の達成状況

<p>H30 末 地域福祉コーディネーター育成数: 997 人 あんしん見守りネットワーク: 140 団体 地域の茶の間: 474 カ所</p> <p>※各区個別の目標達成状況は収集中です。</p>
--

各区目標

区	取り組み内容	アウトプット	アウトカム
北	自治会長等へ「繋ぎ先一覧早見表」を作成・配布し、住民の困りごとへの対応を支援しながら、「区社協に相談(丸ごと受け止める場)」する意識を醸成し、住民ニーズの把握に役立てる。	繋ぎ先一覧早見表の作成・配布	相談件数の増加
東	多問題の世帯や制度の狭間の問題を抱える世帯など、支援につながりにくい生活課題を受け止め、アウトリーチによる地域の現状把握・課題整理を行い、関係機関と連携して生活課題の解決を行う。	ごみ屋敷支援会議の開催	ごみ屋敷支援における課題解決数
中央	地区社協(又は小学校区)単位での相談窓口(丸ごと受け止める場)の設置、中学校区単位での地域福祉ネットワーク会議(住民と専門職の協働の場)の開催、区全体の各分野・官民協働の検討の場づくりを行い、包括的相談支援体制の構築を目指す。	階層別の課題解決のための会議の開催。 (中学校区一地域と専門職) (区全体一行政と専門職)	課題解決の達成度
江南	地域課題や生活課題に対応するため、地域福祉ネットワーク勉強会を開催するなど、福祉専門職や関係機関との連携をさらに深める。	地域福祉ネットワーク勉強会の開催	地域福祉ネットワーク勉強会の理解度
秋葉	「地域における公益的な取組」を区内の社会福祉法人で取り組むため、社会福祉法人の連絡協議会を立ち上げ、協働して支援を行うための体制づくり(総合相談窓口機能)を行う。	社会福祉法人ネットワーク体制の構築	各社会福祉法人の施設を窓口とした相談件数
南	認知症に関する地域の理解を深めるための勉強会、認知症徘徊模擬訓練を開催を通じて、我が事の意識を醸成していく。	勉強会、認知症徘徊模擬訓練の開催	開催内容に対する参加者の趣旨・目的の理解度
西	専門職のネットワークづくりに加え、地域連携の視点を加え、地域住民、民生委員、学校関係者、社会福祉施設等を巻き込んだ異業種交流会を開催し、多角的(福祉の視点に留まらない)なネットワークで地域づくりを推進する。	異業種交流会の開催	参加者の互いの役割の理解度
西蒲	他機関協働プロジェクトによる農作業を取り入れた多機能型拠点の検討及び立ち上げを行い、様々な方が参加ができ、自分らしく活躍できる場づくりを行う。	多機能型拠点の設置	多機能型拠点、拠点が実施するプログラムへの参加者数

新潟県 胎内市

都道府県名	新潟県	市区町村名	胎内市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉介護課地域福祉係	電話番号	0254-43-6111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29,366(人)	世帯数	10,768(世帯)
高齢化率	34.16(%)	生活保護受給率	4.22(%)
面積	264.9(k㎡)	公立小学校数	5(校)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	99(%)	公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	直営:1か所, 委託:3か所(うち1か所社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

新潟県の北部に位置し、海、山、川に囲まれて自然の豊かな地域である。地域性としてはやや閉鎖的で保守的である。基幹産業は農業であるが、昭和年代の企業誘致や平成初期の工業団地造成により、工場就労者が約 40% を占める。日本屈指のチューリップ球根生産量を活かしたチューリップフェスティバルは 5 万人を集客する他、中世の歴史や自然を活かした観光立地を目指している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	人口減少・高齢化の中で空家・引きこもり等の問題が顕在化する一方、従来から取り組んできた介護予防事業等により、高齢者は引き続き地域の担い手としての能力を有している。「今ある社会資源」を有効に活かすための、コーディネートやマッチングの仕組みが不十分であり、その構築を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	保守的で、目立つことを美德としない風土であるが、このままの地域性では問題を解決できない。同調圧力を緩和し、地域に多様性を受容できる土壌をつくりたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	胎内市	
②事業名	胎内市地域支え合い体制づくり事業	
③事業実施の必要性	当市では、高齢化率が33%を超え、高齢者人口の約3割が一人暮らし等の要介護世帯である。このような状況の中で、行政による公助のみでこれらの世帯をささえることは、コスト、インフラの両面で限界に達している一方で、健康で意欲ある60代から70代前半の高齢者を中心に、地域に貢献したいという機運が高まりを見せている。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域		29,366人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会長・自治会役員	地域支え合い活動の立ち上げに対して補助事業を実施する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
ほっとHOT・中条(胎内市西本町11-11)	胎内市・胎内市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市民協働に参画する市民	身近な地域で助け合い活動を行なう「地域支え合いサポーター養成講座	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域支え合いサポーターを市内で養成し、自治会内の課題解決力(地域力)を高める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域支え合いサポーター養成講座では、カリキュラムの製作において生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターも参画する。		
事業の成果目標		
養成講座受講者数目標 40人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
鼓岡・熱田坂・宮久	胎内市で鹿の俣と呼ばれて一体性をもつ地域	534人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地域包括支援センターやまぼうし	やまぼうし職員(専門職)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市報・HPに掲載		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
民生委員・区長によるアウトリーチで得られた、自ら相談に来ることが出来ない者の情報や課題を、地域包括支援センター等地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
胎内市社会福祉協議会に設置した包括的支援コーディネーターがバックアップ体制をとる。	包括的支援コーディネーター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
対象地域を担当する地域包括支援センターが相談を受け止める場の機能を持つ他、民生委員・区長によるアウトリーチにおいて、地域おこし協力隊との連携を図る。		
事業の成果目標		
他分野と連携し、地域課題解決のための社会資源の掘り起こしにつながる件数 2件		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
当市では、高齢者・障害者・子育て・生活困窮と分野ごとに相談機関が整備され、それぞれ包括化が進む中で、役割分担のコーディネートが必要な状況である。そのため、福祉各分野の相談機関を有し、自治会・ボランティア等の社会資源との協働も多い社会福祉協議会にコーディネーターを設置する。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	胎内市(胎内市社会福祉協議会)	
②事業名	胎内市地域支え合い体制づくり事業	
③事業実施の必要性、体制等	当市では、高齢者・障害者・子育て・生活困窮と分野ごとに相談機関が整備され、それぞれ包括化が進む中で、役割分担のコーディネーターが必要な状況である。そのため、福祉各分野の相談機関を有し、自治会・ボランティア等の社会資源との協働も多い社会福祉協議会にコーディネーターを設置する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	資格:看護師 在宅介護支援センター～地域包括支援センターの相談員を歴任し、社会福祉協議会で地域の茶の間づくり・地域支え合いマップづくりの取組みに成果を上げている。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	胎内市社会福祉協議会地域福祉課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
当市福祉介護課と胎内市社会福祉協議会では、双方に地域福祉係を設置し、地域共生社会の構築を目指しているところである。今年度は社会福祉協議会地域福祉係に多機関協働のための包括的支援コーディネーターを設置し、地域包括支援センター(高齢者)、相談支援事業所(障害者)、子育て包括支援センター(子育て)、生活応援センター(生活困窮)の各機関で抱える困難ケースについて、総合的な方針や役割分担等をコーディネートする。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例発生ごとにケース会議を招集するため、回数は見込まない。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 平成30年は2月に組織改編の準備会議を市と社会福祉協議会で開催した。3月に学識経験者の意見聴取を行う。	(既存の会議の名称) 胎内市地域福祉協議会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
今年度は財源確保の取組みまでは至らないが、庁内の補助金の柔軟活用について協議を進めている段階であり、また、フードバンクや地域支え合い活動によって実質的な資源を確保する取組も行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
市、社会福祉協議会の共同で地域福祉懇談会を開催し、自治会と対話を進める中で共生社会を実現するための社会資源の掘り起こしに取り組む。⇒市主催3回、社会福祉協議会主催3回		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
【把握】・社会福祉協議会が行う自治会長との懇談会、地域の茶の間へのアウトリーチ 10か所 ・支援調整会議を通じ、各機関との情報共有(社会福祉協議会で可能)年2回 【支援】・包括的支援コーディネーターが関係機関・関係者を招集する。年1回 ・市は必要な部署間で横断的に連携を図れるよう調整を行う。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
市民協働の観点から身近な地域で助け合い、支え合う「地域支え合いサポーター」養成講座を開催する。講座日数3日間 講座終了後は社会福祉協議会の諸事業やボランティア活動に取り組む。		

5. 成果目標の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ・3-④-アは、人数は成果目標40人に対し34人だったものの、実地演習では実際のゴミ屋敷のクリーン作戦を計画し、区長や民生委員、環境対策部署と協力や地域住民の理解を得ながら実施した。 ・3-④-イは、上記ゴミ屋敷の課題解決にあたり、地域住民(サポーター)が行動すれば行政、社会福祉協議会、自治会が連動してそれぞれの機関単独では解決できない課題を解決できるという仕組みの掘り起こしに繋がった。地域おこし協力隊と連携し、合同で鹿の俣地域で懇談会を行った。(2件) ・4-⑧ 把握 アウトリーチ10か所 各機関との情報共有2回 支援 関係機関・関係者の招集3回

富山県 富山市

都道府県名	富山県	市区町村名	富山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	障害福祉課 企画係	電話番号	076-443-2254
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	417,234(人)	世帯数	175,550(世帯)
高齢化率	29.2(%)	生活保護受給率	0.47(%)
面積	1,241.77(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	85.1(%)	公立小学校数	65(校)
		公立中学校数	26(校)
地域包括支援センター	委託:32 か所(社会福祉法人等)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、平成 8 年には旧富山市が中核市に移行し、平成 17 年 4 月には 7 市町村が合併し新「富山市」が誕生しました。富山県の中央部に位置し人口約 42 万人の県庁所在都市であり。医薬品や機械、電子部品などを中心としたものづくり産業が盛んな日本海有数の中核都市として発展した。</p> <p>市域は、国内最大級の約 1,242 km²の広さを有し、水深 1,000m の海の幸の豊富な富山湾から 3,000m級の北アルプス立山連峰まで、自然豊かな多様な地勢を誇り、広大な森林面積や全国有数の水力資源、地域資源に恵まれ、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いことも特徴である。</p> <p>全国的には「くすりのまちとやま」「越中おわら風の盆」でも知られている。</p> <p>本市は、人口減少・超高齢社会を見据え、拠点集中型の「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を推進してきた。</p> <p>平成 30 年には、SDGs 未来都市に指定され、これまでの環境モデル都市、環境未来都市の取組を経済価値、社会価値、環境価値の統合による都市創造のスパイラルアップの視点から発展させ、「コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市」の実現を目指している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本市では、コンパクトなまちづくりを推進するとともに、平成 15 年から地域包括ケアの推進に取り組んでおり、平成 18 年には 32 か所の地域包括ケアセンターを設置し、要援護高齢者のネットワークづくりや介護予防や認知症施策等を地域を基盤に展開してきた。</p> <p>平成 25 年度から少子高齢化が進んでいるまちなかの地区を中心に住民、行政、専門職、企業が連携し子どもや高齢者、障害者などすべての地域住民が、楽しく安心して暮らせるまちづくりを推進するため、顔の見える関係づくり、地域包括ケア文化の醸成を図ってきた。</p> <p>平成 29 年度には、地域包括ケアの拠点施設として、まちなか総合ケアセンターが整備され、医療・福祉・介護の連携支援、乳幼児の切れ目ない子育て支援が一層強化された。</p> <p>今後は、2040 年を見据え、今後は、今まで培ってきた地域包括ケアを深化させ、地域力の強化を図るとともに、包括的に相談支援が可能となる体制を構築する。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>1 地域での包括的な相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談援助を行う専門職全体の共感性と包括的な相談への援助力の向上 ②対象やテーマを超えた相談機関の顔の見える関係づくり ③地域の見守りや相談に関わるボランティア等の横のつながりの強化 ④保健福祉センターにおける地域の相談支援機関の課題共有、調整機能の強化 <p>2 地域力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域住民の障害者、医療的ケア児、生活困窮者への理解の促進 ②地域住民がこれまでの地域活動を世代や立場を超えて共有し、連携・統合 ③地域の団体と事業所や企業等とのつながりの強化による新たな地域づくり ④地区センターにおける人や資源を生かした地域住民と共に行う地域づくりの強化

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	富山市										
②事業名	地域力強化推進事業										
③事業実施の必要性	<p>本市は、自治振興会をはじめ老人クラブの組織率が高く地縁が残っており、地域活動が活発で要援護高齢者や認知症高齢者の見守りネットワークも機能している。</p> <p>一方で、課題としては、①子育て支援や障害者の移動支援等、地域ぐるみで解決できる仕組みづくり、②医療的ケア児が普通に公園で遊び、レストランに行くことができる等、思いやりに満ちた地域づくり、③障害団体等から、障害者＝支えられる人でなく、自分たちができる形での地域参画、自助、互助に取組たいという声もあり、このような地域で生活する人々の思いを共有する仕組みづくり等がある。</p> <p>人口減少・超高齢社会の中で、これまで地域を支えてきた人の高齢化や介護の担い手の減少に伴い、2040年を見据えた時に、これまでの地縁は生かしながらも、地域住民が現在の様々な活動、魅力を見える化するとともに、目標を達成した地域事業の見直しや組み換え、団体同士の横のつながり、多様な主体の参画等を図り、魅力的な地域づくりを推進していく新たな仕組みづくりが必要となってきている。</p>										
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 全市的取組とモデル地区 10 地区</td> <td>(対象地域の範囲) モデル地区 10 地区は小学校区</td> <td>(人口) 市 417,234 人 モデル地区 83,951 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員、生活支援コーディネーター等</td> <td>(支援の内容) <市レベルで取組むこと> ① 障害者や高齢者等の移動が困難な者を地域で支える仕組みを検討するための支援 ② 医療的ケア児及びその家族が安心して生活できるよう人材育成や体制整備 <モデル地区 10 地区で取り組むこと> ① わがまち・わがごと・まるごと会議の実施 自治振興会等が、地域の魅力と課題を共有し地域づくりを創造するための会議開催の支援 ② わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業 地域共生の視点を取り入れた活動を支援 ③ 子どもが健やかに育つよう地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する取組の支援 </td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター、公民館等</td> <td>(運営主体) 市及び町内等</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員等</td> <td>(研修の内容) 地域共生社会推進の背景や先進的な地域の活動紹介等</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>市レベルで地域の力を巻き込み課題解決をはかる事業と、モデル地区を選定し、住民が主体になって解決する仕組みを行政とともに考えていく事業にした。現在、見える化されていない、地域住民が主体に取り組んでいる活動とその広がりや横系でつなぐ可能性を検討する必要がある。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>地域力の向上を図るため予算を最小限に押さえた。初年度は地元大学、社会福祉法人、企業等の理解及び連携を図り、将来は社会福祉法人の充実事業に結び付け等、財源確保の方法を検討する。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業、包括的支援事業、自殺対策事業、地域生活支援事業、健康まちづくり推進事業等</p> <p>事業の成果目標</p> <p>市レベル取組は、初年度は、障害者移動支援検討事業では、ニーズ把握を行うこと、医療的ケア児支援事業では、医療的ケア児を支援する人材の育成を図ることとし、個々の目標達成のために、必要なメンバーが参画し、課題について知り、共有し、解決に向けた検討会を開催すること。</p> <p>モデル地区 10 地区では、初年度は、地域の各種団体、機関がお互いの活動の情報を共有し、地域課題を共有すること、地域共生の理念を理解し地域共生の視点を取り入れ地域活動を捉えなおすこと。</p>		(対象地域) 全市的取組とモデル地区 10 地区	(対象地域の範囲) モデル地区 10 地区は小学校区	(人口) 市 417,234 人 モデル地区 83,951 人	(支援する対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員、生活支援コーディネーター等	(支援の内容) <市レベルで取組むこと> ① 障害者や高齢者等の移動が困難な者を地域で支える仕組みを検討するための支援 ② 医療的ケア児及びその家族が安心して生活できるよう人材育成や体制整備 <モデル地区 10 地区で取り組むこと> ① わがまち・わがごと・まるごと会議の実施 自治振興会等が、地域の魅力と課題を共有し地域づくりを創造するための会議開催の支援 ② わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業 地域共生の視点を取り入れた活動を支援 ③ 子どもが健やかに育つよう地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する取組の支援	(拠点の場所) 保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター、公民館等	(運営主体) 市及び町内等	(研修の対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員等	(研修の内容) 地域共生社会推進の背景や先進的な地域の活動紹介等
(対象地域) 全市的取組とモデル地区 10 地区	(対象地域の範囲) モデル地区 10 地区は小学校区	(人口) 市 417,234 人 モデル地区 83,951 人									
(支援する対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員、生活支援コーディネーター等	(支援の内容) <市レベルで取組むこと> ① 障害者や高齢者等の移動が困難な者を地域で支える仕組みを検討するための支援 ② 医療的ケア児及びその家族が安心して生活できるよう人材育成や体制整備 <モデル地区 10 地区で取り組むこと> ① わがまち・わがごと・まるごと会議の実施 自治振興会等が、地域の魅力と課題を共有し地域づくりを創造するための会議開催の支援 ② わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業 地域共生の視点を取り入れた活動を支援 ③ 子どもが健やかに育つよう地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する取組の支援										
(拠点の場所) 保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター、公民館等	(運営主体) 市及び町内等										
(研修の対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員等	(研修の内容) 地域共生社会推進の背景や先進的な地域の活動紹介等										

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 中央、北、南保健福祉センターエリアの44地区のうち10地区	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) モデル地区 83,951人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 高齢者は地域包括支援センター、子どもは保健福祉センターが包括的な相談の機関であるが、道路の凸凹や除雪、防災・防犯等の市民生活全体の課題を包括的に受け止める場は地区センター等	(相談を受け止める人) 地区センター職員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報及びHPでの周知、関係団体・機関へのパンフレットの配布		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) わがまち・わがごと・まるごと会議の開催等 地区センターは行政の第一線の窓口機能を持ち、各種団体の事務局機能を持っていることから、保健・福祉だけでなく防災等、様々な課題を横で共有する仕組みを検討するとともに、わがまち・わがごと・まるごと会議で生活課題の早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 個別の課題について地域住民と解決を図るとともに、関係課やプロジェクトチームでの課題共有	(バックアップする人) 市役所各課、モデル地区所管の保健福祉センター、専門機関等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域ケア会議、地域生活支援体制事業、健康づくり推進会議		
事業の成果目標		
毎月の相談件数、解決数等が指標となるが、初年度であり、改めて、これまでの窓口業務を意識化して相談対応していくことを目標とする		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

① 実施主体(委託先)	富山市(事業の一部を障害者団体に委託予定)
②事業名	包括的相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>本市では、育児、介護、障害、貧困やそれらが複合化・複雑化した課題を抱える世帯の市全体の実数は把握できていないが、現場の印象として増加傾向にある。</p> <p>これらの課題には、妊娠・出産・育児などは子育て世代包括支援センター機能をもつ保健福祉センター、障害者は基幹相談支援センター、高齢者は地域包括支援センター、在宅介護はまちなか総合ケアセンター、生活困窮者は社会福祉協議会等が包括的な相談を受理した場合は、関係機関と連携し解決にあっている。</p> <p>しかしながら、8050 問題、障害者の親亡き後の対応、ひきこもり、再犯防止等の息の長い支援等、新たな課題に対応していくためには、障害者及び生活困窮者の相談支援については、強化が必要になってきている。今後ますます複合的・複雑な課題を抱える世帯の増加が見込まれることから、各相談機関の連携を強化し、各機関が対応している包括的相談を地域全体で共有すること、複合的・複雑な課題に対応する人材の育成、人々の課題を我が事としてとらえ課題が複雑化しないうちに予防的視点から解決できるボランティアの育成等が必要になってきている。</p> <p>事業実施の体制としては、市レベルでは、我が事・丸ごと研究会を設置するとともに、部地域共生社会推進プロジェクトチーム(企画管理部、福祉保健部、こども家庭部、市民生活部、活力都市推進部、教育委員会)と連携し推進していく。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	相談支援包括化推進員 10名、相談包括化推進員補助者 3名を予定。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談支援包括化推進員については、複合的複雑な課題に対応するため、保健福祉センターの係長以上の職員を予定。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	保健福祉センター(中央、北、南保健福祉センター)

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p><市レベルでの取組></p> <p>① 我が事・丸ごと部署の検討</p> <p>② 「我が事・丸ごと研究会」の設置</p> <p>③ 地域共生人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生の理念を啓発する地域共生推進研修会 ・複合的で複雑な課題に対応する相談援助者研修会 ・我が事としてとらえる人材を育成する聞き書きボランティア養成研修会 ・障害だけでなく老化に伴う耳や目の変化を理解し、適切に対応できるよう、視覚障害者、聴覚障害者が講師となり、介護人材やボランティアの育成を図る聞こえのサポート等養成研修 <p>④ 障害者のあんしん相談支援事業(障害者の地域生活支援検討会、親なき後相談支援研究等)</p> <p>⑤ 広報啓発等</p> <p><保健福祉センターレベルでの取組></p> <p>① 包括的相談窓口の設置</p> <p>相談支援包括化推進員の配置、まるごと支援チームによる複合的・複雑な相談対応、保健・医療・福祉の相談申請受付業務等</p> <p>② わがまち・わがごと・まるごと会議(個別・多機関連携)の開催等</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 3 センター合わせて 20 回程度で随時開催(医師、ケアマネ、相談支援専門員、民生委員、児童相談所職員等)	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、医療介護連携会議等も活用
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 顔の見える関係づくりを図るため、初年度であり、3 回程度(保健福祉センター、地域包括支援センター、社協、学校等)	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、医療介護連携会議等も活用
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
初年度であり、可能な範囲で既存事業との連携を図る。また、課題の解決のために、金銭に変わるものとして地域のボランティアのマンパワー等の確保も必要。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
初年度であり、社会福祉法人、企業等の理解及び連携を図り、次年度に向け財源確保の方法を検討する。	
オ その他	
地域共生社会を推進していくためには、手話通訳やノートテイク、要約筆記等を使用し、様々な場面で情報・コミュニケーションを伝えるための配慮が必要であり、その対応をモデル事業の中で考えていく。	
⑧事業の成果目標	
市レベルで取組むことは、地域共生の理念を理解し我が事としてとれることができる人材育成と相談援助者の課題解決力向上であり、初年度は、関係者が障害者の地域生活上の課題を知ること。 モデルセンターレベルで取組むことは、相談者が相談を受け止めてもらえたと感じることができ、共に解決を図ることができるようになることであり、初年度は、包括相談支援窓口を設置することで活動目標は、窓口での相談コーディネート件数、保健・医療・福祉相談申請受理件数、多機関連携会議の開催件数等で、成果目標は、課題解決・見守り支援件数等	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

<p><地域力強化推進事業></p> <p>1 事業実施状況</p> <p>(1)市レベルで取組むこと</p> <p>①障害者等の移動支援検討事業</p> <p>新庄地区(人口12366人、高齢化率26.0%)をフィールドに地域の自治振興会が中心に実施。事前に個人情報の取扱いについて研修後、アンケート調査及び買い物支援の利用希望・ボランティア希望調査票を班長が1軒1軒家庭を訪問し趣旨説明を行い3700世帯に配布。封をされた回答を班長が訪問で回収:回収件数2259件(62.04%)、内有効件数2206件(60.58%)。集計は地元の県立大学に依頼した。</p> <p>集計の結果、買い物支援サービス利用希望は237人、買い物支援サービスボランティア参加希望者は119人で、これらの人に再調査を行った。利用希望者回収件数137人(57.8%)で、すぐに利用したいと回答した人は12人(要支援4人、要介護3人、障害者手帳3人)であった。ボランティア参加希望者回収件数は68人(57.1%)で、すぐに参加したいと回答した人は14人で、65歳未満の人が6人、65歳以上の人が8人であった。不安なこととして、トラブルや事故が起きた時の対処方法が11人であった。12月に地元大学の都市交通デザイン学科の協力を得て、新庄校下における移動支援事業の推進を図るため研修会を開催した。</p> <p>②医療的ケア児等支援事業</p>
--

医療的ケアに係る人材育成として、障害児通所支援事業者、保健師、保育士のための合同研修会(10月60人参加)、職種別研修会(保健師15人、事業者22人、保育士1人参加)を開催、「今までの業務の中であまり馴染みがなかったことなので大変勉強になった」との声が聞かれた。また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ職員1人を派遣した。

身近な地域でのサービス提供体制の整備として、事業所や保育所、学校等が新規に医療的ケア児を受け入れる場合の不安軽減及び技術的支援を目的に、事業所の看護師が対象児の医療的ケアができるよう自宅で対象児に訪問看護を提供している担当看護師を派遣し、環境を整備するための検討を行った。

医療的ケア児の支援について関係者が顔の見える関係になるとともに、課題を共有するため関係機関の意見交換会及び懇話会を開催した。

3月には、医療的ケア児及びその保護者が交流することにより、悩みを共有し、情報交換や相談の場とするため3月に交流会を開催する。

(2)モデル地区で取組むこと

①わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業の実施(会議を含む)

高齢化率が42.1%と高い地区や出生率が22.7%と高い一方で人口の移動が激しく高齢化率も19.6%と低い地区、出生が少ない地区等、人口も1,795人から14,924人まで、趣の異なる地区10地区を選定した。

地域の実状に応じ、自治振興会が中心となって、地区社会福祉協議会、老人クラブ、保健推進員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等が、2月末までに、富山大学総合診療部山城清二教授他を講師に、14回、延べ608人が参加し研修会を開催した。また、「わがまち・わがごと・まるごと会議」は24回483人が参加(3月にあと4回計画)し開催し、地域の魅力と課題を共有した。

予算確定後の事業実施で、地域の各種団体、関係機関はすでに今年度の事業や年間スケジュールが決まっていたことから、初年度は当初の目標である課題の共有に努めた。

②まちぐるみ子育て応援事業

地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援し、子どもが健やかに育つような仕組みづくりを推進するため保健推進員が中心になって、自治振興会をはじめ社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブ等を巻き込み保育所や地区センターとも連携し、地域の特性にあった事業を展開、2月末までに9地区(1地区は3月7日実施予定)が取組、491人参加、保健推進員を核に、地域における子育て支援の新たなつながりが生まれた。

2今年度の達成状況

(1)事業実施の必要性からみた全体的な評価

初年度であり、準備の年として、地域を基盤とした関係課が連携し課題共有を図るとともに、わがごと事務局の地区センターとまるごと相談室の保健福祉センター、地域の関係団体が、形式的な会議ではなく、自分たちの地域をよりよい地域、住んでみたい地域、住み続けたい地域にしていこうという視点で、地域で多くの取組をしていること、担い手不足等、本音部分で、実質的な話し合いを重ねることができた。

(2)成果目標からみた評価

①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

市レベルで取組むことは、初年度は、個々の目標達成のために、必要なメンバーが参画し、まず、課題について知り、共有し、解決にむけた検討会を開催することとしており、障害者等移動等支援検討事業はニーズ調査を行い目標が達成された。医療的ケア児支援事業は、人材育成を行ったが、サービス基盤の整備にあたっては医療的ケア児と受入機関の心理的距離を縮めることが課題であることがわかった。

モデル地区10地区では、地域の各種団体、機関が地域共生の理念を理解し、地域共生の視点を取り入れた活動を検討することを目標としており、研修や会議を通して、活発な意見交換がされ、地区ごとの温度差はあるが、次年度にむけた準備ができたと思われる。

②住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

モデル地区10地区の地区センターを「わがごと事務局」として位置づけたことにより、地域を基盤として活動する保健福祉センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会と地区センターの距離が近くなった。地区センターでの毎月の相談件数、解決数、つないだ数を把握することとしていたが、地域の民生委員や福祉推進員等が身近な相談を受付けており、窓口来所・相談件数の把握(6センター分)にとどまった。今後、どんな相談について計上していくか定義づけをしていく必要がある。

相談件数 3,633件 内課題解決件数 3,286件、関係機関につないだ件数 316件、

相談包括化支援推進員につないだ件数 9件

<多機関の協働による包括的支援体制構築事業>

1事業実施状況

(1)市レベルで取組むこと

①地域共生社会人材育成事業

地域共生社会推進の背景や理念の共有を図るための研修会(127人参加)や相談援助者研修会(87人参加)を開催。

また、我が事として考えることができる人材を育成するため、金沢大学名誉教授の天野良平先生、富山大

学医学部看護学科の八塚美樹先生を講師に聞き書きボランティア養成講座を5回シリーズで開催、31人が参加。新に「7ミニッツ聞き書き」の手法が講師により開発された。

さらに、日ごろから高齢者及び障害者に関わる方を対象として、聞こえのサポート講座(3回164人参加、アンケートを153人より回収。身近に聞こえにくい人がいる人が123人、聞こえにくくなることについて理解できた人が113人、サポートの方法について理解できた人は116人)、目が見えにくい方のサポート講座(3回56人参加、講義・実技の内容が大変良かったという声が多く聞かれた)を開催。障害者自身が講師となり、支えられる人としてだけでなく、支え手としての役割を担い、参加者の理解が深まった。

②障害者のあんしん相談支援事業

障害者の地域生活支援検討会を東海大学医学部看護学科准教授 吉川隆博先生を座長に検討会を2月末までに3回開催。3月には地域の受け皿づくりとして、民生委員・児童委員、メンタルヘルスサポーターを対象に研修を実施予定。

親亡き後の相談支援研究事業を富山市手をつなぐ育成会に委託。富山市精神障害者家族会等連絡会をはじめ関係団体と連携し実施。8月の事前説明会(11人参加)を経て、事前勉強会(11月26人参加、12月24人参加)を経て、障害者本人が親亡き後の生活をどう考えているかヒアリングを実施(1月53人参加)した。3月には相談支援検討会として、事前勉強会報告や講演会、シンポジウム開催予定。

さらに、地域の事業等に5回手話通訳者・要約筆記者を派遣し、啓発を行った。

③我が事・丸ごと研究会の開催

モデル事業などの取組を踏まえ、地域力強化や包括的な相談支援体制の構築、縦割りを丸ごとに変えていくための取組等を検討する研究会を開催。初年度であり、関係団体、関係機関及び市関連課が実践を通じた課題共有を行った。

④その他

この事業直接ではないが、自主財源確保の取組としては、生活困窮者等の学習支援事業を中心に、企業や篤志家による寄附を推進。また、社会福祉協議会が連絡調整役となりながら、社会福祉法人の地域貢献活動を推進すること等を目的に連絡協議会が12月に発足した。

(2)モデルセンターでの取組

①包括的総合相談窓口の設置

3つの保健福祉センターに包括的総合相談窓口を設置。福祉の申請受付も行きサービスの向上を図った。包括的相談窓口の相談件数は、11月末まで実件数で246件(内新規65件)、延件数766件(内新規169件)で、2月末までの新規相談は実数で92件(内最終した事例は22件、継続支援事例は70件で継続支援が必要な事例のうち相談初期の課題解決事例は49件)

②わがまち・わがごと・まるごと会議(多機関連携・個別)

地域で包括的な相談に対応している相談機関が顔の見える関係づくりを図るための多機関連携会議を2月末までに5回開催(3月に1回計画)131人が参加、別に、医療介護エリア会議も活用した。

課題共有や解決策の共有、介入方法の決定、見守り支援が必要な事例に対し、個別に関係者が集まり会議を開催、2月末までに、新規ケースについて136回開催した。

2今年度の達成状況

(1)事業実施の必要性からみた全体的な評価

関係課が連携し、事業を通して、地域共生社会についての理解が図られた。また、部局横断の地域共生社会推進プロジェクトチームや研究会の中で、様々な課題に対する取組の共有を図ることができた。

(2)事業の成果目標から見た評価

市レベルの取組においては、人材育成事業では、聞き書きボランティア講座や聞こえのサポート講座等を通して、参加者が自分のこととして捉えることが促進された。親亡き後相談支援研究事業では当事者である親や障害者を中心として自助、互助、共助、公助の視点からの検討が始まり、障害者団体と民生委員児童委員等をはじめとした団体の距離が一步近づいた。障害者地域生活支援検討会では外部から座長を招くことにより、関係者のテーマに対する専門職としての心構えに変化が生じた印象がある。

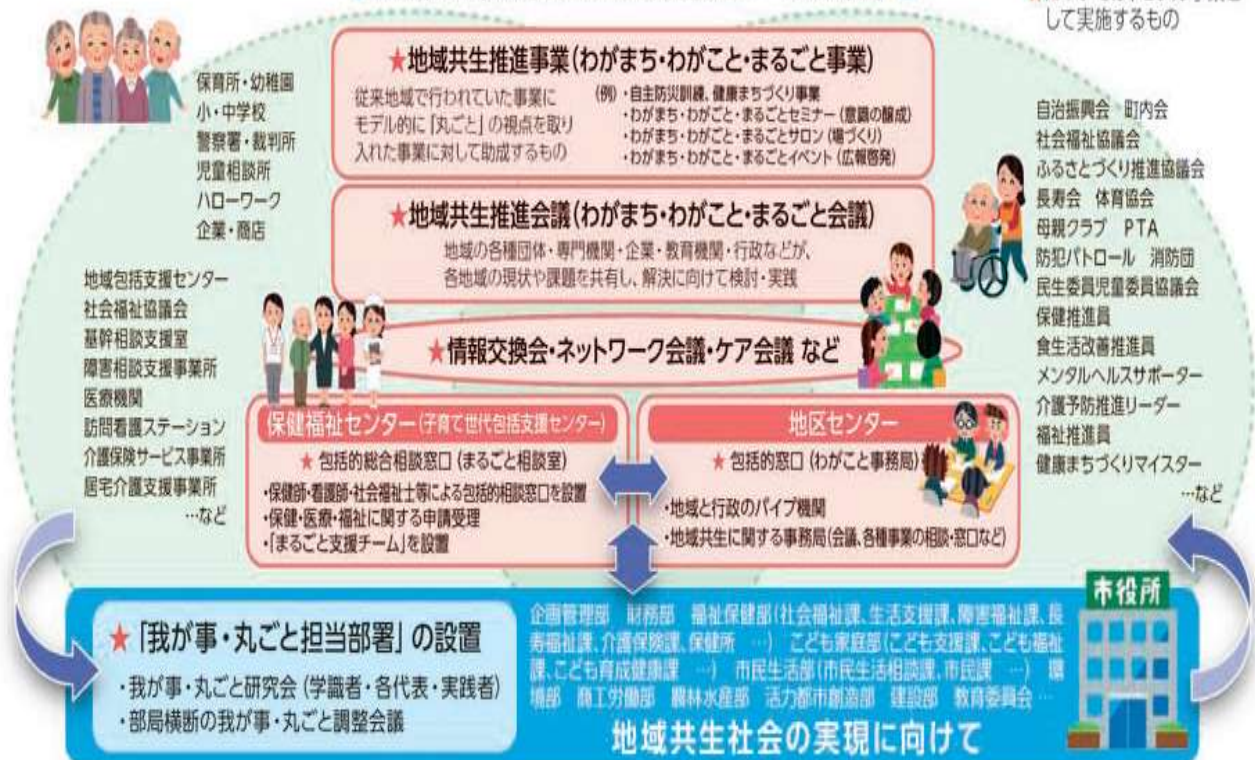
モデルセンターの取組においては、包括的相談窓口を設置し、多機関連携会議や個別会議を通して、地域の相談機関との顔の見える関係が深まった。相談包括化支援推進員はお互いに連携をとりながら、相談援助者の支援を行い、課題の解決に努めていた。個別の地域ケア会議は当初20回ほどをイメージしていたが、2月末で新規で123回と予想を上回った。今後の課題としては、経験の有無に関わらず、最初に相談を受理した人や機関の対応力の向上と必要に応じた専門機関へのつなぎ方、課題解決の方向性が見えた時点での地域へのつなぎ方のシステム化等がある。

地域共生推社会推進モデル事業

～子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うために～

	包括的支援体制構築事業 育児・介護・障害・貧困やそれらが複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり	地域力強化推進事業 住民が身近な地域で主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
市レベル	1「我が事・丸ごと担当部署」設置 2「我が事・丸ごと研究会」の設置 3地域共生人材育成事業 ・複合的・複雑な相談に対応する人材の育成と、人々の課題を我が事としてとらえることができるボランティアの育成を行う。 4障害者あんしん生活支援事業 ・親亡き後の障害者の生活や施設や病院等からの地域移行を推進するための研究事業や実践的な事例を通じた検討を行う。 5部局横断の我が事・丸ごと調整会議 6広報啓発等	1地域共生推進事業(わがまち・わがごと・まるごと事業) (1)まちぐるみ子育て応援事業 まちぐるみで子育てを応援する。 (2)障害者移動支援検討事業 障害者の移動について地域で支える仕組みの構築を目指して、「障害者の移動に関する検討会」を開催する。 (3)医療的ケア児支援事業 医療的ケア児と保護者等が、医療的ケアが必要でない児と同じような体験ができ地域で安心して生活できるよう支援する。
モデル地域	1包括的総合相談窓口設置 保健福祉センターに包括相談窓口設置 ・相談支援包括化推進員による相談 ・「まるごと支援チーム」による複合型課題対応 ・保健・医療・福祉に関する相談・申請受理 2「わがまち・わがごと・まるごと会議(多機関連携個別)」の開催	1「わがまち・わがごと・まるごと会議(全体)」の開催 ・「わがまち・わがごと・まるごと会議」を開催し、従来の健康づくりだけに留まらず包括的な地域づくりを推進する。 2地域共生推進事業(わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業) ・地域住民が、地域の課題を我が事・丸ごとと受け止め、課題解決型、未来志向型の事業推進する。 3包括的窓口(わがごと事務局)設置

●地域共生社会推進モデル事業イメージ図(案)●



富山県 氷見市

都道府県名	富山県	市区町村名	氷見市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	市民部福祉介護課	電話番号	0766-74-8111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 (H31.1.1 現在)

人口	47,535(人)		世帯数	17,608(世帯)	
高齢化率	37.1(%)	生活保護受給率	4.34(%)	面積	230.56(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—(%)	公立小学校数	12(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営:1か所 委託:4か所(ランチとして市内4福祉事業所へ委託)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、富山湾に浮かぶようにそびえる立山連峰の雄大なパノラマが眺望できます。また、本市は資源管理型の環境にやさしい漁法「越中式定置網」の発祥の地としても知られ、初夏のマグロ、全国ブランドとなった「ひみ寒ぶり」、そしてイワシは「氷見鰯」として広辞苑にも掲載されるほど、水産業は今なお活気のある地場産業となっております。また、海越しの立山連峰、里山の自然、氷見温泉郷と氷見鰯、氷見牛などの地域資源を活かした観光業も重要な産業となっております。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>「地域セーフティネット構想」及び「第3次氷見市地域福祉計画(後期計画)」に基づき、コミュニティソーシャルワーカー(相談支援包括化推進員)の配置や住民等に対する学習、地域福祉活動への参加促進等に関する取り組み、活動拠点づくり、他人事を我が事に変えていくような働きかけを行い、地域で一人ひとりの生涯にわたる生活を支える仕組みづくりを推進することにより「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」の実現を目指す。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域にある生活課題を住民自ら明らかにし、将来の地域のあり方と自分や家族が暮らしたい地域の実現に向け、今何ができるかを住民同士で話し合い、外出支援や居場所づくりなど今もこれからの将来も魅力ある地域を維持し続けるために、常に住民自身が「我が事」と考え、住民の異変や状況変化などをキャッチできる人材を増やし、また、地域の中で相談を受けとめる場と機能を創出し、受け止めた相談を解決・改善に向けた連絡・連携の仕組みを創出する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	氷見市(社会福祉法人氷見市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉活動サポーター(見守り・相談力向上研修)事業	
③事業実施の必要性	<p>地域の課題を「我が事」に変えていくための働きかけ、また、様々な課題を「丸ごと」受け止めるための体制構築については、これらの担い手の育成や環境の整備を図る必要がある。</p> <p>このことから、市全体及び地区(ブロック)別の研修会等を行うとともに、活動拠点の構築についても支援する事業を市社会福祉協議会へ委託して実施する。</p>	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	小学校区	49,105人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域福祉活動サポーター(担い手)の育成 《別紙事業計画書①参照》	1. 研修の実施 2. サポーターの活動実費弁償(活動費補助)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地区社協等による活動拠点(公民館等)	各地区社協(21地区)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市民(60名程度)《別紙事業計画書①参照》	相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得を目的にした内容(4回程度)《別紙事業計画書①参照》	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や善意銀行等、市民の寄付金の活用を検討する。《図1-①参照》		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・市包括支援センター ・生活支援コーディネーター ・地区社会福祉協議会活動 ・市社会福祉協議会活動等 《図1-①、②参照》		
事業の成果目標		
市内の全地区(小学校区単位)において、「なんでも相談所(仮称)」を開設する。 今年度は、2地区をモデル地区として指定し、地区内の相談受付体制の構築等を支援する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
指定モデル地区(2地区)	小学校区	5,039人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地区社協による「なんでも相談所(仮称)」	民生委員、サポーター等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
既存活動での周知、回覧または全戸配布の案内による周知、地区内各種団体の会合等に出向き周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地区内の公民館や集会場において定期的に相談所を開設するほか、既存活動の場においても「なんでも相談」の機会を設け、地域生活課題の把握を図る。《図1-②参照》		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
モデル地区で行われる「なんでも相談」に包括化推進員が同席し、相談を受ける住民の支援を行う。《図1-②参照》	包括化推進員(CSW)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・市包括支援センター ・第1、2層生活支援コーディネーター等《図1-②参照》		
事業の成果目標		
市内の全地区(小学校区単位)において、「なんでも相談所(仮称)」を開設する。 今年度は、2地区をモデル地区として指定し、地区内の相談受付体制の構築等を支援する。		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
---------------------------	--

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	氷見市(社会福祉法人氷見市社会福祉協議会)	
②事業名	地域セーフティネット活性化事業	
③事業実施の必要性、体制等	<p>様々な関係者が、市民のあらゆる困りごとを共有するネットワークを広げるとともに連携を密にし、社会的孤立や排除のない共生の地域社会を作り上げていく必要があります。</p> <p>このため、既存の制度にとらわれることなく、地域における支えあい活動をコーディネートする人材(包括化推進員・コミュニティソーシャルワーカー等)を住民同士の顔が見える範囲(小・中学校区等)に配置することが求められています。</p> <p>さらには、このコーディネーターが中心となって、様々な生活支援のためのサービスが日常生活圏域で提供できる体制を構築することが必要となっています。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の資格を有し、個別支援のキャリアがあり、かつ地区社会福祉協議会の支援等の地域活動を行っている者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	生活困窮者自立相談支援・社会福祉法人氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
ふくし相談サポートセンターを「協働の中核を担う機能」と位置づけている。また、氷見市地域セーフティネットの構築を図る中で、包括的な相談支援体制の構築とともにその定着を図る。《別紙事業計画書②及び図2-①、②参照》		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 セーフティネット構築会議分科会、コア会議、ブロック会議、地域会議、ケア会議《別紙事業計画書②及び図2-③参照》	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 セーフティネット構築会議、コア会議、ブロック会議、地域会議、定例会議《別紙事業計画書②及び図2-③参照》	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
新たなサービスの開発等にあたっては、ボランティアの有効活用を図るほか、利用者に相応の負担を求めることも検討します。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
生活課題、地域課題の解決、改善を目的とした新たな地域活動の検討と合わせ、活動に係る経費とその確保のため、既存活動の活用、共同募金や善意銀行等、市民の寄付金活用を検討する。《別紙事業計画書②及び図2-①、③参照》		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数 120件 → 終結件数 70件(60%) (うち、複合的な課題を抱えた相談 50件 → 終結件数 25件(50%)) ・地域における相談窓口の設置数 10地区(全21地区中) ・相談支援チーム会議(行政、専門職、地域によるケース会議)チーム数 30チーム 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

事業名：地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上研修）事業

ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

《具体的な取り組み（成果）》

・「地域福祉活動サポーターの育成」・養成研修（全4回）を実施し、43名のサポーターを委嘱

→地区社会福祉協議会活動にも関わり、新たな地域福祉活動の担い手となりつつある。

→サポーターからの情報提供もあり、担当民生委員や他機関につなぐなど対応した。

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

《具体的な取り組み（成果）》

・モデル地区2地区を指定

・モデルA地区では「福祉なんでも相談会」を実施するとともに、相談員を地区内で設置。

・モデルB地区では「福祉なんでも相談会」を年度末までに計3回実験実施。

→モデル地区では、地域住民の困りごとを地域で受けとめ、地域でできる支援は地域で行い、地域での支援が困難な相談内容はふくし相談サポートセンターや包括支援センターへつなぐといった、地域での相談対応方法が確立しつつある。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

事業名：地域セーフティネット活性化事業

成果目標：・相談支援包括化推進員2名を配置

・新規相談実績：80件 ※H31.2月末現在

・地域における相談窓口の設置：10地区（モデル2地区含む）

・相談支援チーム（行政、専門職、地域によるチーム）数：32件

※内訳：新規相談に対応するチーム：26件、前年より継続の相談に対応するチーム：6件

地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上研修）事業実施計画書

1 業務の内容、実施予定期間及び実施場所

<p>(ア) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み 『地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上）研修』 →氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連する、地域の相談窓口の担い手となる人材育成を目的に、地域福祉活動のリーダーだけではなく、活動に関わるサポーター（地区社協役員や民生委員ではない地域住民）をも対象として、特に相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得を目的に実施する。</p> <p>(イ) 活動拠点づくり 『地区内の相談受付体制の構築（モデル地区指定）』 →①で育成された人材が活動に取り組むにあたり、地区内での相談を受け付ける場づくりや、相談を地区内関係者間での共有方法と地区内での支援につなぐ仕組みづくり、コミュニティソーシャルワーカーなどへつないでいく仕組みづくりを、モデル地区を指定し構築する。</p> <p>(ウ) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ 『地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会』 →上記で育成されたサポーターや地域のなんでも相談所で受け付ける相談を、単に個別の課題として取り上げるのではなく、地域の課題として捉え『我が事』として考えられる地域環境づくりを目的とした研修会を実施する。</p>			
内 容	実施予定期間	実施場所	詳 細
(ア) 市民に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み 『地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上）研修』	平成 30 年 6 月ごろ	氷見市いきいき元気館ホール他	◆「地域の担い手育成」 (1) 全体研修 講師：日本福祉大学 教授 原田 正樹 氏 (2) サポーター養成研修（4回程度） 講師：市内・市外の実践者等予定 ※受講後、地区社協・民生委員活動のサポートや、地域とふくし相談サポートセンターとつなぐ役割を担ってもらおうサポーターとして登録してもらおう（希望制）。
(イ) 活動拠点づくり 『地区内の相談受付体制の構築（モデル地区指定）』	平成 30 年 6 月～	2 地区程度指定地区内公民館等	◆「なんでも相談所（仮称）」の開設支援 (1) 地区内検討会 ・相談所の具体的な開設方法の検討 ・地区内での相談共有ルールの検討 ・地区内での支援につなぐ仕組みづくり ・専門職への相談（情報）提供ルールの検討 (2) 上記と並行し目指し、既存の地域活動の場における、CSW・市社協エリア担当による、住民の困りごとや不安、気になる近隣の情報等を収集する、アウトリーチを行う。
(ウ) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ 『地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会』	平成 31 年 1 月ごろ	氷見市いきいき元気館ホール他	◆地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会 講師：個別支援や権利擁護等に関わる研究者または実践者等の県外講師

地域セーフティネット活性化事業実施計画書

1 業務の内容、実施予定期間及び実施場所

(1) コミュニティソーシャルワーカー（包括的相談支援推進員）の配置 →コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）を2名配置し、高齢・障害・児童その他対象者を限定せず、すべての市民の福祉に関わる相談に対応すると共に、地域で把握した「社会的孤立者」等の支援について、地域、専門職、行政が円滑に連携し支援できるようコーディネートを行う。			
内 容	実施予定期間	実施場所	詳 細
①複合的な生活課題への対応とコーディネートを行う。	通年	市庁舎内	福祉の総合的な相談窓口として、包括的（高齢・児童・障害等分野に限定しない）に受け止めつつ、複合的な課題に対する適切なアセスメントと支援のコーディネートを行う。
②地域と専門職、行政をつなぎ、支援のコーディネートを行う。	通年	各地域拠点等	各地域で把握した「社会的孤立者」等に対して、訪問等により生活課題を把握し、必要に応じて、専門職、行政へつなぐと共に、地域による支援をコーディネートする。
③地域の相談窓口機能構築及び強化を図る。	通年	各地域拠点等	身近な地域で相談を受ける体制（ふくしなんでも相談窓口）を構築（強化）するために必要な支援を行う。
④セーフティネットコア会議への参画	年4～6回	市庁舎	庁舎内の連携をスムーズに行うための情報共有の場に参画し、相談支援事例の紹介等を踏まえ、連携体制のルール等を構築する。
⑤支援に必要な社会資源開発をする。	通年	市庁舎等	相談事例を基に、各種制度や取り組みでは支援が難しい場合、地域や各団体、企業、専門機関の協力を得て、新たなサービスや取り組みを開発する。
⑥庁内連携を図るための会議を定例開催する。	年6～12回	市庁舎等	各課が対応している案件や事例をとおして、情報共有及び勉強会を開催し、庁舎内の連携を図る。
⑦緊急事案に対する会議の開催。	随時	市庁舎等	緊急に検討が必要な事案に対して、関係者を召集し、対応策の検討及び役割分担を行い、迅速・適切な対応を行う。
(2) 各種研修会の企画・調整 →セーフティネットを構築するにあたり、先進事例から学ぶための研修の調整等を行う。			
内 容	実施予定期間	実施場所	詳 細
①セーフティネット構築研修会（仮称）	平成30年10月未定日	氷見市いきいき元気館ホール他	氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連する支援困難事例の検討を実施する。 講師：未定
(3) 視察研修の企画・調整 →セーフティネットを構築するための先進地視察研修の調整等を行う。			
①先進地視察	平成30年未定	未定	CSWの業務の質の向上を目的に、本市が目指すセーフティネット構想に類似する仕組みづくりや、その実践を行っている自治体又は実施団体へ出向き、実践について学ぶ。
②先進地視察（市同行） *依頼は市より	平成30年未定	未定	社会的孤立に至っている（至る可能性を秘めている）方々を把握し、円滑に支援へとつなげるためには、庁内連携が必要不可欠となる。そこで、庁内連携を先進的に進めている自治体を訪問し、体制づくりや日頃の連携方法について学ぶ。

(4) その他本事業に関係すること →本事業を推進するための検討会議、事務局会議、アドバイザーとの調整を行う。			
①事務局会議への参画	随時	市庁舎内	本事業を進めるための事務局会議に参画する。
②構築会議への参画(アドバイザーとの調整)	年3回程度	市庁舎内	構築会議へ参画すると共に、アドバイザーとの進行の確認や日程調整等を行う。
③構築会議分科会の運営	年4回程度	市庁舎内他	構築会議に設置された分科会が円滑に行われるよう、進行の確認を日程調整等行う。
④関連研修への参加	年3回程度	東京等	厚生労働省等主催の、関連する研修会へ参加する

2. コミュニティソーシャルワーカーの設置

(1) 役割

職名	担当する業務	備考
コミュニティソーシャルワーカーA 【庁内連携担当】	①庁舎内で受けた相談の対応及びコーディネート ②相談窓口に寄せられた相談への対応(家庭訪問及び地域、専門職による支援のコーディネート) ③セーフティネットコア会議への参画 ④構築会議分科会の企画・運営 ⑤新たな社会資源の開発 ⑥フォーラムの企画・運営 ⑦視察の調整	社会福祉士等の国家資格
コミュニティソーシャルワーカーB 【地域連携担当】	①地域相談窓口(ふくしなんでも相談窓口)のバックアップ(開設日への同席)及び会議等の企画・調整 ②相談窓口に寄せられた相談への対応(家庭訪問及び地域、専門職による支援のコーディネート) ③セーフティネットコア会議への参画 ④構築会議分科会の企画・運営 ⑤新たな社会資源の開発 ⑥研修の企画・運営	社会福祉士等の国家資格

図1-①

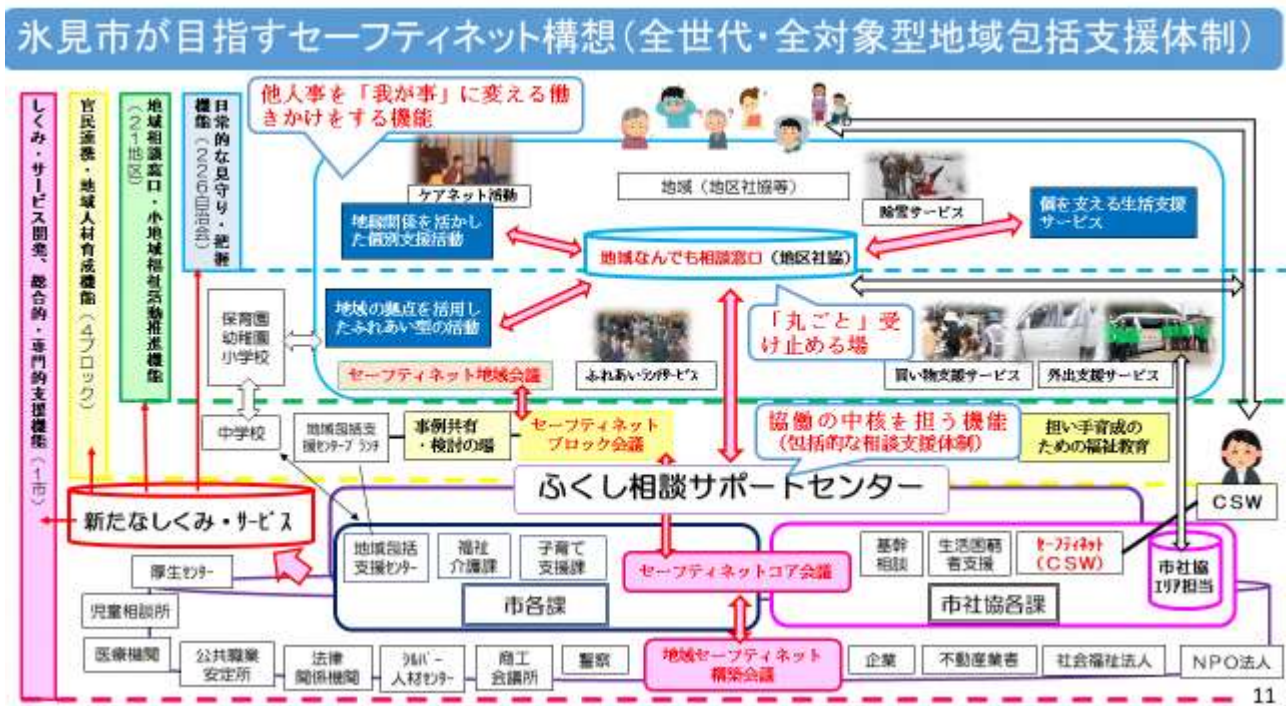


図1-②

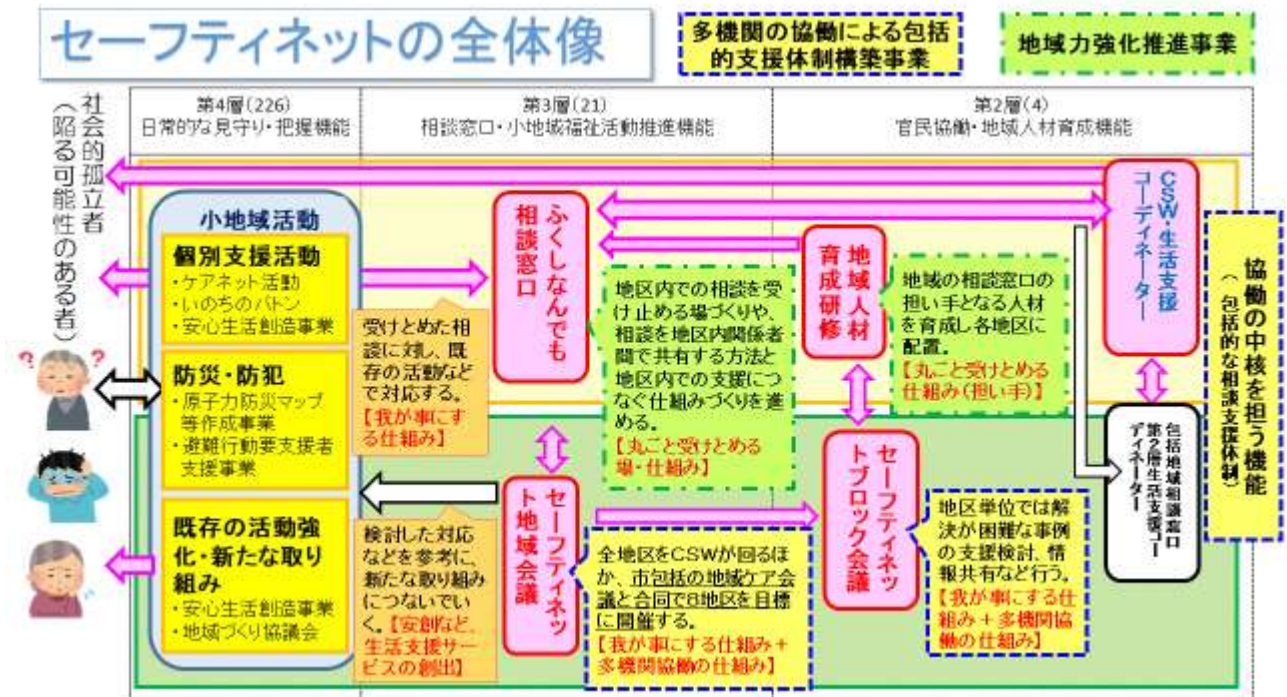


図2-①「包括的な相談支援体制の構築に向けた構想（全体像）」

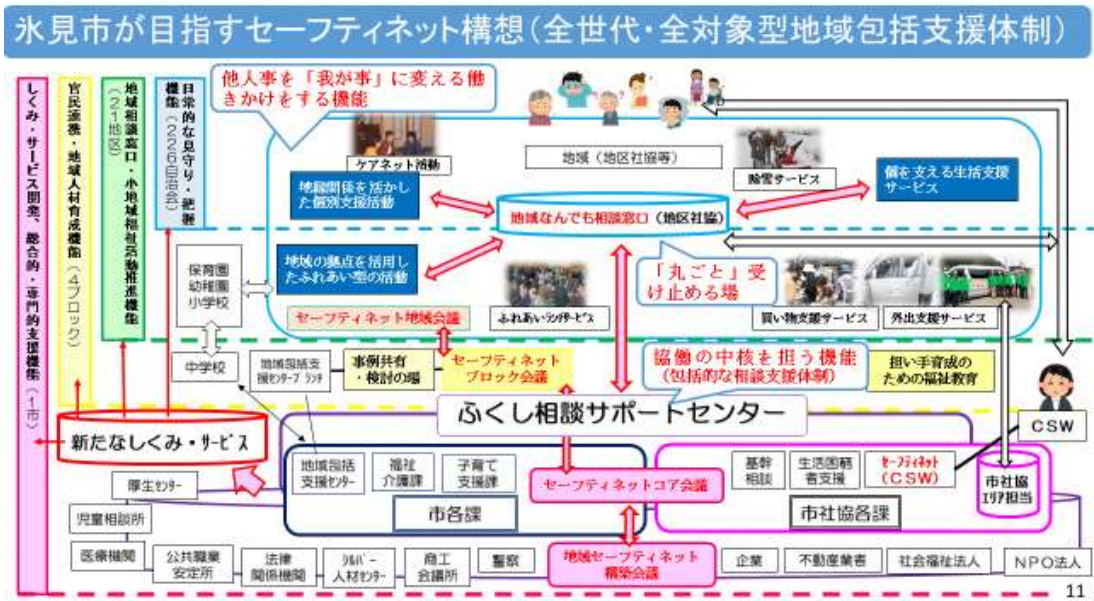


図2-②「協働の中核を担う機能（ふくし相談サポートセンター）」

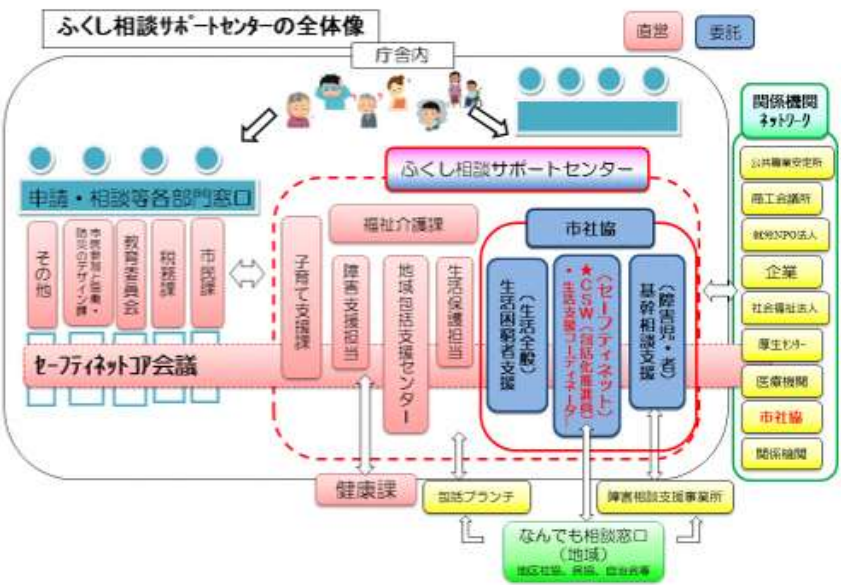
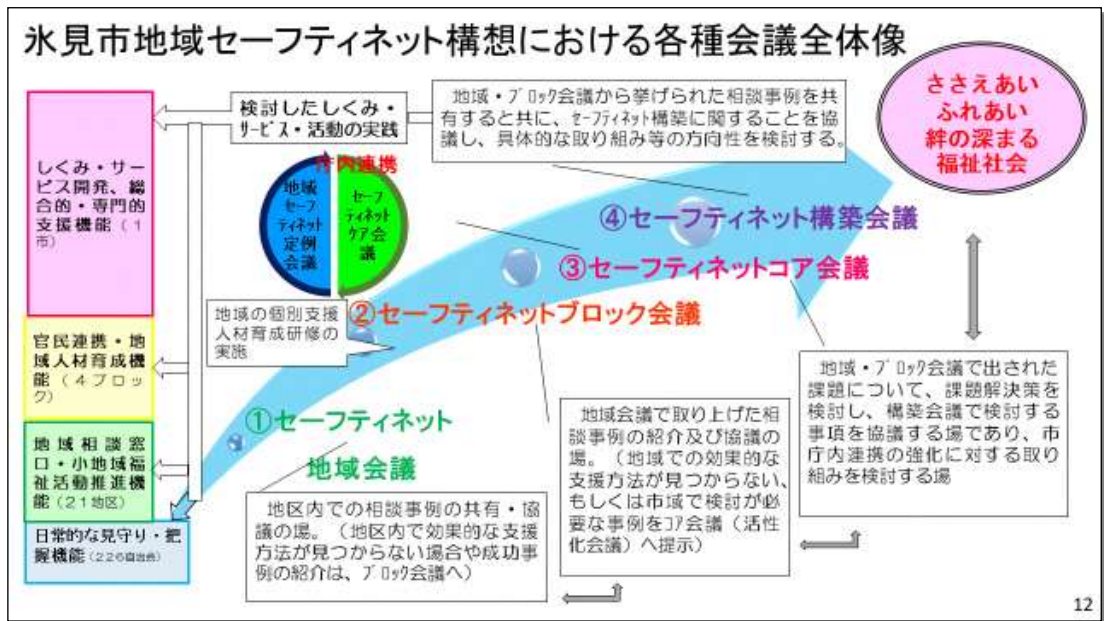


図2-③「相談支援包括化推進会議に関わる会議」



石川県 金沢市

都道府県名	石川県	市区町村名	金沢市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	金沢市福祉局福祉総務課	電話番号	076-220-2278
参考 URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23001/fukushi_keikaku/index_3.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	453,654(人)	世帯数	206,477(世帯)
高齢化率	26.1(%)	生活保護受給率	0.907(%)
面積	468.64(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	69.35(%)	公立小学校数	55(校)
		公立中学校数	24(校)
地域包括支援センター	委託: 19か所(社会福祉法人、医療法人、公益社団法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は本州のほぼ中央に位置し、県庁所在地として交通網や商工業が発達しており、北陸有数の都市として高い利便性を持ち合わせている。</p> <p>本市は古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、本市福祉の原点である善隣思想(助け合いの心で、近隣の人と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方)がある。</p> <p>これは、冬季に雪が降る自然環境が隣近所と協力して作業を行うこと、また城下町である本市の産業として家内工業が発達し、人々は支え合っていかなければならなかったことが、本市福祉の特徴として挙げられる。現在は世界の交流拠点都市金沢をめざし、国内外から人・モノ・情報の集積を計り、その交流を通じて新たな価値を創造し、持続的な発展をめざしている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>金沢市地域福祉計画2018及び長寿安心プラン2018に基づき、市民、地域団体、行政などがそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互の連携をより深め、地域全体で支え合う活動を一層進めることで、誰もが安心して暮らしやすい共生社会の実現をめざす。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>金沢ならではの地域コミュニティの良さを活かしながら、小学校区単位を基本に多様な団体との連携を強化するとともに、企業、学生等のボランティア、NPO 等の新たな社会資源とも連携し、地域力の強化を推進したい。</p> <p>また、地域の人々が役割を持ち地域に関わる様々な人と、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域、行政、専門機関、専門職等との協働による包括的な支援体制を推進する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	金沢市(社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会と共同)	
②事業名	地域課題解決力強化事業、企業の地域貢献推進事業、自主財源確保のための取組み推進事業(すべて金沢市地域福祉計画 2018 具現化事業)	
③事業実施の必要性	<p>地域には様々な課題を抱えながらも、声に出せない方がいる現状がある。本市には小学校区単位の地区社会福祉協議会があり、地域住民の悩みや困りごとをキャッチしやすい環境がある。</p> <p>よって地域に身近な場所に福祉相談窓口を設置し、専門機関がバックアップすることで、地域住民が気軽に相談、情報の提供、気になる方の通報、ボランティア情報の受発信が出来る環境を整備する。</p>	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
金沢市地域全域	小学校区	453,654 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社協	地域内のニーズ調査、見守り、ゴミ出し、話し相手など 地区内のちょっとしたボランティアの立ち上げ、運営等を支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地区社協等による活動拠点(公民館、自治会会館、寺院、神社等)	地区社協	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市民	金沢かがやき発信講座「これからのかなざわの地域福祉について」を開講し、地域、職場、サークル、グループ等の会合や研修会に職員が直接訪問し、市民協働のまちづくりを紹介	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、社会福祉法人、企業と協働し新たな財源を確保(金沢市地域福祉計画 2018 に明記)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターが中心となり地区社会福祉協議会の構成員等による地域福祉座談会を開催し、連携を図る。		
事業の成果目標		
地域福祉座談会を54地区中30地区で開催及び、金沢市地域福祉計画 2018 の策定をうけ、地域福祉活動計画を地区社会福祉協議会54地区で18地区ごとに3年かけて策定し、地域課題の解決に繋げる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内16地区	小学校区	453,654 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
(市内16地区社協・地域の身近な福祉相談窓口)	地区社協職員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市・市社会福祉協議会の広報、市・市社協HP、パンフレット、チラシ等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
窓口を運営する地区社会福祉協議会の構成員である自治会連合会、民生委員・児童委員、公民館、老人会、まちぐるみ福祉活動推進員、婦人会、消防団、児童館、ボランティアグループ、PTA、防犯委員会、地域包括支援センター、小学校等との連携を強化		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
金沢市社会福祉協議会のCSWと生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが支援	金沢市社会福祉協議会、地域包括支援センター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)包括的支援事業(地域包括支援センター)との協働		
事業の成果目標		
相談件数 5,760 件(内訳 16 地区×9ヶ月×20日×2件)解決数 2,500 件つないだ件数 3,260 件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成30年7月2日から市内54地区中16地区で「イ」の事業を先行実施し、相談傾向の分析、課題を整理するとともに、多機関の協働による包括的支援体制の構築について研究する。		

4. 成果目標の達成状況

1. 地域力強化推進事業

ア「住民に身近な圏域」において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決することが出来る環境の整備

(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

本年度新規に市内9地区を支援(目標 9地区)

累計 28地区を支援(目標28地区)

(ウ) 地域住民等に対する研修の実施

市民向けに研修を6回実施

○地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保

地域に不足する、新たな社会資源の創出・運営にかかる財源を安定的に確保する観点から、企業または個人からの寄附金等創出の働きかけの取り組みを推進するため、地区社会福祉協議会の構成員及び事務担当者等に研修を実施。のべ82人が参加。

○事業実施にあたり連携する他の法廷事業等

生活支援コーディネーターが中心となり、地区社会福祉協議会の構成員等による地域福祉座談会を開催し、連携を図る。

○事業の成果目標

54地区中、23地区で55回地域福祉座談会を開催。(目標30地区)

(のべ参加人数1,116人)

金沢市地域福祉計画2018の策定をうけ、地域福祉活動計画54地区中、18地区毎に3年計画で策定中。(目標18地区)

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

地域の身近な福祉相談窓口16地区に設置(目標16地区)

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

市・市社会福祉協議会の広報、市社協のHP、市公式 facebook、市公式ツイッター、フリーペーパーパンフレット、チラシ等 (HP等検索ワード「ちくまど」で検索)

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

地域団体との連携を強化

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

市社会福祉協議会のCSW・SC及び地域包括支援センターが支援

○事業の成果目標

目標 相談件数 7月からスタート 16地区×9ヶ月×20日×2件=5,760件

実績 相談件数 " 16地区(7月から2月)= 338件

石川県 能美市

都道府県名	石川県	市区町村名	能美市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	能美市我が事丸ごと推進課	電話番号	0761-58-2234
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	50,304(人)	世帯数	18,993(世帯)
高齢化率	25.2(%)	生活保護受給率	2.46(%)
		面積	84.14(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	8(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託:3 所(社協を含む社会福祉法人 2 所・市立病院)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>能美市は石川県の南部、加賀平野のほぼ中央に位置し、県都金沢へは北東約 20km の距離にあり、南には日本海側の拠点「小松空港」がある小松市が隣接している。当市の北側には標高 2,702mの白山から流れ出る手取川と梯川に挟まれた扇状地と、日本海に面した美しい海岸線があり、南側には白山山系に連なる、なだらかな丘陵地である能美丘陵を擁する、海・川・山・平地に恵まれた、非常に豊かな地勢である。</p> <p>また、伝統工芸「九谷焼」から最先端技術を駆使した製品をつくりだしている「ものづくりのまち」である。「九谷焼」のすべてを満喫できる「九谷陶芸村」をはじめ、開湯千四百年の歴史を誇る「辰口温泉」、北陸最大級の前方後円墳を有する「国指定史跡・秋常山古墳群史跡公園」、楽しく遊べて学べる「いしかわ動物園」など多様な観光スポットがある。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	「能美市でともに生き、安心と幸せな暮らしを実現：地域包括ケアシステムの構築」住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・福祉・保健を一体的に提供する体制作りを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、関係者、行政のオール能美市体制で、地域包括ケアシステムの構築を目指し、「医療」「介護」「助け合い・支えあい」「健康づくり・予防」のどこかの分野に皆が携わっている ・それぞれが携わっている活動を皆で理解しあっている ・住民誰もが担い手となり、また、子どもも障がいのある人も高齢者も、受け手側だけではなく、自分ができる支えあいの担い手になっている ・地縁組織と「NPO、非営利団体等」が、ネットワークを組み必要なサービスを提供している

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	能美市(能美市社会福祉協議会)	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	市民が地域の課題を把握でき、解決に向けて対策を検討できるよう体制を支援する。具体的には、91か所の地域福祉委員会(住民が主体的に地域の課題を把握していく場)の活性化を図る。地域福祉委員会を支援する役割と市全体を統括する役割を委託する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 各町会・町内会地域福祉員委員会	(人口) 50,304人(市全域)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域活動推進員、町内会役員等 (地域福祉委員会の担い手)	(支援の内容) コミュニティソーシャルワーカーが各地域福祉委員会を活性化できるよう課題の把握・解決策につながるよう支援する	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域福祉委員会(各町会・町内会に設置済み)	(運営主体) 市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 市民、関係機関職員等	(研修の内容) 共生社会の実現に向けて地域における実態から課題、取組みの方向性等について研修等	
(エ)その他		
(課題の把握方法)地域の見守り活動から地域福祉委員会の中で課題を話合っている		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
能美市の実情に応じ、安定した資金の確保に向けて行政職員間で勉強会を実施する予定		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援体制推進協議体を設置し、課題検討のため5つの専門部会を実施。生活支援サービス推進協議体、地域自立支援協議会、多職種連携会議、健康づくり協議会等の事業との連携協議より課題から取組みの検討を実施		
事業の成果目標		
地域福祉委員会の開催数・参加者数・地域の状態:「地域課題が共有されている」地域が増加 地域福祉委員会ごと課題と解決策のまとめ(成果物) 各専門部会からの報告会(地域包括支援体制構築推進協議体)の開催		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 寺井地域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 17,835人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 寺井あんしん相談センター	(相談を受け止める人) あんしん相談センター地区担当	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシを活用し、町会・町内会、民生委員等に周知。市役所窓口や事業所チラシの設置。市ホームページでの周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 各町会・町内会に設置されている地域福祉委員会を活性化し、地域からの生活課題をできるだけ早期に把握する		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談からの課題の整理や必要な機関につなぎ、世帯の支援の方向性を導くためのアセスメント機能をバックアップする	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員・市福祉総合支援センター職員や我が事丸ごと推進課職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		

障がい者相談支援体制構築(基幹機能の整備を含む)
事業の成果目標
①寺井あんしん相談センターの相談件数【障がい者(児)生活困窮者等】 (実・延べ人数) 実 96 人・延べ 240 人
②ネットワーク会議の開催数 4 回
③複合世帯支援世帯数 8 世帯(1つの世帯に課題を抱えた高齢者・障がい者(児)・子ども等いる世帯)
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	能美市(能美市社会福祉協議会)
②事業名	地域包括支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	市民の相談を高齢者や生活困窮者、障がい者(児)の相談を丸ごと受けとめる場の構築及び各関係機関が協働し、包括的な支援体制がとれるよう包括化推進員を配置する。平成29年度に続き、平成30年度も寺井地区をモデル地区として実施する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	能美市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置し、寺井地区の寺井あんしん相談センター地区担当職員が高齢者、生活困窮者、障がい者(児)の総合的な相談に対応できるようバックアップする。また、複合的な課題を抱える世帯の困難事例については、個別ケース会議や地域ケア会議を開催し、関係多機関をつないでいく。相談窓口のPR や相談支援包括化推進員のスキルアップ、必要な相談支援体制整備については市内3か所の相談支援事業所の強みを生かし、事業所間の支援機能を高めつつ市福祉総合支援センターや我が事丸ごと推進課と連携し実施する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別ケース会議(支援者間における情報共有と課題解決に向けた検討) *(参加者)支援者【ケアマネ、相談支援専門員、利用事業所関係者等】 *(開催頻度)情報共有や課題解決に向けた話し合いが必要な時に開催	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ネットワーク会議(地域住民を含めた支援者間のネットワーク構築) *(参加者)地域住民【町会長、民生委員、福祉推進等】、支援者、本人 *(開催頻度)個別ケースの情報共有や理解を求めることが必要な時に開催	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
能美市の実情に応じ、安定した資金の確保に向けて行政職員等で勉強会を実施する予定	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域包括支援体制推進協議体(のみ共)を設置し、市のビジョンを明らかにする。各専門部会(健康づくり・予防、地域医療・介護連携会議、助け合い・支えあいの地域づくりなど)から出てきた課題との整合性を図り、新たに必要となる社会資源を創出する。会議メンバーは、アドバイザー、専門部会代表、社協、市職員(福祉課、我が事丸ごと推進課等)等	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
【課題把握の経緯】: 寺井あんしん相談センターの相談内容から把握 * 包括化推進員が多機関と調整・協議しながら課題解決に向けた支援を実施 【成果目標】相談件数の詳細目標: 新規生活困窮者相談数 10 人/年、生活困窮者継続支援数 5 件/年 複合世帯支援世帯数 8 世帯(1つの世帯に課題を抱えた高齢者・障がい者(児)・子ども等いる世帯)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- ① 地域福祉委員会の開催数⇒H30年実績(H30.1月～12月実績):688回
91地域福祉委員会中46の委員会に働きかけを実施。働きかけにより活性化した委員会:17委員会
(9月中間報告時点)
- ② 課題と解決策のまとめ(成果物)⇒今年度中に各地域福祉委員会に向け、地域課題の「見える化」のためのアンケートを実施。⇒次年度アンケート分析実施⇒地域課題を解決するための社会資源の構築への実践計画の検討
- ③ 各専門部会からの報告会(地域包括支援体制構築推進協議体)の開催⇒年2回(10月・1月)開催
- ④ 寺井あんしん相談センターの相談件数【障がい者(児)生活困窮者等】2月末時点
(実・延べ人数) 実96人・延べ195人

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

相談支援包括化推進員が介入し、課題解決に向けた支援を実施した実績(2月末時点)

- ① ネットワーク会議の開催数 7回
- ② 複合世帯支援世帯数 26世帯

福井県 坂井市

都道府県名	福井県	市区町村名	坂井市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	市民福祉部 福祉総合相談室	電話番号	0776-50-3163
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	91,991(人)	世帯数	31,721(世帯)
高齢化率	27.4(%)	生活保護受給率	1.73(%)
面積	209.67(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	100(%)	公立小学校数	19(校)
		公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営 1か所 委託 4か所(社協、社会福祉法人、医療法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営+委託(社協職員の市役所内出向)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>坂井市は福井県の北部に位置し、平成 18 年に坂井郡の三国町・丸岡町・春江町・坂井町の 4 町が合併して誕生しました。市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。</p> <p>また、同市丸岡町はコシヒカリの生みの親「故石墨慶一郎博士」の出身地であり、コシヒカリのふるさとと言われ親しまれております。その他、若狭牛、越前がに、花らっきょう、越前そば、油揚げなど豊かな食に恵まれており、地場産業である越前織による織マークは国内シェアの 80%を占めております。また、景勝地「東尋坊」に代表される海岸線や日本最古の天守閣として知られる「丸岡城」などを有することでも有名です。なお、東洋経済新聞社「住みよさランキング」では、2012 年より 5 年連続で TOP5 入りの実績があります。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	坂井市における「身近な圏域」は、市内に23あるまちづくり協議会の圏域を想定しているが、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の実施により、圏域ごとの人口等将来推計や地域住民や法人によるコミュニティー活動、サービス提供事業者等の社会資源、住民意識などを基に、地域のニーズ・課題を的確に把握し、次期地域福祉計画の基礎データとして活用することで、本市における地域共生社会の実現に向けた施策に反映させる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市において、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進展させる

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	坂井市社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化事業	
③事業実施の必要性	当市における住民の「地域共生」の認識はまだ薄く、また地域で構築しているネットワークも福祉的には機能していないため、住民への意識づけと、地域課題を共有する環境整備が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 三国町、丸岡町各2地区(モデル地区指定)(ウ)については全地域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 約1万9千人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) ① 地域福祉推進基礎組織 ②希望園に関わる地元住民、関係者等	(支援の内容) ①モデル指定を行い、住民コーディネーターを配置することにより、地域課題について解決を試みる。 ② 希望園の自主商品づくりを地域連携型で試みることで、意識醸成を図る。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) ② 各コミュニティセンター ③ 希望園(三国町)	(運営主体) ② 市(コミセン) ②社会福祉協議会(希望園)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員、福祉委員、区長、まち協、事業関係者、市民等	(研修の内容) 地域共生社会づくりを学ぶシンポジウムを開催し、地域福祉の専門家による講演、地域リーダーの実践発表等を行う。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
①共同募金、②今後、社会福祉法人連絡会(仮)を立ち上げ、協働による地域福祉貢献活動実施を試みる。③希望園拠点活動は、地元企業との協働を試みる。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
① 地域福祉推進事業(福祉の人づくり講座、小地域見守りネットワーク、住民組織化活動と小地域福祉活動等) ② 生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
1 拠点:年間参加者 50 名、1 拠点ご近助コーディネーター 1 名以上設置、新たな試み 1 事例 シンポジウム参加者 500 名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 三国町、丸岡町の 2 地区ずつ(モデル地区指定)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 約1万9千人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 各コミュニティセンター	(相談を受け止める人) ご近助コーディネーター(住民コーディネーター)、民生委員 等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市・社協広報紙、地区内回覧、チラシ配布、地域福祉推進基礎組織・まちづくり協議会会議 等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 区長、民生委員、福祉委員、基礎組織役員、まち協等で構成するご近助ネットワーク会議を定期的に行い、地域現状の情報交換を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域住民が把握した地域生活課題のうち、支援が必要な場合に、そのまま受け止めたり、ご近助ネットワーク会議に参加する。	(バックアップする人) 社協支部職員、支部社協委員、地区包括職員等専門職	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
①地域福祉推進事業(福祉の人づくり講座、小地域見守りネットワーク、住民組織化活動と小地域福祉活動等) ②地域包括支援センター運営事業
事業の成果目標
1拠点:相談件数5件、解決数2件、つないだ件数3件
ウ その他
社会福祉法人の地域福祉貢献活動を推進するため、市と連携し、社会福祉法人連絡会(仮称)の立上げを目指す。
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	坂井市																
②事業名	坂井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業																
③事業実施の必要性、体制等	<p>坂井市における地域共生社会の実現に向けて、「住民の身近な圏域」及び「市圏域」それぞれにおいて、包括的な支援体制を構築する上でのビジョンとなるものを関係者間で協議する場が必要である。</p> <p>本市における「住民の身近な圏域」は小学校区(コミュニティセンター設置圏域)に設定し、平成30年度から坂井市地域力強化推進事業の実施により本格的に取り組む。「市圏域」の取り組みは、坂井市相談支援包括化推進会議において、「平成29年度坂井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業中間報告のまとめ」の内容を実証するとともに、「住民に身近な圏域」との連携や他分野の連携を進めていく。</p>																
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人(専任1人①② 兼務1人③×0.4)																
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①生活保護CW3年 社会福祉士 ②地域包括支援センター総合相談担当3年 社会福祉士 ③生活保護SV2年 社会福祉主事																
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	機関種類 福祉事務所・自立相談支援機関 機関名称 坂井市役所福祉総合相談室																
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要 <p>本市の自立相談支援機関は福祉総合相談室を所管とする直営とし、生活保護CW・SV・就労支援員が兼務により、生活困窮者対策と生活保護制度は一体的に実施してきた。平成29年度からは、市社協への委託により、有資格者(社会福祉士、精神保健福祉士他)2名を市へ出向してもらい、主任相談支援員及び相談・就労支援員を配置し自立相談支援機関の機能を強化するとともに、市役所内各所管及び各相談支援機関のコーディネーターとして、相談支援包括化推進員(市職員・社会福祉士)を配置した。</p> <p>また、これまでの福祉総合相談室における支援実績から、支援困難ケース(①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケース)の対応には、多機関の協働による包括的支援体制構築が必要である。</p>																
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	<table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 市民福祉部各課担当(高齢・障害・生活困窮・地域福祉) 委託事業所(地区地域包括支援センター:4・相談支援事業所:2・市社協)</td> <td>(既存の会議の名称) 事前調整会議 (坂井市相談支援包括化推進個別会議)</td> </tr> <tr> <td>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 坂井市相談支援包括化推進会議</td> <td>(既存の会議の名称) 坂井市相談支援包括化推進会議</td> </tr> </table>		(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 市民福祉部各課担当(高齢・障害・生活困窮・地域福祉) 委託事業所(地区地域包括支援センター:4・相談支援事業所:2・市社協)	(既存の会議の名称) 事前調整会議 (坂井市相談支援包括化推進個別会議)	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 坂井市相談支援包括化推進会議	(既存の会議の名称) 坂井市相談支援包括化推進会議											
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 市民福祉部各課担当(高齢・障害・生活困窮・地域福祉) 委託事業所(地区地域包括支援センター:4・相談支援事業所:2・市社協)	(既存の会議の名称) 事前調整会議 (坂井市相談支援包括化推進個別会議)																
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 坂井市相談支援包括化推進会議	(既存の会議の名称) 坂井市相談支援包括化推進会議																
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	①共同募金、②今後、社会福祉法人連絡会(仮)を立ち上げ、協働による地域福祉貢献活動実施を試みる。③希望園拠点活動は、地元企業との協働を試みる。																
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の相談支援機関が関わったケースを相談支援包括化推進員が集積・分析する 「住民の身近な圏域」の地域診断データシートを作成し、「地域力診断」を行う 相談支援包括化推進会議において、上記から見てきた地域課題を関係者と共有・協議することで、新たな社会資源の創出につなげる 																
オ その他																	
⑧事業の成果目標	相談支援包括化推進員の担当案件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30 目標</th> <th>H29 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規相談件数</td> <td>100件</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td> 内 8050</td> <td>30件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td> ダブルケア</td> <td>10件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td> 障害疑い</td> <td>20件</td> <td>11件</td> </tr> </tbody> </table>			H30 目標	H29 実績	新規相談件数	100件	64件	内 8050	30件	20件	ダブルケア	10件	3件	障害疑い	20件	11件
	H30 目標	H29 実績															
新規相談件数	100件	64件															
内 8050	30件	20件															
ダブルケア	10件	3件															
障害疑い	20件	11件															
⑨地域力強化推進事業実施計画																	

5. 成果目標の達成状況

○多機関協働による包括的体制構築事業

相談支援包括化推進員の役割を、直接の相談対応ではなく各関係機関の調整を中核的に担う位置づけとした。そのため上記⑧事業成果目標について、直接の新規相談(8050・障害疑いなど含む)については生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援機関が中核的に担い、それぞれの分野別機関が丸ごと受け止める連携型の体制とした。

【相談支援包括化推進員配置の成果】は、複合的な課題や制度の狭間への対応について、行政担当課、障害の相談機関や介護の地域包括支援センター、子育てなどとの連携を図り、相談支援包括化推進個別会議を関係各課・機関の横断会議として機能・定着させた。H29年度は、直接相談対応した相談実績を計上していたが、H30年度より関係機関による包括的支援体制構築を目的に情報共有及び支援方針決定を目的にした相談支援包括化推進個別会議の件数を計上した。

坂井市相談支援包括化推進会議において、「平成29年度坂井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業中間報告のまとめ」を踏まえ、平成30年度、相談支援包括化推進会議にて議論した内容を加え「坂井市における多機関協働による包括的支援体制整備 報告書」に多機関の連携ルールや包括的体制についてとりまとめ、来年度も引き続き推進していく。

【生活困窮者自立支援機関が新規受付した相談件数と複合課題の内訳(2月末現在)】

新規相談件数 178件

うち 8050 19件 障害疑い 17件 ダブルケア 2件

【相談支援包括化推進個別会議回数(2月末現在)】

・63回

【内訳】

支援方針の検討・決定 47件、情報共有のみ 16件

【終結】

課題解決 12件、課題が解決し関わらなくてよかった 23件

【世帯構成】

単身世帯 10、高齢者のみ世帯 4、一人親世帯 10、8050世帯 9、3世代世帯 3、その他世帯 12

【会議参加機関】

下記の機関から、関係する機関を招集して開催。(来年度は固定化する予定)

・行政担当課・障害担当課・高齢担当課・困窮担当課・保護担当課・子育て担当課・母子保健担当課・市営住宅担当課・教育委員会

・委託事業所：生活困窮者自立支援機関・家計相談機関・障害相談支援機関・地域包括支援センター

・社協：生活支援体制整備担当者、地域力強化事業担当者、日常生活自立支援事業担当者

【横断的な研修会等の実施】

・市役所市民福祉部職員や各分野の相談員を対象に合同研修を開催

4回開催

1.坂井市相談支援包括化推進会議 中間報告会

2.「地域共生社会実現に向けた包括的支援体制と生活困窮者自立支援法の改正について」

3.「こどもの家庭支援の連携について」

4.「相談支援・連携・協働をよりよいものにするために」

○地域力強化事業

・コミュニティデータシート(地区診断)を活用した住民ワークショップ開催

(参加者 51人、住民・行政・社協・社会福祉法人)

各地域ごとの将来推計を把握するため、地区ごとの人口や高齢化率、地域資源等のデータをまとめた「コミュニティデータシート」を作成した。また有効に活用するため、学識の先生にアドバイスを求めながら福祉部局とまちづくり担当課で協議を重ね、ワークショップで住民に将来展望と危機感を明確に意識してもらい、今後何ができるかを住民、行政、社協、社会福祉法人とともに考える機会を設けた。

現時点ではモデル地区の1地区で開催途中(3回計画)であり、31年度以降も他のモデル地区から、段階的に市全域に入っていく計画である。

・男性サロン企画運営会議開催

・コーディネーター主体の訪問活動(男性参加者への呼びかけ)

・社会福祉法人連絡会の設立準備開始(31年8月設立予定)

坂井市相談支援包括化推進に向けた取り組み

○既存の会議体と別の会議体の設置

①坂井市相談支援包括化推進会議

②坂井市相談支援包括化推進個別会議



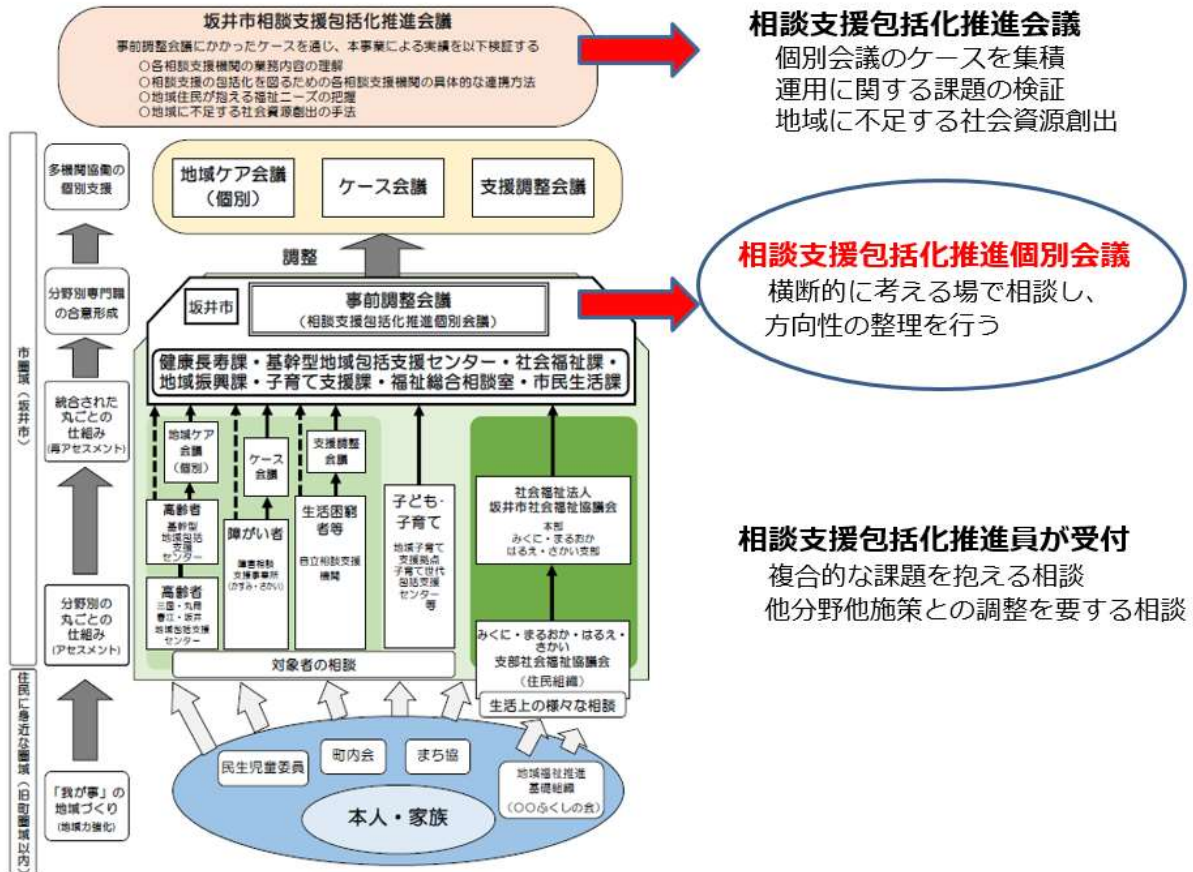
制度や対象者の枠をはずして検討する＝横断チームの立ち上げ

1

既存の個別会議体との整理

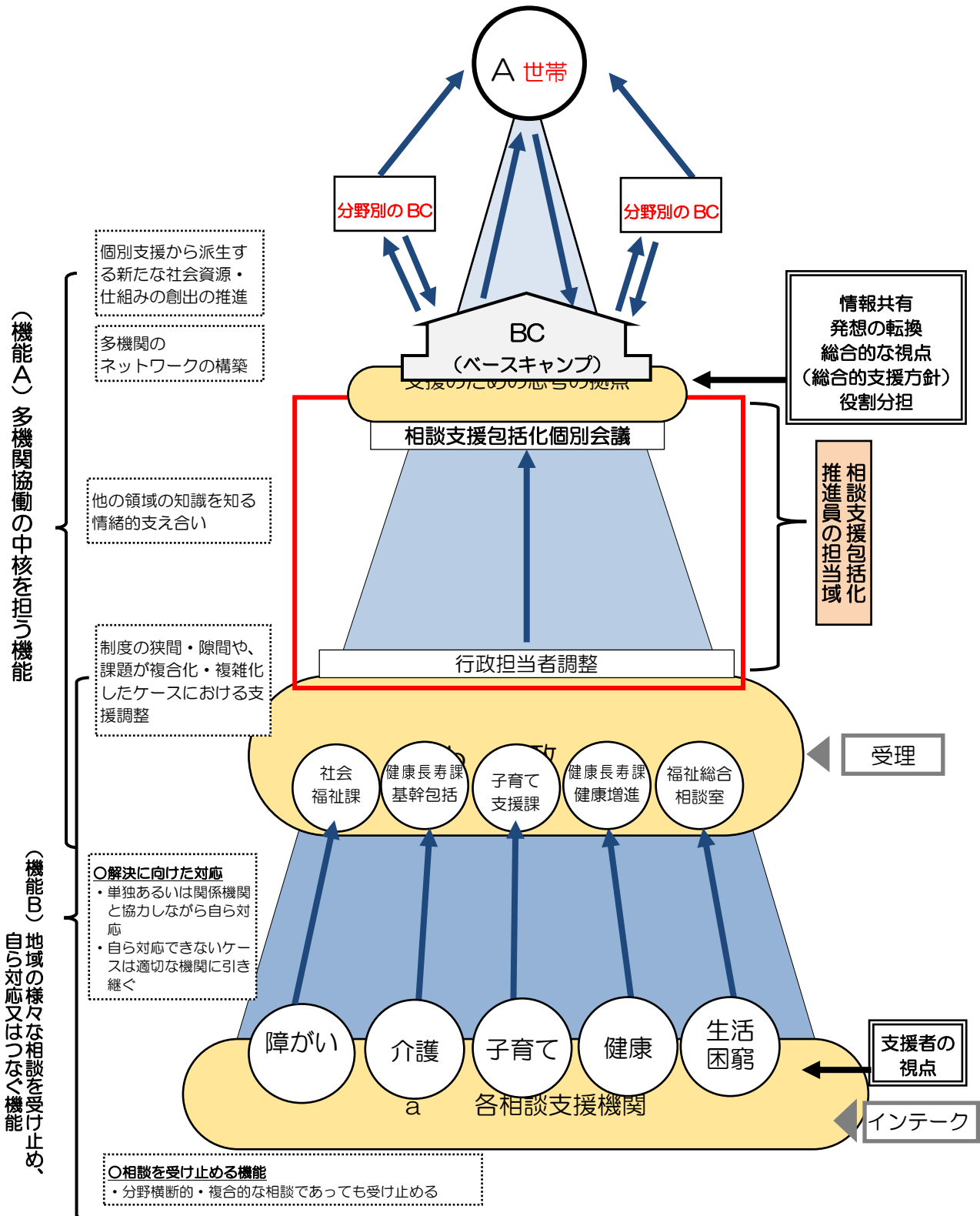
坂井市の主な個別会議	主な対象	主な内容	課題
地域ケア個別会議	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護連携 ・生活支援体制が中心 	認知症高齢者・移動支援・医療連携などが主なテーマとなることが多く、複合世帯や制度の狭間への対応方針まではあまり検討されていない。
個別ケース会議	障害児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域移行 ・障害者の地域定着支援 	高齢障害者の増加に伴い、複合化してきている。単一サービスでの対応困難が増加
要保護対策協議会 実務者定例会	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要保護児童への対応 	一度に数十件のケースの検討を行うが、支援してきた報告が主で、今後の支援方針やプラン検討に至らない。
支援調整会議	生活困窮者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の支援プランの検討 	生活困窮者自立支援機関と任意事業者間での情報共有、支援方針決定にとどまっており、会議体構成メンバーが閉鎖的。
(新設) 相談支援包括化推進 個別会議	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者や属性を限定せず開催 ・総合的な支援方針の見立ての場 	モデル的に実施。H29年度に中間報告をまとめたが、どのような場合に利用するのか不明確な点がある。情報収集方法・守秘義務・構成メンバー等、今後の運営方針を検討中

坂井市多機関協働による包括化推進体制のイメージ図（中間報告でとりまとめた相談体制）



【修正版】 多機関協働による相談体制のイメージ図（案）

○地域における包括的な支援体制を確保するには、
 【機能 A】 多機関協働の中核を担う機能
 【機能 B】 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能
 の両方が求められている。



長野県

都道府県名	長野県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部地域福祉課	電話番号	026-235-7114
参考 URL	https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/chiiki/index.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,061,053(人)	世帯数	824,498(世帯)
高齢化率	31.5(%)	生活保護受給率	0.54(%)
面積	13,561.56(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	361(校)
		公立中学校数	185(校)
地域包括支援センター	直営: 71 か所、委託: 59 か所(社協等)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 24 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<モデル地域>: 山形村、筑北村、生坂村、麻績村

松本圏域は松本市、塩尻市、安曇野市の他、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村の 5 村で構成される。今年度その 5 村のうち、自治体単独で地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業を実施する朝日村以外の 4 村をモデル地域としている。

地理的には、松本市の南西部に隣接する山形村と北部に隣接する筑北村及びそこに隣接する生坂村、麻績村となっている。山形村は商店街はないが、県内最大級の郊外型ショッピングセンター等があり商業施設が充実している他、松本市や塩尻市に近く、近年までは人口の伸びは堅調であった。特産の長いもを中心に農業地が広がる。人口 2,000 人前後の麻績村、生坂村は、山間地域が多いが、平地では稲作を中心とした田畑が広がる。筑北村は平成の合併により 3 村が合併して誕生した村である。地形、産業的には、隣接する 2 村と同様の傾向がある。4 村とも地域おこし協力隊が配置され、観光の他移住、定住、情報発信に力を入れている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	松本圏域4村を1つの圏域として設定し、圏域内の生活困窮者自立支援機関(まいさぼ)、医療機関、成年後見支援センター、障害者総合相談センター、高等学校などと連携を図りながら、相談支援包括化推進員が中心となって、多問題家族等の支援膠着事例を把握、相談支援を実施する。また、4村社協においては「総合相談事業」を展開し、村内で包括的な支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、支援のための資源不足に対してニーズ把握を行い、資源開発を支援する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	多職種間での連携・協働を図りつつ、地域に不足する社会資源の創出を図るための取り組みを推進する。 地域に根付く学びの風土と自主自立の県民性を再認識し、学びが社会や組織の中で共有され、各人が協働して地域の課題を解決していく社会に向けた住民意識の変化。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	長野県(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)	
②事業名	地域共生社会推進事業	
③事業実施の必要性、体制等	高齢、障がい、子ども、生活困窮者等、現在の制度ごとの縦割りの体制や対応では複合化、複雑化した課題への対応が困難となっている。そこで、世帯単位での課題を包括的に受け止めることのできる相談体制を構築することにより、複合的な課題に対して丸ごとの支援をモデル圏域において実施する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	○市町村社会福祉協議会での地域福祉の企画、調整(6年) ○県社会福祉協議会における生活困窮者自立支援事業(県下9センターの総合調整業務)(3年) ○社会福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人長野県社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
県内4村を1つの圏域として設定し、圏域内の生活困窮者自立支援機関(まいさぼ)、医療機関、成年後見支援センター、障害者総合相談センター、高等学校などと連携を図りながら、包括化支援員が中心となって、多問題家族等の支援膠着事例を把握、相談支援を実施する。また、4村社協においては「総合相談事業」を展開し、村内で包括的な支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、支援のための資源不足に対して、ニーズ把握を行い資源開発を支援する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 「支援調整会議」東筑管内5村合同会議 年4回 「ケース検討会議」モデル4村自治体別会議 年2回×4村	(既存の会議の名称) まいさぼ東筑支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 「ネットワーク会議」エリア別に年2回 (東筑北部:麻績村、生坂村、筑北村/東筑南部:山形村、朝日村) 庁内における相談支援体制に関して調整を行う場の設定 (高齢・障がい・保険、医療・教育・子ども・就労などを想定)	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金や、社会福祉法人の貢献事業としての財源確保を検討する。 ・就労支援事業と地場産業の連携を図る中で、ふるさと納税財源の活用を検討する。 		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
○判断能力が低下した住民への金銭管理を含めた日常生活支援が課題となっており、社会福祉法人の貢献事業や寄付金財源などを検討しながら、市民後見人の養成や社会福祉法人による金銭管理サービスの立上げに取組む		
オ その他		
包括的な支援体制を県内に普及させるための研修会・フォーラムを実施。		
⑧事業の成果目標		
圏域の生活就労支援センター、障害者総合相談センター、成年後見センター等で把握した他問題家族の課題に対して、地元の人材不足、資源不足で包括的な支援体制が取り切れていない事例が少なくないため、各村において、支援膠着ケースへの多機関による支援チーム立上げ件数、及び不足する資源の創出を成果目標とする。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成30年度中に事業内容等の検討を行い、平成31年度から実施する予定		

4. 成果目標の達成状況

- ① 相談支援包括化推進会議(関係相談機関の連携を図るための会議)等
＜自治体別＞5村×3回　＜圏域＞2回　＜全県＞2回(※うち1回は甲信越3県対象の相談支援包括化推進員連絡会議)
- ② 新たな社会資源の創出のための取り組み
多職種間での連携・協働を図りつつ、地域に不足する社会資源の創出を図るための取り組みを推進
(生坂村) 住民の支え合い活動「もりびと」の展開
(麻績村) 日常的な金銭管理・書類預かりサービス創設
(山形村) 災害時に機能する地域のニーズ把握体制構築
(筑北村) 団塊世代の終活に向けた取り組み支援
(その他) 住民・専門職合同広域勉強会 2回開催
- ③ 地域づくり・福祉関係者等を対象とした研修・フォーラム
第2回地域共生社会推進長野フォーラムの開催
2月28日 松本市浅間温泉文化センター 来場 330名
【基調講演】同志社大学 教授 上野谷加代子氏
【パネルディスカッション】
・筑北村社協 障害者自立支援センター 施設長
・箕輪町社協 地域福祉コーディネーター
・セブン-イレブン・ジャパン
- ④ モデル事業から見えてきた課題
○町村部においても支援の縦割りは存在しており、複合的な課題を抱えた世帯支援を行うための関係機関による情報共有と役割分担を推進する機能が必要
○広域の専門相談機関は距離が離れた市部に拠点があるため、身近な地域で一旦相談を受け止め、継続した寄り添い支援のために、町村部でもソーシャルワーカーの配置が必要
○人口減少、高齢化の進む中山間地域では、判断能力低下に伴う悪質商法からの見守りや金銭管理支援、成年後見等の活用など総合的な権利擁護の仕組みが必要

長野県 松本市

都道府県名	長野県	市区町村名	松本市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域づくり部 市民相談課	電話番号	0263-33-0001
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	239,635(人)	世帯数	105,278(世帯)
高齢化率	27.6(%)	生活保護受給率	0.79(%)
面積	978.47(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	78.7(%)	公立小学校数	30(校)
		公立中学校数	23(校)
地域包括支援センター	直営:1か所、委託:11か所(社協③、医師会、医療法人③、社会福祉法人④)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ○目指すべき将来都市像「健康寿命延伸都市・松本」(市長は医師・現在 4 期目) ○姉妹都市は藤沢市、姫路市、高山市、ソルトレイクシティ、カトマンズ市、グリンデルワルト村 ○国宝松本城を中心とする旧城下町であり、現在は三ガク都(楽都・岳都・学都)を掲げたまちづくり ○エレキギターの生産量は日本一、12 の酒蔵がある日本酒の産地、特産品は「松本てまり」 ○上高地をはじめとする自然、松本市美術館(草間弥生は本市出身)、松本山雅FCのホームタウン

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ○本市は、35 地区の地域づくりセンター(公民館、福祉ひろば併設)を中核とし、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を推進 ○本市の「地域包括ケアシステム」は高齢者に限定せず「すべての住民」が対象者 ○山間地域と区画整理にともなう新興住宅地域が共存する地区もあり、地区単位では地域課題を協議するのが難航し、更に住民に身近な圏域である自治会単位での取組みが必要 ○NPOの柔軟な発想、知識や経験を活かして、相談・支援体制を整備
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域包括ケアシステム」の中で求められている「住民の役割」について、住民への意識づけは 35 地区の地域づくりセンターが今後 35 地区に順次配置される第 2 層生活支援コーディネーターと協力して担うことになるが、体制が整備されるまでの暫定的な調整役を NPOへ委託 ○地区に根づいていない外部のNPOであっても、地域にとっては多様な連携先のひとつになり得ることを住民が認知 ○住民の誰もが、各自の負担とならない程度に役割を担うことについての意欲が向上

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	松本市 (NPO法人ワーカーズコープ)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	住民と民間支援団体の協働による相談・支援体制の構築にあたり、立ち上げ時の調整、取りまとめ役が必要	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
公営住宅住民のみで組織の1自治会	自治会(小学校区に20自治会)	187人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会住民、小売店	役員を核とした住民との意見交換、情報共有	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
自治会公民館	自治会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
自治会住民	障害者や認知症などの偏見や誤解を解消	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
県助成金の活用、受益者負担など		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム推進事業(第2層生活支援コーディネーターとの連携) ・【自主事業】子どもの居場所づくり事業(食事提供、学習支援、保護者支援)など 		
事業の成果目標		
住民が企画した学習会の開催(5回)などを通じて、住民の地域づくりへの意識を醸成		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
公営住宅住民のみで組織の1自治会	自治会(小学校区に20自治会)	187人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
自治会公民館	コーディネーター(NPOから開始し、住民へ移行)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
相談会などのイベントや学習会で周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
<ul style="list-style-type: none"> ・全住民の状況把握のための全戸訪問、アンケートの実施 		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
住民だけでは解決できない課題を専門家へ繋げる機能	第2層(社協予定)生活支援コーディネーター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム推進事業(第2層生活支援コーディネーターとの連携) ・生活困窮者自立支援法に基づく事業など 		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・全戸訪問、アンケートの実施(訪問、回答率85%以上) ・意見交換や情報共有のための連絡会の開催(年4回) 		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
本市の地域包括ケアシステムは、すべての属性を対象に、第1層を12カ所の地域包括支援センター、第2層を35カ所に拠点を置く体制であり、第1層で「相談支援包括化推進員」同様の役割を担う予定		

4. 成果目標の達成状況

「住民の身近な圏域(自治会単位)」において、(1)(2)を整備

(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

(成果目標)住民が企画した学習会の開催(5回)

(達成状況)住民の意識向上が図れず、NPOの企画したものを含めて未実施

(2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

(成果目標)全戸訪問、アンケートの実施(訪問、回収率 85%)

意見交換や情報共有のための連絡会の開催(年4回)

(達成状況)住民アンケートの実施、分析(10月:回収率 37.89%)

連絡会の開催(3回)

住民交流会の開催(茶飲み、健康チェック、健康体操、アンケート結果説明及び座談会)

住民がNPOとの協働により、ゴミの不法投棄問題を対処

高齢者サロンの充実(参加者の裾野を広げるために、毎回専門職(介護や保健など)を招待)

健康体操サークル、こども食堂の開設を検討

長野県 伊那市

都道府県名	長野県	市区町村名	伊那市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部社会福祉課	電話番号	0265-78-4111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年 1 月 1 日)

人口	68,310(人)	世帯数	27,582(世帯)
高齢化率	30.4(%)	生活保護受給率	0.2(%)
面積	667.93(k㎡)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	75.1(%)
公立小学校数	15(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>南アルプスと中央アルプスを東西に標高約 600mの盆地で、長野県内の南部に位置し、関東・中京圏への時間はほぼ同じである。電気部品を中心とする製造業が主要産業で、水稻、野菜、花卉、畜産などの農業も盛んである。観光では、高遠城址公園が「さくら名所百選」に選ばれており、南アルプスや中央アルプス登山の玄関口となっている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>身近な地域課題を、住民が主体的に把握し解決する体制の構築 複合した課題を持つ世帯に対し、関係機関が協働する相談支援体制の構築</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域の課題に対する住民の意識の醸成</p>

3. 地域力強化推進事業について

① 施主体(委託先)	伊那市(委託先 伊那市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	従来より、市内小地域の拠点(地区社協 13 ヲ所、地域社協 120 ヲ所)が組織されてきたが、高齢単身世帯の増加による交通手段の問題、災害時の要支援者や、複合した課題を持つ世帯の対応等地域が支えあう活動をさらに充実していく必要がある。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊那市内	伊那市内	68,310 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会や社協役員、民生委員・児童委員、生活支援サポーター等	地域のネットワーク作り、関係機関との連携体制の構築	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
既存の集会所等を活用	自治会(区)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
各自治会(区)の住民	買い物支援のネットワーク会議、災害時要支援マップ作成研修、多機関協働の地域づくりセミナー	
(エ)その他		
各地区で行う、ご近所福祉計画策定会議、福祉懇談会		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、地域福祉コーディネーター事業等		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援のネットワーク会議の開催及び、買い物支援活動の組織化 ・災害時要支援者マップ作成研修の開催及び、災害時支えあいマップ作成(10 地区) ・多機関協働の地域づくりセミナーを開催し、様々な組織と地域課題の共有を図る 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊那市内	伊那市内の各自治会(区)	68,310 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地区社協 13 ヲ所、地域社協 120 ヲ所	地区社協役員、民生委員・児童委員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区社協及び地域社協単位で開催されている福祉懇談会等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域社協等で開催するサロン活動や助け合い活動		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
個別案件に関する専門職と住民の検討会議を開催	地域福祉コーディネーター及び地区担当職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターの事業と連携していく。		
事業の成果目標		
課題を把握した際、どのように対応していくか地域と関係機関の意識の共有を図り、早期に対応できるよう体制の整備を行う。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成 29 年度からモデル事業として開始し、平成 31 年度も実施		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

① 施主体(委託先)	伊那市(委託先 伊那市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	重複した課題を持ち、また、制度の狭間に置かれた状況の世帯に対しては、一つの機関では対応が困難であり関連する機関が連携した支援が必要なため、市及び社会福祉協議会等の関連する部署が協力して対応する体制を整備するもの	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師の資格を有し行政での実務経験者 社会福祉主事の資格を有し行政での実務経験者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	伊那市生活就労支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
相談支援包括化推進員を配置し、関連する機関による「相談支援包括化チーム」を招集し「見立て・役割分担・コーディネート」を行う。「相談支援包括化推進会議」を定期開催し情報共有や課題検討を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回 子育て、高齢、健康、学校、障害、生活保護、ハローワーク	(既存の会議の名称)	まいさぼ支援会議及び、個別事例担当者会議を活用
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ① 相談支援包括化協力員会議(年4回) ② 相談包括化チーム会議(年3回) ②相談包括化推進会議(年1回)	(既存の会議の名称)	① なし ② なし ③ 庁議調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
企業CSRによる伊那寄付マルシェの活用		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
伊那ぶちバイト(就労訓練)の実施、墓地見守りサービス事業の開催、まいさぼ講座の開催		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
平成29年度に相談支援包括化チーム会議で検討された個別案件については、半数以上が継続した支援が必要であり、引続き課題を整理し対応していく。 また、関係機関の役割分担や連携の取り方など、包括化に向け庁内の組織再編を進める。 包括化推進会議を活用し、部局を横断した資源の開発を行う。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成30年度から実施		

5. 成果目標の達成状況

(1)地域力強化推進事業 「災害時支え合いマップ作成研修会」を開催した。10地区実施 「買い物支援ネットワーク会議」を開催した。 「地域共生社会の実現を考えるセミナー」を開催した。
(2)多機関の協働による包括的支援体制構築事業 相談の状況は、平成30年末時点での継続件数が11件、新規は20件の相談があり18件対応を継続している。 庁議調整会議において、保健福祉部以外の関係課へ協力を求め、生活困窮等に関係のある課に協力員として担当職員の配置を行った。また、相談受付シートを作成した。 組織を改編し、来年度から新たな体制で相談業務を行っていく。

長野県 下諏訪町

都道府県名	長野県	市区町村名	下諏訪町（社会福祉法人 下諏訪町社会福祉協議会）		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課 福祉係	電話番号	0266-27-1111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	20,228(人)		世帯数	8,877(世帯)	
高齢化率	37.08(%)	生活保護受給率	0.57(%)	面積	66.87(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	81.4(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	委託: 1 か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1 か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>下諏訪町は、諏訪湖や八島高原などに代表される豊かな水と緑、中山道の宿場町として栄えた歴史や文化そして神話の時代から伝わる温泉、諏訪大社や万治の石仏など観光資源が溢れています。</p> <p>地場産業は乏しく、中小企業では精密機械や製造業関連など取引先ごとに新規設備投資に対する温度差があります。また、人口減少、少子高齢化、地方分権、大規模災害など、著しい社会経済情勢の変化は、町政運営にも大きな影響をもたらし、将来を見据えたまちづくりを進めるうえで大きな変革期をむかえています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	急激な人口減少や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、町民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中、高齢、障がい、子育て、生活困窮など多分野・多機関にわたる福祉分野に関連する相談に包括的に受け止め、福祉分野に関連する複合的な問題を抱える者へ適切な支援を提供していくことを目的とします。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の趣旨を町民にPRすることにより、地域課題や不足している資源を自らが掘り起こし、地域のつながりの強化や生活しやすい環境の整備に努めてまいります。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人 下諏訪町社会福祉協議会	
②事業名	我が事・丸ごとの地域づくり推進事業（包括的支援体制構築事業）	
③事業実施の必要性、 体制等	下諏訪町社会福祉協議会は、社協・生活応援センター、地域包括支援センター、指定特定相談支援事業所、介護保険事業所等複数の事業所が設置されているが、当町でも増加している複合化した課題を解決していくためには、社協内だけではなく、様々な社会資源と連携・協働していく必要がある。そのため社協内に相談支援包括化推進員を配置して、専門職を繋ぐハブとなり、複雑化してきている世帯課題に適切に対応するため、横断・重層的なネットワーク体制構築を図りたい。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人(相談支援包括化推進員事業従事者)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	精神保健福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社協・生活応援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
相談支援包括化推進員が、複合化した生活課題を解決していくにあたり、様々な社会資源との連携が必要となるが、個別事例や、その連携・協働内容の共有、積み上げを通じて、包括的な相談支援体制構築のためのネットワークを築いていく。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月定例 医師、看護師、保健師、主任ケアマネジャー、障がい相談、包括、生活支援コーディネーター 毎月定例 司法書士、日自、生福貸付、生活困窮 随時 ハローワーク、障がい相談、家庭児童相談員、まいさぼ、生活支援コーディネーター 【以上、別紙参照】	(既存の会議の名称) 地域福祉なんでも相談検討会 リリーフミーティング ぷらっとルーム関係者会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 随時 ハローワーク、障がい相談、家庭児童相談員、まいさぼ、生活支援コーディネーター 年2回 病院、保健師、主任ケアマネジャー、障がい相談、まいさぼ、子ども、司法、行政、生活支援コーディネーター 【以上、別紙参照】	(既存の会議の名称) ぷらっとルーム関係者会議 相談支援包括化ネットワーク会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金・企業(社協会費)		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)と協働してすすめ、包括的支援体制整備事業で把握した個別事例をもとに、新たな社会資源の必要性を検討する場をもつ。(できることもちよりワークショップの開催) 財源→共同募金・社会福祉法人からの寄附		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
課題把握:身近な相談窓口、関係機関からの把握。(別紙参照) 課題に対して支援の方向を調整する会議:地域福祉なんでも相談検討会(月1回) 困窮、金銭管理、貸付等の事例調整会議:リリーフミーティング(月1回) 個別事例をある程度ためたところで、事例振返検討を行い、地域課題の抽出、共有をし、総合的な相談支援体制の検討をする場をもつ。(現時点での資源との比較をする)		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)と認知症地域支援・ケア向上事業(認知症地域支援推進員)協働してすすめ、地域のささえあいによる支援ができないかの検討をする。(できることもちよりワークショップ開催)		

4. 成果目標の達成状況

課題に対して支援の方向を調整する会議 : 地域福祉なんでも相談検討会 9回
困窮、金銭管理、貸付等の事例調整会議 : リリーフミーティング 9回
個別事例検討件数 19件

長野県 富士見町

都道府県名	長野県	市区町村名	富士見町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	住民福祉課社会福祉係	電話番号	0266-62-9144
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	14,589(人)	世帯数	5,948(世帯)
高齢化率	34.27(%)	生活保護受給率	0.2(%)
面積	144.76(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	79.5(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託: 1か所(富士見高原医療福祉センター)		
生活困窮者自立相談支援事業	社協内に同居: 1か所(長野県諏訪生活就労支援センター”まいさぼ信州諏訪”富士見・原サテライト)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> 生活圏の標高は 700~1200mの高原。夏は涼しく別荘、Iターン等、移住者も多い。冬は積雪もあるため独居、高齢者の雪かき困難。公的交通手段が少ないため、買い物や移動等が大変不便な地域である。 東西にそれぞれ連なる山々に挟まれた地形であり、入笠山や八ヶ岳、富士山が望める。 特産品としては、赤いルバーブ、どら焼きの皮に信州のそば粉を使用したそばドラなどがある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立や社会的排除をなくし、個の課題と向き合い、他人事と思えない地域づくりを目指す。 地域支え合いマップ作成・更新をしながら地域の課題に地域住民と共に向き合う。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> 高齢・障害・介護・育児等カテゴライズすることなく、生活で困っていることや、生活のしづらさを受けとめる。 住民に近い存在である社協に誰でもすぐに相談ができるようになる。 地域支え合いマップ作成・更新を行い、地域の住民同士で解決できるようになる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	富士見町(社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	人口減が続いており、地域での結びつきも従前に比べ弱くなっていると感じている。そんな中、当町のような農山村でも、育児・介護・障害・貧困、さらに育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題が顕在している。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全町		14,589 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会や地区社協関係者、民生委員、児童委員 サロン活動者、参加者	地域ネットワーク作り、関係機関との連携体制の構築、学び・気づきの機会作り	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
既存の集会施設等を活用	自治会(区・集落組合)、地区社協、有志団体	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
区・集落組合長、自主防災組織、地区社協、消防団員、 民生児童委員、生活支援 Co、役場、一般町民	地域力強化のために自分たちが出来る事について考える。クロスロード富士見編の体験で、自分の意見、他者の考え方を学ぶ。	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの事業と連携していく。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援のネットワーク会議の開催及び、買い物支援活動の組織化 ・支え合いマップ作成、クロスロード富士見町編の活用 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全町		14,589 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
富士見町社会福祉協議会	社協職員・地区社協、民生児童委員等	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
町広報誌・社協だよりへの掲載、各事業所へのチラシ配布、地区社協やサロン等で周知		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
住民や地区社協関係者、地区サロン参加者、民生児童委員、役場等からの把握 地元商店、企業からの情報提供 社協職員からの「気になるシート」から把握		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
個別案件に関する専門職と住民の検討会議を実施 地域福祉活動委員会での検討 生活支援 Co 会議での検討	相談支援包括化推進員、生活支援 Co 及び地区担当職員、CM、事業所管理者	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの事業と連携していく。生活困窮者自立支援法、認知症地域支援・ケア向上事業		
事業の成果目標		
課題を把握した際、どのように対応していくか地域と関係機関の意識の共有を図り、早期に対応できるよう体制の整備を行う。		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	富士見町(社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	社協は、個々の部署と外部機関との連絡体制は構築されている。複合化した課題を解決するための体制を、より強固にする目的で、相談支援包括化推進員を配置し、複雑化してきている世帯課題に適切に対応するため、横断・重層的なネットワーク体制構築を図る。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を有し、かつ相談業務経験が豊富な者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	富士見町社会福祉協議会 地域福祉係	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
多岐に渡る相談者の課題に対応するため、相談支援包括化推進員を配置し、関連する機関による「相談支援包括化チーム」を招集し、制度の狭間で苦慮する状況を作ることなく切れ目のない支援に取り組み、協働して相談支援を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・定例: 役場、包括、CM、生活支援 Co、まいさぼ、社協	(既存の会議の名称) まいさぼ支援会議及び、個別事例担当者会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催数1回: 役場(高齢者、子ども、障がい担当)CM、障害相談、まいさぼ、保健福祉事務所、病院、包括、生活支援 Co	(既存の会議の名称) 富士見町相談支援包括化推進会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金、社協会費の呼びかけを行った。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
生活支援体制整備事業(生活支援Co)と協働してすすめ、包括的支援体制整備事業で把握した個別事例をもとに、新たな社会資源の必要性を検討する場をもつ。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
課題把握:まるまる相談室での相談、関係機関、住民からの把握 課題に対して支援の方向を調整する会議の開催(地域福祉活動委員会、多機関の担当者が集まり個別会議を実施) 困窮、金銭管理、貸付等の事例調整会議の開催 個別事例は、振り返り検討を行い、地域課題の抽出、共有をし総合的な相談支援体制検討の場をもつ		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
生活支援体制整備事業(生活支援Co)と認知症地域支援・ケア向上事業と協働してすすめ、地域の支え合いによる支援の方向を探る。		

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- ・ 買い物支援のネットワーク会議の開催及び支援活動の組織化→地域ケア会議内で実施に向け検討中
- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催→全4回開催、19名受講修了
- ・ 要援護者マップ作成研修開催→6月に実施、区長、区役員、民生児童委員、地区社協、自主防災、消防団、一般町民を参集 89名参加
- ・ 支え合いマップ作成→39地区中23地区で実施
- ・ 3/23(土)地域力強化セミナー開催。区・集落組合長、区役員、地区社協、民生児童委員、自主防災組織、消防団員、町職員、社協職員、一般町民を参集し、「クロスロード富士見町編」体験会と「地域力強化のために自分たちが出来る事」と題した講演会を実施。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ・ 身近な相談窓口として富士見町まるまる相談室を開設、関係機関と協働し課題の把握、支援を実施。4月～2月新規での関わり54件、同世帯内で認知症と引きこもり、就労と障がいなど世帯丸ごとでの支援が必要となるケースが増えている。また、日自や成年後見、刑余者の生活支援に関する相談もあり、支援を実施している。
- ・ 地域福祉活動委員会や生活支援コーディネーター会議、地域ケア会議にて支援の方向性について話し合い、調整している。
- ・ 困窮・金銭管理・貸付等の事例調整会議について、地域福祉活動委員会にて調整・検討を実施

長野県 原村

都道府県名	長野県	市区町村名	原村
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課 福祉係(H31.4～)	電話番号	0266-79-7079
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	8,003(人)	世帯数	3,298(世帯)
高齢化率	34.0(%)	生活保護受給率	1.2(%)
面積	43.26(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	79.7(%)	公立小学校数	1(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託:1か所(民間)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所、社協及び県委託事業との連携		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>八ヶ岳連峰の阿弥陀岳(2,805m)を頂点に、その西麓の緩傾斜地に細長く広がり、最寄り駅はJR中央東線「茅野駅」となります。年間を通じて日照時間は長く、雨量は少なく湿度が低い内陸性の気候で、気温の年較差、日較差が大きいことも特徴で、高原野菜や花き栽培が盛んです。豊かな自然環境、美しい星空と首都圏から近い立地条件から多くの観光客が来訪しています。また、村内には別荘地やペンションも多く、滞在して楽しめる環境があります。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	<p>自ら住む地域に積極的に関わり、年齢や性別、障がいの有無、社会的・経済的な地位などに関係なく、「お互いが個人として尊重し合い、それぞれの特性を活かしながら支え合い、その人らしく生活することのできるむら」となります。</p> <p>❖ありがとう❖❖お互いさま❖地域で支えあう福祉の村、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指します。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域に住む一人ひとりが福祉に関する意識だけでなく、地域状況に関する知識をも高め、人材データベース作成および活用検討の過程で誰もが支えられ支える存在であることを自覚し、住民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしながら連携し、支えあいの地域が定着していく。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	原村(委託先:原村社会福祉協議会)		
②事業名	地域福祉推進事業		
③事業実施の必要性	自ら住む地域に積極的に関わり、年齢や性別、障がいの有無、社会的・経済的な地位などに関係なく、「お互いが個人として尊重し合い、それぞれの特性を活かしながら支え合い、その人らしく生活することのできるむら」となる。それが、誰もが安心して暮らすことができる地域を目指すために必要		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	村内全域	(対象地域の範囲)	村内全域 (人口) 8,003 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)	人材バンクデータベースへ登録いただく皆さま	(支援の内容)	地域福祉コーディネーターによるマッチングにより、人材バンクデータベース登録者の仕事おこし、及び頼れる身近な人をおつなぎする。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)	原村地域福祉センター内社会福祉協議会	(運営主体)	社会福祉協議会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)	地域住民	(研修の内容)	人材データベースの運用について検討するとともに、地域の困りごととして昨年の検討の中で大勢が挙げた公共交通の活用、ご自分で移動が難しくなった方への支援ができるようユニバーサルツーリズムについての研修など。
(エ)その他			
上記に加え、未来の担い手となる子どもたちの支えあい意識を促すため、村内の障がいをお持ちの方などとのスポーツ交流や車いす体験等の福祉教育を実施します。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
「ありがとう。お互いさま。」の結の精神に立ち返るとともに、社会福祉協議会の行っている有償ボランティアサービスを活用し支出を抑える(そのために協力会員増を目指す)			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
介護保険で実施する生活支援体制整備事業として置く「生活支援コーディネーター」にも人材データベースを提供できるよう仕組みを検討し、活用をしていきたい。			
事業の成果目標			
研修会参加者は、人口の0.5%である40人を目指します。人材データベースについては、運用方法を検討し、登録者を募れるようにします。ボランティア登録、有償ボランティアサービスの協力会員を現状より1人でも1団体でも増やしていきます。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	村内15の地区の内、体制がとれる地区等	(対象地域の範囲)	区単位 (人口)80人～1500人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)	村内15の地区の公民館等の活用によって、多世代が集える場を持ち、ご近所の知り合いを増やしていく。	(相談を受け止める人)	民生委員、地域の皆様
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)各地区の区内放送等を通じ場の告知を行い、集った皆様に困りごとなどを話せる人や場をつなぐ。			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)民生児童委員の参加協力により、民生児童委員の顔を覚えてもらう機会とする。民生児童委員にとっても普段訪問されない方との接点を持つ機会としていただく。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)	把握した地域課題を地域福祉センターへ繋いでいただく。	(バックアップする人)	原村地域福祉センター内の職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
困りごとを抱えた方から伺ったり、様子からの気づきを社会福祉協議会や包括支援センター、原村役場等につないでいただいたりし、担当する職員が対応する。			
事業の成果目標			
人口1,000人以上の2地区では、昼食提供や子供向けの学習支援、地域の住民同士のふれあいの場を1回以上、合わせて、300人規模の1地区で年数回以上定期的に集う場を開催。その中で対応が必要なケースの気づきなどを相談や対応につなぐため、民生委員などがそれぞれの支援先などを伝える機会を1回以上持つ。			
ウ その他			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
今年度初年度ではないが、次期(平成32年度策定)の地域福祉計画で事業化を検討するため、必要状況の把握を平成31年頃までに行っていくため、今年度も多機関の協働による包括的支援体制構築事業は計画のみとし、実施しません。			

4. 成果目標の達成状況

住民が主体的に地域課題を把握・解決するための環境整備

◇地域福祉コーディネーターによる、人材の発掘、仕事起こし、頼れる身近な人をつなぐ

→研修会参加者は、人口の0.5%である40人を目指す：

目標以上の出席者を得て、将来に向けて支える仕組みについての更なる学習活動が活発になった。

→人材データベースについては、運用方法を検討し、登録者を募れるようにします：

既存の有償ボランティア、傾聴ボランティア、ボランティア登録の方をデータベース化し、今後も多様な人材の登録を募りたい。

→ボランティア登録、有償ボランティアサービスの協力会員を現状より1人でも1団体でも増やす：

委託事業者の呼びかけ等により、前年から増加した。

◇地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

→3地区で、昼食提供や子供の学習支援、住民同士の遊びやふれあいの場：

3地区で民生児童委員が主体となり地域の方と各1回開催した。

→2地区で年数回以上集う場：

1地区は夏休みのラジオ体操を社協職員の呼びかけに応じ全区民対象で実施。

1地区は民生委員が中心になり子どもたちと一緒に地域を学ぶ機会として実施。

→上記の“場”で相談や対応につなぐため、民生委員などが支援先を伝える機会：

支援に至るケース無はなかったが、相談や支援のつなぎ手としてのPRができた。地域の方同士が知り合いになることで声がけしやすい地域づくりの一助となった。

長野県 朝日村

都道府県名	長野県	市区町村名	朝日村
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	住民福祉課 地域包括支援センター	電話番号	0263-99-2251
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,586(人)	世帯数	1,506(世帯)
高齢化率	30.29(%)	生活保護受給率	0.04(%) ^{6世帯}
面積	70.62(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	81.7(%)	公立小学校数	1(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1カ所 委託:0		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:0 委託:東筑摩郡の5村で1カ所に長野県が設置		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>○総面積は 70.62km²。面積の 87%が山林を占める。北・中央アルプスの接点となる鉢盛山(2,447m)を背にゆるく傾斜した扇状に台地が広がり、住居地と耕地をなした農業立村のむらです。</p> <p>○平成 22 年度総就業人口 2,569 人;第 1 次産業 22.5%、第 2 次産業 27.7%、第 3 次産業 49.8%</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>少子高齢化進行、人口減少、地域の繋がりの希薄化等により、福祉ニーズが多様化・複雑化し、地域共生社会の実現が求められるため、当事業を採択し早期に実現化する。</p> <p>1.「地域力強化推進事業の目的」;子供・高齢者・障害者など全世代を対象に、村民が村民の身近な地区で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり。</p> <p>2.「多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的」;現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者(8050世帯など)に対して、村における育児、介護、障害、貧困、更には育児と介護に同時に直面する家庭(ダブルケア世帯)等、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	朝日村(補助先;朝日村社会福祉協議会)	
②事業名	朝日村有償生活支援サービス「いいせ」、子育て・障がい・介護・生活全般 困りごと相談窓口「ぷらっとふらっとカフェ」	
③事業実施の必要性	地域の要援護者の自立生活に向けた支援を住民自身が支え手となって実施することで、その人らしい尊厳ある暮らしを推進し、他人事を「我が事」に変えていく体制づくりと、生涯現役の「健康でいきいきとした朝日村」を目指す。事務局は地域づくりに実績ある社会福祉協議会に置く。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域) 全村	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 4,608(人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 「いいせ」協力会員交流会議	(支援の内容) 村担当者などが協力会員登録も行き、事業運営を見守る。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)「えべやかたくりの里」	(運営主体) 社会福祉法人 朝日村社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 村直営「支え愛の手講座」(介護予防サポーター講座)	(研修の内容) 年 5 回。音楽療法、音読、理学療法士による運動講習、認知症ケア、栄養指導 等	
(エ)その他		
新たな仕組みに終始せず、「村シニア大学卒業生」や「仕事を支える会」など既存の住民活動の担い手と協調する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
平成 30 年度に地域福祉計画を検討し、自主財源確保のための取組(委託先による共同募金の活用や企業などの寄付金拠出の働き掛け)を位置づける。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターは社協に配置。		
事業の成果目標		
○概 30 年 3 月現在「いいせ」登録件数⇒利用会員 4 名・協力会員 34 名。コーディネート件数 10 件。コーディネート結果⇒いいせで対応 3 件かつ支援実績 16 回(ゴミ捨て・パソコン操作指導・庭木剪定)。○コーディネート件数と結果について、半年後は 2 倍件数、1 年後は 3 倍件数を目指す。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 全村	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 4,608(人)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 子育て・障がい・介護・生活全般 困りごと相談窓口 「ぷらっとふらっとカフェ(場所;えべやかたくりの里)」	(相談を受け止める人) 社協総務・地域福祉係担当(社会福祉士・主任ケアマネ)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 全村回覧、全村告知放送、社協広報誌での周知。 区長・地区長会議・民生委員会・地域ケア推進会議など村内様々な会議の周知など。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 生活の中での悩み事、困り事(子供から高齢者まで) を気楽に相談できる場所(入口)をカフェ形式で設置。月 1 回カフェ開設。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談内容により、専門的な機関へ繋げる。	(バックアップする人) 社協総務・地域福祉係担当(社会福祉士・主任ケアマネ)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
役場地域包括支援センター、役場健康づくり担当保健師など		
事業の成果目標		
プライバシーを守り、安心して相談を貰う場づくり。相談件数 12 件。いいせ等に繋ぎ、解決を目指す。社協内の解決件数 6 件。他 6 件は相談を整え、専門的な機関へつなぐ。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
実施済み		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	朝日村
②事業名	相談支援包括化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	少子高齢化の進展、家族や地域社会の変容による地域課題を解決するため、地域共生社会をより具体化させたい。具体策として様々な対象者を包括的に受け止める相談体制を推進したい。＜具体策＞住民福祉課担当者○アグリビジネスセンター(援農コース)との農福連携、○朝日小学校コミュニティスクール(CS)との学福連携。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	○行政経験が豊かな役場OB。○職歴:教育長、総務課長、住民福祉課長など。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	朝日村役場 住民福祉課 地域包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
少子高齢化の進展、家族や地域社会の変容による地域課題を解決するため、地域共生社会をより具体化させたい。具体策は様々な対象者を包括的に受け止める相談体制を推進。相談支援包括化推進員を設置し、地域包括支援センター、農家、学校など様々な機関と連絡調整し、チームワークとネットワークを強化する。また、村民福祉に関する生活ニーズの課題解決を踏まえ、その他担当課との庁内連携の役割(庁内連携会議等)も担う。加えて、子育て・障がい・介護・生活全般 困り事相談窓口カフェの定期開設。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ① 庁内連携会議(年3回);役場庁内各課担当者。 ② 朝日村地域ケア個別会議(随時);介護等の支援チーム員。 ③ 朝日村ケース検討会議(まいさぼ東筑と協働)	(既存の会議の名称) 村地域ケア個別会議 朝日村ケース検討会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ①庁内連携会議(年3回)。②朝日村生活支援協議体への出席。対応案件について事例検討会も行い、足りないサービスを基盤整備する(年4回)。③朝日村地域ケア推進会議への出席(年6回)。	(既存の会議の名称) 村生活支援協議体会議、 村地域ケア推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
平成30年度に地域福祉計画を検討し、自主財源確保のための取組(委託先による共同募金の活用や企業などの寄付金拠出の働き掛け)を位置づける。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
①積極的なアウトリーチから地域課題を発見する。②社会福祉協議会の地域コーディネータ力を高めるため、地域福祉活動計画の策定を社協へ勧奨する。③「地域共生社会の実現に向けたアウトカム<ワークシート>」を作成して、新たな社会資源を創出する。	
オ その他	
○相談包括化推進員がモデル事業の「評価指標」を作成(年3回)。○「地域共生社会の実現に向けたアウトカム<ワークシート>」を評価。○相談支援包括化推進員は地域福祉コーディネーター養成研修(長野県社協主催・内容は講座9回修了)の受講修了を勧奨し、調整力の資質向上を進める。	
⑧事業の成果目標	
○アグリビジネスセンター(援農コース)との農福連携 ⇒ 農業就労する障害者等3件。○朝日小学校コミュニティスクール(CS)との学福連携 ⇒ オープンランチ(小学生と高齢者の交流昼食等)を年12回開催。○庁内連携会議の開催を年3回。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
実施済み	

5. 成果目標の達成状況(平成31年2月28日現在)

ア、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

有償生活支援サービス「いいせ」活動支援

協力会員数39名 支援回数5件36回

イ、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

相談事業「ぷらっとふらっとカフェ」毎月1回11回実施7件の相談

ウ、多機関の協働による包括的支援体制構築

学福連携(コミュニティースクールオープンランチ3回38名参加)

農福連携(マッチング件数1件)

庁内連絡会議3回

岐阜県 関市

都道府県名	岐阜県	市区町村名	関市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉政策課 福祉総合相談室	電話番号	0575-23-7798
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	89,153(人)	世帯数	32,827(世帯)
高齢化率	27.3(%)	生活保護受給率	2.54(%)
面積	472.33(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	70.4(%)	公立小学校数	19(校)
		公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター	委託:6 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

岐阜県の中央部(中濃圏域)に位置し、岐阜市に隣接、名古屋市から約 40km の距離にある。「関の孫六」で知られる刀鍛冶が多く住んでいたこともあり、現在でも刃物の生産量日本一の「刃物のまち」である。市中心部を清流 長良川が流れ、1000 年の歴史をもつ「小瀬鶉飼」が毎年開催されている。平成の合併により他市を挟むV字型の市域になった。可住地面積や人口構成は、市街地と山間部で大きく異なり、必要な支援策にも地域差がある。平成 30 年 7 月の西日本豪雨では、山間部を中心に 400 を超える住家が浸水被害にあった。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	今まで縦割りで進められてきた福祉分野の各部署を横串でつなぎ、市全体の包括化相談支援ネットワーク体制を整備するとともに、住民に身近な地域で福祉的な課題を解決、もしくは、より早く適切な専門機関につなぐことのできる地域ネットワークを構築することで、住民が安心して住み慣れた街で自分らしく暮らしていくことができることを目的に本事業に取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民自身だけでなく地域の医療・保健・教育・防災・福祉的な課題を、身近な圏域で解決できるような体制を、住民たち自らが考えて地域の特性に合わせて整備する。そのための支援として、社協のコミュニティソーシャルワーカーが担当地区を丹念に回り、地域づくりを後方支援するとともに、地域包括支援センター(高齢)と協働して、保健、子ども、障がい、高齢の相談支援をする。また、市は、専門家による権利擁護も含む相談支援ネットワーク(多機関協働)を構築し、地域、社協、包括等をバックアップするとともに、市の保健・福祉・教育・防災分野に必要な施策を提案し、実行していく。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	関市 (社会福祉法人 関市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	近年、世帯全体の複合化・複雑化した課題や相談ケースなど、各課単独では対応できなくなっている現状を踏まえ、困難な課題の解決に向けた多機関の連携強化や、困難ケースのコーディネートが必要になってきている。また、保健・福祉に関する相談支援に対して、横断的に連携を図るための中心的な部署として、包括的・総合的な相談支援体制を構築するために必要な職員教育や研修を始め、支援関係機関との連携調整を行う部署として福祉総合相談室を設置した。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	専任4人(保健師2名…関市、社会福祉士2名…社協)、兼任1人(事務職…関市)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	【実施主体:関市】保健師(専任2人)、事務職(兼任1人) 【社協委託:関市社会福祉協議会】社会福祉士(2人)の資格を有し、個別支援のキャリアがあり、かつ支部社会福祉協議会の支援等の地域活動を行っている者(コミュニティソーシャルワーカー)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉総合相談室 (関市健康福祉部 福祉政策課内)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
①困難ケースのマネジメント(支援者の支援)、②相談支援包括化ネットワーク構築(相談支援包括化推進会議の開催等)、③福祉分野の課題検討、施策提言(計画、協議会、研修の整理統合)、④権利擁護ネットワーク構築、⑤地域力強化(H31年以降の補助メニューを含む)	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎週1回開催予定(年間50回ほど)…実務者レベル 参加者(福祉総合相談室、障がい福祉係、生活保護係、高齢福祉課、子ども家庭課、保健センター、学校教育課、社協、自立相談支援機関、包括支援センター、家庭児童相談室等)	(既存の会議の名称) 新設
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎週1回開催予定(年間50回ほど)…管理者レベル 参加者(同上)	(既存の会議の名称) 新設
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
・新サービスを開発する際、ボランティアの支援をお願いするが、利用者から相応の負担を求めることも検討する。 ・社協の組織を利用し、イベント等でのバザーなどをおこなう。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
年間50回の相談支援包括化推進会議(実務者レベル)をとおして抽出された課題を地域で解決できるようにフォーマルもしくはインフォーマルのサービスを創出していく。また、ケース終結後の見守りについては、人員不足を解決するために民間企業の技術を活かしておこなうことも検討していく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
年間50回おこなう実務者レベルの相談支援包括化推進会議(ケース検討を中心に)をとおして地域の課題を抽出し、管理者レベルの相談支援包括化推進会議にて新たなサービスとして整備できないかを検討。相談支援包括化推進員が、保健福祉分野のあらゆる協議体や会議に参加し、課題の把握に努める。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
社協、市、関係機関等の職員を対象に「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)研修会」を開催し地域福祉を現場で支援できる人材を育成する(平成30年度8回開催予定)。CSWとして、地域にある組織と協力し、個別ケースを解決しながら、地域における相談支援体制を構築していく。最終的には、地域において地域委員会(小学校区単位で設置の公的な自治組織)や地区社協を中心にし、地域で身近に相談でき解決できる体制を整備する。また、解決できないようなケースは、相談支援包括化ネットワークにつなげ、福祉総合相談室を中心にしてケースマネジメントしていく。また、地域包括支援センター(高齢)が相談の対象枠を拡充できるように、予算的支援をするとともに、対応技術をあげるための研修を年間とおして開催する。	

4. 成果目標の達成状況

【成果目標】

年間50回おこなう実務者レベルの相談支援包括化推進会議(ケース検討を中心に)をとおして地域の課題を抽出し、管理者レベルの相談支援包括化推進会議にて新たなサービスとして整備できないかを検討。相談支援包括化推進員が、保健福祉分野のあらゆる協議体や会議に参加し、課題の把握に努める。

【達成状況】

3月までに、相談支援包括化推進会議を合計170回開催した。内訳としては、多機関を巻き込んだ個別ケース会議を36回、各機関が主担当であるケース検討会議を14回、市の方向性や施策を協議する施策会議を37回、庁内の課題別の検討部会会議を16回、兼務職員による会議を2回、県や他市を含む各機関における課題把握、意見交換会議を28回おこなった。

各機関がそれぞれでおこなっていた研修を、課題別に合同で研修会を開催した。研修企画会議22回、合同研修会15回をおこない人材育成に努めた。(福祉概論研修、地域診断研修、精神障がい各論研修、CSW研修、権利擁護研修、地域共生社会研修、ひきこもり支援研修、メンタルヘルス研修など)

多機関協働により連携ネットワークの構築を話し合っていく中で、成年後見制度の全世代型「権利擁護ネットワーク会議」と中核機関「関市権利擁護センター」の設置に至った。中核機関は、県内初の設置であり、虐待防止、認知症、障がい支援、自殺防止など、権利擁護の予防的視点で推進していく。(市単独直営型での設置)

静岡県 吉田町

都道府県名	静岡県	市区町村名	吉田町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課	電話番号	0548-33-2104
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29,684(人)	世帯数	11,249(世帯)
高齢化率	24.65(%)	生活保護受給率	0.47(%)
		面積	20.73(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託:1 か所(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>吉田町は、大井川河口の西岸に位置し、牧之原台地が北西側から中央部に突出しているほかは、町域の90%以上が標高20メートル未満の平坦地です。大井川の豊かな伏流水や東名吉田ICの開設によって、企業が進出し、工業が盛んになりました。</p> <p>沿岸部に位置する当町では、喫緊の課題である津波防災まちづくりに取り組んでおり、平成25年度に15基の津波避難タワーの設置を完了し、現在、新たな安全と新たな賑わいの創出を図るため、県営吉田公園と吉田漁港をつなぐ、防災機能を備えた「海浜回廊」と水産振興につながる「多目的広場」を有する「シーガーデン」の整備に取り組んでいます。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	高齢者、障害者、生活困窮者、児童、母子等複合的な問題を抱えている相談者に対し、専任の相談員による「ワンストップ相談窓口」を設置することで、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、「たらい回し」が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>本事業の実施に伴い、既に実施されている各分野の支援や地域における取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」へ転換し、福祉等の枠を超えた地域の各分野の連携により、人と人との繋がりを再構築することで、住民を主体とした誰もが住みやすいまちづくりを実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが健やかに暮らせる環境の創出 ・誰もが生き生きと暮らせる環境の創出 ・安心して出産・子育てができる環境の創出

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	吉田町福祉課	
②事業名	ワンストップ相談窓口	
③事業実施の必要性	複合的な問題を抱えている支援対象者に包括的支援を行える社会資源を創出し、一つの支援機関や制度では対応できない課題に対応できる体制づくりを推進する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
吉田町全域	吉田町全域	29,684 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
社会福祉協議会	既存の講座や研修会において、地域支援に関する内容を盛り込み、住民が「地域見守り」を意識する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
社会福祉協議会と検討中	社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
既存の講座や研修会	講義内容に地域支援に関する内容を盛り込むことで地域住民ができることを模索する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会が実施している就労支援事業やハローワーク等との連携について検討する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会の自立支援事業、ハローワーク就労促進事業		
事業の成果目標		
就労支援に係る社会資源を1つ創出する。または、地域住民が地域課題を認識し、地域支援の意識醸成に繋がるようなシステムを構築する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
吉田町全域	吉田町全域	29,684 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
吉田町福祉課	保健師(包括化推進員)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
年3回(予定)の支援調整ネットワーク会議を開催しワンストップ相談窓口の共通理解を得ることで、意識的に地域に潜在している支援対象者を把握する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
関係機関と地域支援の必要性や支援体制について共有することで、潜在している支援対象者を把握する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
福祉課保健師が中心となり、町内ネットワークを構築する。	介護保険、障害福祉関係機関	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括支援センター、社会福祉協議会、介護保険関係事業所、障害福祉関係事業所等		
事業の成果目標		
支援調整ネットワーク会議を年3回(予定)開催する。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関で情報共有し易いアセスメントシートを作成する。 ・関係機関に「共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」について共通理解を得るとともに、共通のアセスメントシートを活用して支援対象者の情報を共有できる支援体制を構築する。 		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	吉田町	
②事業名	ワンストップ相談窓口	
③事業実施の必要性、体制等	高齢者、障害者、生活困窮者、児童、母子等の複合的な課題を抱えている支援対象者を支援に繋げ、包括的に地域で支えられるよう保健師が従事する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	吉田町福祉課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来の相談支援 ・支援機関の連携体制を整備し、各機関の支援をコーディネートすることで、従来は支援に繋げることができなかった支援対象者を支援していけるように体制整備を図る。(複合課題に対する包括的相談支援体制の構築) 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 必要時に適宜開催する。10 ケース以上のコーディネートを実施する。	(既存の会議の名称) 個別ケア会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年3回開催予定。包括支援センター、社会福祉協議会、介護保険関係事業所、障害福祉関係事業所等が参加予定。	(既存の会議の名称) 未定	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
公的なもので実施するのか、民間・自助団体へ移行していくのかについては今後検討していく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉協議会の自立支援事業、ハローワーク就労促進事業等、既存の事業と協働でできることを模索し、新たな社会資源の創出を図る。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・就労における支援体制を構築することで、脆弱な就労支援を強化し支援の拡大を図る。 ・町内の企業等との連携、庁内連携を強化する。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の講座や研修会において、地域支援に関する内容を盛り込み、住民が「地域見守り」を意識する。またそれにより、地域に潜在している支援対象者の把握に繋げていく。 		

5. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業における達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援調整ネットワーク会議を年3回開催することで、生活困窮等複合的課題を抱えた相談者の情報共有及び支援方針について検討することができた。 ・包括支援センターと福祉課で、障害福祉サービスと介護保険制度の制度の違い等について話し合うことで、高齢分野と障害分野の連携の推進を図った。 ・公共職業安定所と個別ケース連絡を意識して増やしたものの、町と公共職業安定所の協議の場を設けることはできなかった。島田市公共職業安定所主催の自立促進事業協議会に参加し連携に努めた。 <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業における達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画上の⑦事業内容イにあるネットワーク会議を開催することはできなかったが、庁内連携の構築のために、職員研修会を2回開催し、庁内連携に努めた。また、庁内相談関係課による連携体制構築のための打合せ会を1回開催した。 ・静岡県看護協会看看連携を基盤とした地域包括ケア推進支援事業におけるネットワーク構築を図るための研修会において、『ワンストップ相談窓口』を紹介した。 ・多機関と連携し、10ケース以上の支援コーディネートを行い、支援に繋がられた。
--

愛知県 岡崎市

都道府県名	愛知県	市区町村名	岡崎市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部地域福祉課	電話番号	0564-23-3851
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	387,842(人)	世帯数	162,191(世帯)
高齢化率	22.49(%)	生活保護受給率	5.21(%)
面積	387.20(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	89.45(%)	公立小学校数	47(校)
		公立中学校数	20(校)
地域包括支援センター	委託:20か所(うち1か所社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>岡崎市は、愛知県のほぼ中央にあって、豊かな緑と矢作川・乙川の清流にはぐくまれ古くからの歴史と伝統を受け継ぎ、西三河の中心都市として躍進をつづけている。戦乱の世に終止符をうった英傑徳川家康は、天文 11 年(1542 年)12 月 26 日にこの地で生まれている。岡崎城・三河武士のやかた家康館をはじめ、大樹寺・伊賀八幡宮など、家康ゆかりの社寺・史跡は、岡崎を中心に西三河一帯に広がっている。こうした背景から、由緒ある祭礼も、滝山寺鬼祭りをはじめとして古式ゆかしく現在に伝えられており、また、三河花火や石製品・八丁味噌など伝統を誇る郷土色豊かな物産も多い。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>平成 28 年に策定した第3次岡崎市地域福祉計画において、総合的な相談支援体制の構築を掲げており、高齢者・障がい者・生活困窮者など重層的な課題に対応するため、福祉に関する相談を一元的に行うことができる体制の構築に向けた取組みを開始しているところである。これに先立ち、第2層にコミュニティソーシャルワーカーを配置することで地域の住民による自主的な課題解決能力の強化を図る。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>社会的な孤立を生むごみ屋敷問題など、既存制度の枠にはまらない困難ケースに対応するため、行政だけでなく地域住民の互助による支え合いが不可欠となっていることから、既存制度の枠にはまらない複合的な生活課題に対応し、誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、地域住民が自らの地域の現状や課題に積極的に気づき、住民自らが課題の解決を試みることのできる体制をめざす。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	岡崎市(社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進業務	
③事業実施の必要性	住民ボランティアによる福祉委員会が市内の全小学校区(47 学区)において組織されているが、地域課題を把握し、自ら解決する意識・力は備わっていないため、我が事として自らが積極的に課題解決を図ることができるよう、支援する体制の構築を図る必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 岡崎市全域	(対象地域の範囲) 市域	(人口) 386,943 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 学区福祉委員会、企業	(支援の内容) 学習会、研修会、養成講座等	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域の空き家	(運営主体) 地域住民、ボランティア	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 社会的・福祉的な課題、こども食堂引きこもり支援など特定の課題	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金(学区福祉委員会への補助、ハッピーリンク事業)、企業の社会貢献活動への参加促進		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
事業実施のうえで必要な機関とその都度連携する。		
事業の成果目標		
学区福祉委員会を対象とした研修会(3回程度)、地域住民を対象とした研修会(3回程度) 共生型サロンの実施(5か所程度)など		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 額田地区を主とした市内全域	(対象地域の範囲) 市域	(人口) 386,943 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉総合相談窓口	(相談を受け止める人) 社協、包括、市	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) アウトリーチ時に周知、季刊誌の発行		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 福祉座談会の開催、民生委員児童委員協議会や福祉委員会役員会等の地域会議への参加		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 研修参加、ミーティング、市各セクションへの周知	(バックアップする人) 市、社協	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
事業実施のうえで必要な機関とその都度連携する。		
事業の成果目標		
アウトリーチ型相談会 20 か所、40 回程度実施		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
市内に 20 か所展開している地域包括支援センターのうち、概ね支所圏域ごとの拠点となる包括支援センターに相談支援包括化推進員の機能を加配し、また、包括が主催する既存の地域ケア圏域会議等を活用して相談支援包括化推進会議を実施するための予算を要求していくとともに、関係機関等との調整を図っていく。		

4. 成果目標の達成状況

ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

- 学区福祉委員会を対象とした研修会
 - ・広報研修会、担当者ごとの情報交換会、地域見守り研修会、交流の場づくり研修会など 計8回
- 企業の社会貢献活動の参加促進に向けたリーフレットの作成(青年会議所との協働)
- 青年会議所とのタイアップ事業の実施
- 大学(生)の社会貢献活動とボランティア活動に対する支援

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

- 空き家を活用した地域の拠点づくり
 - ・こども食堂の立ち上げ・運営に対する支援の実施(6件)
 - ※支援6件のうち、既に立ち上がっているこども食堂は4か所。
- 共生型サロンの推進
 - ・高齢者サロン等を運営している学区福祉委員会を対象にした研修会にて周知、体験会を実施。
1か所実施に至る。

(ウ)地域住民等に対する研修の実施

- 地域福祉講座
 - ・「ひきこもり支援について」をテーマとした勉強会 1回開催
- 地域活動のための連続勉強会「学び場・つながる場」
 - ・「こどもの貧困等について」
こども食堂実践者、ボランティア、興味・関心がある方を対象とした勉強会 2回開催
 - ・「地域でできるひきこもり支援を考える」
ひきこもり支援に興味・関心がある方を対象とした勉強会 1回開催

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

- 「福祉総合相談窓口」の設置(額田地域においてモデル設置)
 - ・相談件数:65件(2月末現在)

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

- 地域開催の会議等を活用してのPR

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

- 地区民協等、地域開催の会議への出席
- 学区福祉委員会を中心とした地域課題の共有の場(ミソ端会議)
 - ・地域課題や、課題に対する取り組み方針について協議 全47学区中、17学区で実施
- アウトリーチ型相談会「巡回相談事業」
 - ・市民ホームや公民館など26カ所、41回実施。

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

- 定期的なミーティング
- 各種研修会への参加
- 行政各セクションへの周知理解

愛知県 豊田市

都道府県名	愛知県		市区町村名	豊田市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部 福祉総合相談課	電話番号	0565-34-6791
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	425,455(人)		世帯数	180,297(世帯)		
高齢化率	22.47(%)	生活保護受給率	5.50(‰)	面積	918.32(k㎡)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	地区による	公立小学校数	77(校)	公立中学校数	28(校)	
地域包括支援センター	委託:27か所(社会福祉協議会、社会福祉法人)					
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社会福祉協議会)					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年の合併により、都市部と山村部を備える広域な自治体。 ○トヨタ自動車の本社が立地しており、自動車産業や関連産業が盛ん。 ○20～40代の男性の占める割合が比較的多いとともに、北海道や九州からの転入も多い。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ○総人口は2030年にピーク(43万人)を迎え、その後減少。高齢化率は、2040年には31.1%となり、その後も上昇する。 ○このような予測に対し、8050問題やダブルケアを始めとする複合課題を抱える世帯が増加しており、またこれらの複合課題を丸ごと受け止める仕組みが必要であるとともに、できるだけ早期に発見するためには身近な地域において、アウトリーチを行う仕組みが求められる。 ○また、公的サービスでは対応できない課題も多いため、押し付けではない地域での支え合い活動も支援していかなければならず、本事業を通じ、個別支援の充実と支え合いの地域づくりを連動させて実施する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ○できるだけ住み慣れた地域で暮らしていくため、少しでも不安に感じたことをすぐに相談でき、住民間での支え合いを含む包括的・総合的な支援が受けられる地域となる。 ○押し付けではなく、仮に認知症や障がい者であったとしても、自身ができる範囲で協力し、住民間が支え合う地域となる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	豊田市(豊田市社会福祉協議会)	
②事業名	豊田市「地域密着型包括支援体制」構築事業	
③事業実施の必要性	豊田市は市域が広く、高齢化率の高い地域もあれば、転入者の多い地域もある、又社会資源の充実度や環境も各地域により異なる。このような自治体特性の中で、今後団塊の世代が後期高齢者になる2025年までに高齢化の急増を迎えるため、現在から共助の仕組みづくりや気軽に相談できる環境を整備する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) ①高岡地区、②猿投地区、③挙母地区 地区始めその他地区	(対象地域の範囲) 個々の活動により、自治区～中学校区の範囲を設定	(人口) ①78,883、②72,646、③272,971
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援体制整備事業の協議体や(ウ)の研修会を通じて、活動を行いたい声を挙げた住民	(支援の内容) 自主活動の立上支援や地域の関係者への協力を促す取組	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 社協自主事業として「地域ふれあいサロン」	(運営主体) 地域住民	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、子どもに関する支援者・団体	(研修の内容) 現在の豊田市における重点テーマとして、「子どもの貧困」を設定し、現状周知や問題提起、住民の支援したいという声の拾上げを行うワークショップの実施	
(エ)その他		
地域の実情や要望等に合わせて、当該事業で実施又は支援することが妥当なものについては、実施又は支援を行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ロータリークラブやライオンズクラブを巻き込んだ財源確保の仕組みづくり(市主体)、共同募金の活用策の再検討(社会福祉協議会主体)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
①②の地区においては、平成30年度より生活支援コーディネーター機能を当事業と一体的に実施するように移管。③の地区についても、今後移管を予定。		
事業の成果目標		
単純に参加者数だけでなく、今まで関連や関係のなかった住民や主体がどの程度参加したかを把握して浸透度を確認していく。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) ①高岡地区、②猿投地区、③挙母地区 地区始めその他地区	(対象地域の範囲) 個々の活動により、自治区～中学校区の範囲を設定	(人口) ①78,883、②72,646、③272,971
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ①②:健康と福祉の相談窓口 ③:(a)豊田市役所福祉総合相談課窓口、(b)豊田市福祉センター	(相談を受け止める人) ①②:市と社協の共働 ③:(a)市、(b)社協	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市ホームページ、自治区回覧、区長会や民生委員児童委員協議会での説明、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所への連絡		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 区長や民生委員等との日常的な情報交換により、地域で気になる世帯を早期に発見し、アウトリーチを行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 包括的な相談の場を市と社協が運営することからバ	(バックアップする人) 市福祉総合相談課職員、社協コミュニティソーシャル	

<p>ックアップという概念ではないが、区長や民生委員など地域の主体となる住民には気軽に相談できるように案内を進める。</p>	ワーカー
<p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p>	
<p>①②の地区においては、平成30年度より生活支援コーディネーター機能を当事業と一体的に実施するように移管。③の地区についても、今後移管を予定。</p>	
<p>事業の成果目標</p>	
<p>当市では住民ボランティアが簡単な相談を受け付ける仕組みが整っておらず、市と社協が対応することから相談のハードルが高くなることも懸念される。そこで、積極的に民生委員等に聞き取り、アウトリーチ等から把握した件数を一つの成果として捉えていく。</p>	
<p>ウ その他</p>	
<p>地域の実情や要望等に合わせて、当該事業で実施又は支援することが妥当なものについては、実施又は支援を行う。</p>	
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p>	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	豊田市(豊田市社会福祉協議会)
②事業名	豊田市「地域密着型包括支援体制」構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から開始した総合相談体制において、市役所福祉総合相談課窓口・福祉センター・健康と福祉の相談窓口で受けた相談件数が1,000件近くにのぼり、今後も増加が見込まれている。このような課題に対応するためには、できるだけ身近な地域において個別支援と支え合いの地域づくりを行う体制の強化が必要である。 生活困窮者自立支援事業の受託者であることから狭間の個別支援にも対応でき、又地域福祉の推進を本分とする社会福祉協議会の職員をCSW(社協型・相談支援包括化推進員)とし、市福祉総合相談課職員(行政型・相談支援包括化推進員)とともに身近な行政拠点である支所に配置する(身近な相談窓口整備)。市内27か所設置している地域包括支援センターや市内12か所設置している障がい者相談支援事業所等と定期的な連絡会等を通じ当該地域でのネットワークを構築するとともに、個別支援の面においては世帯が抱える課題をアセスメントし、必要な支援機関とのコーディネートを図る。また、支え合いの地域づくりにおいては生活支援コーディネーターや地域自立支援協議会との取組と連携し地域課題への対応を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	<p>行政:18名 ※本補助金費用は充てない。 社協: 8名 ※本補助金費用は内容により、50%・25%・12.5%で按分し充当。 (他の財源は生活困窮者自立支援事業と社協自主財源)</p>
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>行政:18名(うち、行政事務職14名・行政事務職社会福祉士資格有2名・行政保健師職1名・行政消防職1名) 社協: 8名(うち、社会福祉士有資格者3名、社会福祉主事任用資格者2名、ケアマネ有資格者1名、精神保健福祉士有資格者1名、その他1名)</p>
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	<p>豊田市福祉部福祉総合相談課 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会</p>
⑦事業内容	
<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所福祉総合相談課窓口、豊田市福祉センター及び高岡コミュニティセンターに設置する「健康と福祉の相談窓口」において、複合的な課題を抱える個人や世帯の把握を行う。また、民生委員や区長に対する聞き取りや情報提供をもとに積極的にアウトリーチを行い、潜在的な課題の把握にも努める。 各地域で行われている相談支援や地域づくりに関する会議等に出席するとともに、定期的な連絡会を設定し、相談支援機関や地域とのネットワーク構築を図る。 これら取組で構築されたネットワーク等を活用し、「健康と福祉の相談窓口」機能を通じて把握した個人・世帯を必要とする既存サービスへのコーディネートを行う。また、把握された課題などを踏まえて地域のネットワークとの連携によりインフォーマルサービスの創出と提供に取り組む。 	
<p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p>	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【参加者】CSW、福祉総合相談課職員、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、病院 MSW・PSW など 【開催数】随時(当事業サイドから開催もあれば、既存会議の活用もある)</p>	<p>(既存の会議の名称) 地域ケア会議、地域自立支援協議会ブロック会議</p>

<p>【内容】共通するケースの検討、役割分担</p> <p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>【参加者】CSW、福祉総合相談課職員、地区担当保健師、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、交流館など</p> <p>【開催数】2か月に1回程度</p> <p>【内容】各機関が把握する地域課題・地域づくりに関する取組共有、これらに関する共働の役割整理など</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>特に名称はない</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>ロータリークラブやライオンズクラブを巻き込んだ財源確保の仕組みづくり(市主体)、共同募金の活用策の再検討(社会福祉協議会主体)</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協が実施している市民福祉大学の卒業生を新たな担い手として、地域活動に組み込んでいくことを検討。 ・学習支援や子ども食堂など地域の子どもの見守りや居場所づくり、貧困対策を具体的に支所圏域で進める上で、ボランティアや地元企業などの多様な主体の関わりを前提に事業展開を予定。 ・全市単位で設置する地域密着型包括支援ネットワーク会議を活用し、関係諸団体の「我が事」としての取組を働きかけていく。 	
<p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度・支援センターとの連携、地域福祉計画への実践状況の反映なども展開する。 	
<p>⑧事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市福祉総合相談課職員と社協 CSW が配置されている窓口を中心に、民生委員や区長に対する聞き取りや情報提供をもとに積極的にアウトリーチを行い、潜在的な課題の把握にも努め、前年度同様延べ1,000件程度の相談件数を受け付ける。 ・その中で、8050問題などの複合的な問題案件は各機関の役割分担を整理することに努め、引きこもり、障がいの疑い若しくは受容していないケースなどでは地域資源や寄り添いながら支援を行うことに努める。 ・また、これらの統計的な分析も行い、基本的な対応パターンやどこまで担うべきかの基準等も検討していく。 	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>1 地域力強化推進事業</p> <p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>地域で開催する各種勉強会や情報交換会を計39回開催した。これらの会議には、地元の学生など今まで関連・関係のなかった団体や地域住民が延べ431人参加しており、多様な地域住民に対して地域生活課題を考慮してもらう機会を創出できた。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>民生委員・自治区長・近隣住民など地域住民から寄せられた「地域で気になる世帯」の情報提供を基に、アウトリーチによる相談対応を60件行った。</p> <p>2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康と福祉の相談窓口」や市福祉総合相談課、社会福祉協議会において、計859件の新規相談を受け付け、支援を必要とする世帯に対して積極的にアウトリーチを行った。 ・地域包括支援センターや障がい者地域自立支援協議会などと連携し、地域共生社会の実現に向けた会議の実施(月1回程度開催)や、豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議の認知症対策検討WGでの報告・協議、子どもの貧困対策や虐待防止に関する会議など、多機関が顔を合わせる会議を開催している。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【個別相談 H30 年度新規受付件数】※H30 年度2月末時点 市 受付分:439件(うち民生委員・自治区長・近隣住民等からの情報提供・・・48件) 社協受付分:420件(うち民生委員・自治区長・近隣住民等からの情報提供・・・12件)

愛知県 長久手市

都道府県名	愛知県	市区町村名	長久手市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部福祉施策課	電話番号	0561-56-0553
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	58,425(人)	世帯数	23,799(世帯)
高齢化率	16.3(%)	生活保護受給率	0.18(%)
面積	21.55(km ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	54.9(%)	公立小学校数	6(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託:2カ所(社協・社会福祉法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1カ所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、名古屋市東側に隣接し、市西部は市街地整備された都市部、市東部は自然豊かな田園部と、都市と農村の両面の地域性を併せ持つ。平成24年1月に単独で市制施行し、人口増加率は10.7%と県内1位で、平均年齢は39.6歳と全国的にも若いまちである。</p> <p>また、観光拠点としては、徳川・豊臣軍が戦った「小牧・長久手の戦い」の古戦場や、「愛・地球博記念公園(モリコロパーク)」、「トヨタ博物館」、「長久手温泉ござらっせ」や農産物直売施設「あぐりん村」、などがあり、市外からの集客施設がある。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>本市の総合計画において、「誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助け合いによる地域福祉を推進し、お互いに支え合うまちを目指します」と掲げており、かつて住民が地域で担っていた役割や居場所を取戻し、互いに助け合うことで生きがいを持って充実した日々を過ごす「幸福度の高いまち＝日本一の福祉のまち」を実現することを目指して事業に取り組む。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域の住民が、役職・団体・立場などによって変わることなく、お互いに関心を持つ「おせっかいな人」になること。</p> <p>地域社会での課題を発見し、その課題を市民・事業者・行政が共有し、その課題にむけて様々な支援をし、地域として支え合う仕組みづくりをし、それぞれが個々のできる範囲で地域に貢献することにより、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる場所、居場所がある「たつせがある」まちとなることを目指していく。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	長久手市(社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	<p>長久手市は、人口増加率が10.7%と愛知県内でも上位にあり、高齢化率も16.3%と全国的に見ても高くない。しかし、転入者の多い地域がら、地域のつながりは希薄になりがちで、今後、高齢化・人口減少社会を迎えるにあたり、地域住民による支え合いの体制づくりが喫緊の課題となっている。</p> <p>市の地域福祉を担う社会福祉協議会において、小学校区単位での地区社協の設置に取り組んでおり、制度の狭間で困っている住民を支援するCSWを配置し、福祉のなんでも相談員として、地域課題を包括的に受け止める体制づくりを行っている。また、地域ボランティアである見守りサポーターの養成やサロン活動の支援等を行い、住民主体の地域づくりを推進するための事業を行っている。</p> <p>現在、地区社協は、6校区4カ所設置済みであり、今後すべての校区において、地区社協及びCSWの設置に向けての取組を進めていく必要がある。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域(6地区)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 58,425
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 地区社協の部会活動を通じて、参加住民の「意識醸成」に取り組む	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 未定	(運営主体) 未定	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域福祉学習会として、子育て、引きこもり・閉じこもり、認知症など様々なテーマによる学習会を実施	
(エ)その他		
<p>ご近所パートナー事業として、制度ではまかなえない、傾聴、見守り、服薬の声掛けなどの困りごとを、ボランティアであるご近所パートナーが依頼者宅等へ訪問を実施する。</p> <p>声かけネットワーク協力事業として、避難行動要支援者リストを活用した災害時に配慮が必要な方への平常時の見守り体制の構築。</p>		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等の活用や、企業からの寄付金の働きかけなど、安定した自主財源の確保について検討をする。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業において、配置している生活支援コーディネーターと連携して、地域の生活課題の把握に取り組む。また地域包括支援センターとも定期会議を実施し、地域課題の共有をはかっていく。		
事業の成果目標		
各小学校区ごとで地域福祉学習会 月3回程度実施 見守りサポーターやご近所パートナー等、地域での見守り体制の強化を図るためのボランティアの養成・マッチング。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域(6地区)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 58,425
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 「福祉のなんでも相談」の実施	(相談を受け止める人) CSW	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地区社会福祉協議会、地区社協だよりの発行、社協広報誌福祉のまち長久手への記事掲載、自治会回覧など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区社協の運営委員である民生委員・児童委員や自治会代表と月1回の定例会を行い、地域生活課題の把握		

握に努める。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) CSW が福祉のなんでも相談員として相談を受け、民生委員や学校、関係機関、行政等と連携し支援を行う。また、複合的かつ複雑な問題などに対しては、相談支援包括化推進員との連携により、専門家など関係機関へつないでいく。また個別支援から必要であれば、地域住民で支え合いの仕組みを地区社協部会活動の中で展開していく。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員、民生委員、学校、関係機関、行政等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、基幹障害者相談支援センター等と連携し、地域の課題を把握する。	
事業の成果目標	
相談件数の目標(年間延べ件数) 西小地区:1,000件、北小地区:1,000件、市小地区:300件、南小地区:300件 ※市小及び南小地区においては、CSWの配置して日数が浅く、認知度が低いため。 CSWによるアウトリーチ 各小学校区 300世帯/年	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について	
①実施主体(委託先)	長久手市(社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、社会福祉法人愛知たいようの杜)
②事業名	多機関協働相談支援包括化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	福祉ニーズの多様化、複雑化に伴う、複合的な課題を抱える世帯等に対する、対象者別の縦割りの相談体制では対応が困難であるため、各相談機関の横断的な連携体制を構築するとともに、各相談機関を繋ぐコーディネーター役の相談支援包括化推進員を配置し、対象世帯に対する包括的な支援を行う。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、介護支援専門員等、相談支援機関での相談支援実績を有する者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	長久手市役所悩みごと相談室、 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、社会福祉法人愛知たいようの杜
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
複合的な課題を抱える対象者に対し、包括的な相談対応を目指し、包括圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、対象者の支援のための関係機関の調整や、アセスメント、コーディネート等を行うと共にケース対応をしていく中で、既存の制度の見直しや必要な社会資源の創出などの取組を実施。 そして、相談支援包括化推進員の統括を市悩みごと相談室が担い、各地域における相談支援を円滑に行うため、相談支援包括化推進員会議を開催する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 定期で週1回実施。その他、随時個別ケース会議を行う。その参加者は、民生委員、包括支援センター、障害者相談支援センター、等個別事案に関係する相談支援機関	(既存の会議の名称)

<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 構成機関等の代表者からなる推進協議会を年1～2回、実務者からなる実務者会議を定期的に行う。その構成機関は、警察、保健所、財務局、公共職業安定所、弁護士、司法書士、地縁団体の代表、民生委員協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等。</p>	<p>(既存の会議の名称)</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>共同募金等の活用や、企業からの寄付金の働きかけなど、安定した自主財源の確保について検討をする。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<p>CSW、生活支援コーディネーター等と連携し、地域に不足する資源を把握して、地域住民やボランティア等による地域の支え合いの体制づくりを行う。</p>	
<p>オ その他</p>	
<p> </p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・CSW や地域包括支援センター、相談支援センターなど多機関の事業所等との連携強化 相談支援包括化推進員による対応件数 40件／年 ・地域福祉計画に同事業の位置づけ ・同事業及び相談支援包括化推進員の周知及び関係機関とのネットワークの構築及び職員の資質向上を図る。 	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	
<p> </p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>【地域力強化推進事業】</p> <p>○相談件数(2月末現在 年間延べ件数) 西小地区:1,364件、北小地区:1,155件、市小地区:380件、南小地区:1,086地区 合計:3,995件 ・成果目標は、4地区合計で3,600件としていたため達成できている。</p> <p>○つないだ件数(2月末現在 年間延べ件数) 西小地区:372件、北小地区:175件、市小地区:82件、南小地区:132件 ・成果目標は、各地区100件としており、市小地区以外は達成できている。つなぐ件数については、相談内容次第となることから、次年度の目標は、CSWによるアウトリーチの件数とする。</p> <p>【多機関協働包括的支援体制事業】</p> <p>○成果目標 解決件数 3件／月</p> <p>○達成状況 財務局、保健所、警察、弁護士、司法書士、学識経験者、民生委員、自治組織、社会福祉法人等を構成員とした「市相談支援包括化推進協議会」を設置。また、下部組織として「実務者会議」や「担当者会議」を設置し、本会議への理解と連携の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応件数 14件 ・相談支援包括化推進員会議を定期(週1回)で、個別ケース会議を12回実施した。
--

愛知県 東浦町

都道府県名	愛知県	市区町村名	東浦町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課 社会福祉係	電話番号	0562-83-3111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	50,078(人)	世帯数	20,408(世帯)
高齢化率	25.3(%)	生活保護受給率	2.5(%)
面積	31.14(k㎡)	公立小学校数	7(校)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	65.5(%)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託:1か所(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	福祉事務所が知多福祉事務所(愛知県庁)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあります。</p> <p>産業は、古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発展し、社会経済の変化により、現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっています。農業においては、巨峰を中心としたブドウ栽培やイチゴ、蘭の施設園芸などを行っています。徳川家康の生母である於大の方の生誕地でもあります。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>急速な高齢化の進展や福祉課題を抱える要援護者が増加しているなかで、住民の地域福祉活動等を支援するための専門的な福祉コーディネーターとして、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における見守り、要援護者の発見、つなぎ機能を強化し、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協力により、解決に導く力の向上を図ることを目的としています。</p> <p>本事業は平成 29 年度から実施しており、平成 30 年度も地域の相談窓口として、地域へ出向いての相談件数 250 件、延べ 1,500 件の相談を目標に、各支援機関へのつなぎ及び寄り添う支援を行っています。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域住民が発見した困りごとを、解決に導くことで、さらに地域で困りごとを発見する力になります。発見力の向上は、地域で起きている課題を、自分ごととして捉えることにつながるため、地域力の強化になります。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	東浦町(委託先:社会福祉法人東浦町社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉相談支援事業	
③事業実施の必要性	さまざまな困りごとを抱えている方が増えてきており、例えば「8050 問題」をはじめとした、公的サービスを受けられない制度の「はざま」にいる方も地域には多くいます。このような方の相談を受け、解決に取り組む仕組みづくりが必要となります。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町全域	町全域	50,078 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
コミュニティ	地域住民に意識を持ってもらうため、地域の高齢化率等をはじめとした数値を用いた現状説明。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域における居場所の創出	地域住民主体の団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	地域の方の困りごとを考え、自分たちでできることについて意見交換を行い、参加者(地域住民)への意識醸成を実施。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会の居場所に対する助成制度。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
本町のコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターを兼務しています。地域に出向き、相談を受けるとともに地域のニーズ把握に努めていることから、地域に必要な社会資源の創出、つながりを構築しています。		
事業の成果目標		
地域住民主体の多世代が集う居場所の創出(30人/月)を支援、地域福祉の意識醸成(30人/参加者数)、分野の垣根を越えた支援ネットワークの構築。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町全域	町全域	50,078 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
東浦包括支援センター	コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	全戸配布のチラシ、町広報誌及びホームページで周知します。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	各地区の民生委員・児童委員地区会にて支援が必要な方の情報を聞き取り把握します。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
各地区の民生委員・児童委員地区会にて支援が必要な方の情報を聞き取り把握します。	役場内関係部署	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
本町のコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターを兼務しています。地域に出向き、相談を受けるとともに地域のニーズ把握に努めていることから、地域に必要な社会資源の創出、つながりを構築しています。		
事業の成果目標		
本事業は平成 29 年度から実施しており、平成 29 年度は福祉施設からの相談 360 件、本人から相談 315 件を始め、延べ 1,484 件の相談を受け、各支援機関等へのつなぎを行いました。なお、地域に出向いて相談を受けた件数は 238 件です。 平成 30 年度は地域住民により周知を行い、地域の相談窓口として、地域へ出向いての相談件数 250 件、延べ 1,500 件の相談を目標に、各支援機関へのつなぎ及び寄り添う支援を行っていきます。		
ウ その他		
コミュニティソーシャルワーカーが活動しやすい環境の整備として、平成 29 年度は役場内の関係部署で支援調整会議を行いました。平成 30 年度については、役場内の関係部署だけでなく、小中学校等の外部機関とも連携を図っていきます。		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
地域福祉の意識醸成、ネットワークの構築をコミュニティソーシャルワーカーを中心として行うため、今後は、平成 32 年度までに、東浦町内6地区に各1人のコミュニティソーシャルワーカーを配置することを計画としています。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	東浦町(委託先:社会福祉法人東浦町社会福祉協議会)
②事業名	地域福祉相談支援事業
③事業実施の必要性、体制等	さまざまな困りごとを抱えている方が増えてきており、例えば「8050 問題」をはじめとした、公的サービスを受けられない制度の「はざま」にいる方も地域には多くいます。このような方の相談を受け、解決に取り組む仕組みづくりが必要となります。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	配置予定人数3人のうち、社会福祉士資格保有3人、介護支援専門員資格保有1人、主任介護支援専門員資格保有1人
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	東浦包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
各地区の民生委員・児童委員地区会にて支援が必要な方の情報を聞き取り把握します。 役場関係部署、医療機関、ボランティア団体等関係機関と連携して支援が必要な方の情報を把握します。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年 12 回開催し、福祉課とコミュニティソーシャルワーカーにて個別ケースの支援方針について情報共有をします。個別ケースにより、各関係機関との連携も行います。	(既存の会議の名称) 福祉課・コミュニティソーシャルワーカー(生活支援コーディネーター)担当会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年 5 回開催し、福祉課、児童課、コミュニティソーシャルワーカーにて特に子どもが関わる世帯の支援方針について情報共有をします。会議では、支援の経過及び今後の支援ネットワークの確認も行います。	(既存の会議の名称) 福祉課、児童課、コミュニティソーシャルワーカー(生活支援コーディネーター)担当会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域に出向き、社会資源の創出、つながりを構築することを通して、事業を継続して行うことができるよう取組を推進。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
本町のコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターを兼務しています。 地域に出向き、相談を受けるとともに地域のニーズ把握に努めていることから、地域に必要な社会資源の創出、つながりを構築しています。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
本事業は平成 29 年度から実施しており、平成 29 年度は福祉施設からの相談 360 件、本人から相談 315 件を始め、延べ 1,484 件の相談を受け、各支援機関等へのつなぎを行いました。 なお、地域に出向いて相談を受けた件数は 238 件です。 平成 30 年度は地域住民により周知を行い、地域の相談窓口として、地域へ出向いての相談件数 250 件、延べ 1,500 件の相談を目標に、各支援機関へのつなぎ及び寄り添う支援を行っていきます。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域福祉の意識醸成、ネットワークの構築をコミュニティソーシャルワーカーを中心として行うため、今後は、平成 32 年度までに、東浦町内6地区に各1人のコミュニティソーシャルワーカーを配置することを計画としています。	

5. 成果目標の達成状況

(地域力強化推進事業)
・地域住民主体の多世代が集う居場所として、「食を通じた居場所」の創出を支援。平成 30 年9月のオープン後は、毎月 40 人以上の地域住民の方が集まり、誰もが気軽に集える地域の居場所となっている。 ・地域福祉の意識醸成として、「支えあいの地域づくりフォーラム」を開催。「地域の支えあい」をテーマに講演会、住民参加型のトークセッションを実施し、118 人が参加。ひとりぽっちをつくらぬ地域づくりのため、自分たちができることを、住民一人ひとりが考えるきっかけづくりとなった。
(地域力強化推進事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業)
・平成 31 年 2 月末時点で、福祉施設からの相談 590 件、本人からの相談 618 件、地域へ出向いての相談 345 件、延べ 2,393 件の相談を受け、各支援機関等への繋ぎ及び寄り添う支援を実施した。 ・高齢者、障がい者、生活困窮者、児童、ひきこもり者等、地域の中で見守りが必要な方々を対象とし、関係機関内で支援調整会議を開催。コミュニティソーシャルワーカー、福祉課、児童課、福祉事務所、社会福祉協議会と、現状や支援方針の情報共有を実施。

三重県 伊勢市

都道府県名	三重県	市区町村名	伊勢市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部福祉総務課	電話番号	0596-21-5557
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	126,517(人)	世帯数	55,172(世帯)
高齢化率	30.9(%)	生活保護受給率	0.86(%)
面積	208.35(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率 (30.4.1)	79.04(%)	公立小学校数	23(校)
		公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター	委託: 4か所(社協2、社福法人2)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市。 北は伊勢湾に面し、中央に宮川、五十鈴川、勢田川が流れ、また東から南にかけて朝熊岳、神路山、前山、鷲嶺が連なり、西には大仏山丘陵が広がる緑豊かな都市である。 伊勢志摩国立公園の玄関口として、豊かな自然と美味しい食材に恵まれた本市には、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源が溢れている。 また、古くから「お伊勢さん」の名で親しまれ、神宮御鎮座のまちとして栄えてきた。毎年、市内外から多くの観光客が本市を訪れ、昨年度の入込客数は、606 百万人となっている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>平成 29 年 4 月より、伊勢市社会福祉協議会が「伊勢市生活サポートセンターあゆみ」を開設し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)がアウトリーチにより、「声なき声」に耳を傾け、支援を必要とする人・世帯の寄り添い、見守りを強化する取り組みに着手した。活動において、高齢者の独居世帯・高齢者だけの世帯、障がいのある人とその家庭の社会参画、また生活困窮、ひきこもり、ごみ屋敷などの課題を重層的に抱え、さまざまな公的制度やサービスを受けられず、「はざま」で苦しんでいる実態が報告されている。 今後も、見守り、課題の早期発見・支援体制の強化とともに、既存の制度、サービスでは対応できない「はざま」に寄り添えるしくみを全体で構築していく。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>人口流出、高齢化が進行する中、地域社会のつながりが希薄になりつつある。また、地域を支える担い手の確保が困難になっている。 本事業の実施により、市民一人ひとりが課題を直視し、さまざまな分野の地域活動に関心をもち、身近な圏域で話し合い、できることを主体的に取り組み、お互いが「支える側・支えられる側」になることで、地域の底力をアップする。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	伊勢市(社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会)	
②事業名	いせライフセーフティネット事業『小地域活動推進事業』	
③事業実施の必要性	<p>当市における人口減少、高齢化社会の進行、コミュニティの希薄化が懸念される中、安心して住み慣れた地域で暮らせる地域づくりが求められている。平成 29 年度より「いせライフセーフティネット事業」に取り組み、地域における「見守り、発見、つなぐ」機能を強化し、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、コミュニティワーカー(CW)が、アウトリーチ型の事業展開により、「必要な人に、必要な時、必要なサービスが届く」しくみや、既存の制度では対応が困難なケースに対しても、平成 29 年度に引き続き、モデル地区を定め、個人・地域と寄り添い、解決する体制づくりのための環境整備を推進する。</p>	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊勢市全域	小学校区単位	128,701 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
ボランティア(生活支援サポーター養成講座修了者含む)、まちづくり協議会、自治会、民生委員等	新たな社会資源の立上げ支援、ボランティアと地域活動とのマッチング、ボランティアの人材発掘と養成	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
<p>① 特定型; 公共施設や空き家などを有効活用した居場所づくり (高齢者や子育て世代など、特定の利用者を対象としたサロン、会食会、フリースペースなど)の立上げ</p> <p>② 自由型; 高齢、障がい、子育てなどの分野を特定せず、誰もが気軽に立ち寄れるようなコミュニティカフェ、共生サロン等の立上げ</p> <p>③ 拠点型; 相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を目的に、地域の拠点を軸とした新たな居場所づくりプロジェクト会議の開催</p>	<p>① 特定型; サロン、会食(地域住民) フリースペース(相談機関)</p> <p>② 自由型; コミュニティカフェ(ボランティア)</p> <p>③ 拠点型; 居場所づくり(ボランティア、地域住民)</p>	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民、ボランティア等	講演会等の開催、地域の行事やイベント等の体験	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社協会費、共同募金等、地域貢献企業との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
赤い羽根共同募金配分金事業、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等		
事業の成果目標		
<p>① 特定型; サロン、会食会、フリースペース等を6か所新設し、延べ参加者 600 名以上を目指す。</p> <p>② 自由型; コミュニティカフェ、共生サロン等を2か所新設し、参加者 100 名以上を目指す。</p> <p>③ 拠点型; 居場所を新たに 2 か所設置し、延べ参加者 100 名以上を目指す。</p>		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊勢市全域	小、中学校区単位	128,701 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		

(場所・機関等の名称) サロン、フリースペース等(特定型)、コミュニティカフェ等(自由型)、(拠点型)多様な居場所に福祉なんでも相談機能を3箇所定着化する	(相談を受け止める人) 地域住民、ボランティア
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 広報いせ、社協機関紙及びホームページ、12 地区民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会等へのアウトリーチによる周知	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 居場所を運営するボランティアの気付きから、地区担当コミュニティワーカーに情報が入り、相談・支援につながる体制	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談内容に応じて、専門職が相談対応できるようコーディネートする	(バックアップする人) CSW・CW・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立相談支援事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業	
事業の成果目標	
伊勢市全体で新規相談件数 120 件、内解決数を 100 件とし、関係機関につないだ件数を 20 件程度になるように目指す	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	伊勢市(社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会)
②事業名	いせライフセーフティネット事業における包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	市、社会福祉協議会に対し、介護や障がい、子育て、引きこもり、生活困窮など複合的な課題を抱えている相談が絶えず、地域住民との協働や専門職間との連携を図り、課題を抱えている方、世帯の早期把握や相談支援体制の強化が必要となっている。平成 29 年 4 月より、『伊勢市生活サポートセンターあゆみ』を設置し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を 7 人配置した。また、定期的に市関係部署と社会福祉協議会で連携会議を開催し、情報を共有している。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	推進員①;平成 12 年 5 月～平成 17 年 10 月(日常生活自立支援センター専門員)、平成 17 年 11 月～平成 18 年 3 月(地域福祉係)、平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月(地域包括支援センター社会福祉士)、平成 22 年 4 月～平成 29 年 3 月(地域福祉係長)、平成 29 年 4 月～現在(副参事・主任相談支援員) 推進員②;平成 17 年 4 月～10 月(在宅介護支援センター相談員)、平成 17 年 11 月～平成 18 年 10 月(日常生活自立支援センター専門員)、平成 19 年 4 月～平成 20 年 2 月(地域包括支援センター社会福祉士)、平成 22 年 4 月～平成 29 年 3 月(地域福祉係内、2 年間は生活支援コーディネーター)、平成 29 年 4 月～現在(主査・相談支援員)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	伊勢市生活サポートセンター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ◆平成 30 年度から、生活サポートセンターのコミュニティソーシャルワーカーのうち、2 人を「相談支援包括化推進員」とし、生活困窮者自立支援事業での相談から浮かび上がる課題の解決策を模索・検討し、既設のサービスでは対応できないケースについて、地域ぐるみで解決するしくみづくりの支援プラン作成や支援内容の調整や確認を行う。 ◆コミュニティソーシャルワーカーのよびかけで、市内 4 包括圏域を単位として『地域福祉ネットワーク会議(仮 	

<p>称)』を開催し、関係機関との課題の共有を図る。将来的には、市全体を対象とする『いせライフセーフティネット運営会議(仮称)』を設置し、支援者のバックアップや新たな社会資源の開発等につなげるほか、支援調整会議や地域ケア会議等を活用し、他職種との役割分担、協働のあり方を整理する。また、専門職との連携を図り、相談支援の向上に努める。</p>	
<p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p>	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 週1回程度で、参加者は5名～10名程度</p>	<p>(既存の会議の名称) 支援調整会議や地域ケア会議等</p>
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 4包括圏域で年2回会議を開催予定(平成29年度は、2つの包括圏域で試行)。自治会、民生委員、福祉関係事業所などの出席を想定。各会議で検討された内容は、市全体の会議(年1回開催)に報告し、各分野のリーダーで構成される委員等で課題等を検討し、支援者のバックアップや新たな社会資源の開発等につなげる。</p>	<p>(既存の会議の名称) 『地域福祉ネットワーク会議(仮称)』『いせライフセーフティネットワーク運営会議(仮称)』</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<p>コミュニティーワーカーや生活支援コーディネーター、まちづくり協議会、自治会、民生委員等と連携し、高齢単身世帯や子育て世帯などが抱える課題に対し、地域の多様な主体による様々な支援(買い物支援や居場所づくりなど)と社会資源(担い手)の確保に取り組む。</p>	
<p>オ その他</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<p>平成29年度自立相談支援機関の新規相談件数は346件(うち実プラン作成者数は45人)であったが、地域に潜在している複合的課題を網羅的に把握するまでには至らなかった。平成30年度は、潜在的相談者へのアプローチに向け、アンケート調査や関係機関との情報共有の場づくりに取り組み、複合的な課題を抱える者に対する新規相談件数が400件、支援の終結件数を350件程度と見込む。取り組みの結果、課題の早期発見・対応の仕組み、多機関連携体制の構築、新たな社会資源の創設などを想定している。</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>《地域力強化推進事業》 事業名:いせライフセーフティネット事業『小地域活動推進事業』 ア「住民に身近な圏域」において、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決することができる環境整備 (ア)地域住民の参加を促す行動を行う者に対する支援 CWがまち協、自治会、民生委員対象に地域懇談会(地域ケア会議)を地域包括支援センターと連携し開催。地域のネットワーク構築及び課題抽出。生活支援サポーター養成講座修了生を対象にスキルアップ研修を実施し、新たな介護予防サポーターグループを結成し、地域の総合事業(通所B)の担い手として活動へつないだ。 (イ)地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点の整備 居場所【特定型】高齢者会食会新規8か所、サロン9か所(高齢者8か所、障がい者1か所) 【自由型】自治会住民の集い(1か所)、心に不安のある方のフリースペースの開催回数増加 (ウ)地域住民等に対する研修の実施 12/6居場所づくり研修会実施 参加者46名、12/14地域支え合い活動セミナー開催 参加者140名 3/9地域の支え合いを考えるフォーラム(市と共催) (エ)その他 ・地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 社協会費で研修会、共同募金配分金で助成、地域貢献企業のボラセン企業登録。 [事業成果] 特定型は新規9か所、延べ参加人数6,178名。自由型は新規1か所、延べ参加人数110名。事業の効果として、高齢者の孤立予防及び活動者の支え合い活動が活発になってきた。また、地域のために何か活動したいという方々にCWが相談を受け、一緒に立上げを行った。サロン要綱に共生型サロンの定義を追加し、より市民に取り組みやすい助成制度を策定。(3月完成) イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p>
--

・住民主体で福祉なんでも相談所新規4か所設置、拠点型5か所設置済。

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

・社協だより、社協支所だより(概ねまちづくり協議会単位)で全地域へ周知
効果として、今まで届いていなかった身近な情報が伝わり、地域に評価されている。

(ウ) 地域関係等との連携による地域課題の早期把握

・福祉なんでも相談の相談員からの連絡2件。CWが地域と連携して、バックアップを行っている。開催日に訪問して、意見交換も実施。

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

・各拠点の専門職が専門機関へつなぐ。相談機関一覧表を作成し、住民主体での福祉なんでも相談窓口
福祉にかかる相談機関の周知を行った。

〔事業成果〕

新規相談件数 1,715 件、内解決数は 1,642 件、関係機関につないだ件数は 268 件である。事業の効果として、社協の各拠点窓口で福祉なんでも相談窓口の啓発を行い、新たな総合相談窓口として周知を図った。また、地域の身近な相談場所として、まちづくり協議会、福祉施設等を中心に住民主体での窓口機能として4地区で開始した。CWが地域に出向き、地域が取り組みやすいフローチャートを作成、看板を掲げてもらうためののぼりとフラッグを作成(3月完成)。

《多機関の協働による包括的支援体制構築事業》

事業名: いせライフセーフティネット事業における包括的支援体制構築事業

A 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

イ 開催方法

相談支援包括化推進会議の内、個別事例の検討は、支援調整会議やケア会議等を98回開催した。相談支援包括化推進会議の内、ネットワーク構築の会議については、地域福祉ネットワーク会議を年8回(4つの包括圏域で各2回)開催し、顔の見える関係構築と連携強化を図った。

ウ 自主財源の確保のための取組の概要

特になし

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要

地域福祉ネットワーク会議を開催することにより、参加者である民生委員、相談支援機関(高齢、障がい、児童)、保護司、行政、社協職員の顔の見える関係づくりだけでなく、既存の制度では解決が難しい課題については、新たな社会資源の検討も含めた議論を行い、具体的に社会資源を創出していくため「いせライフセーフティネット運営会議」を開催予定である。(3月)

また、学習支援事業(生活困窮者自立支援事業)を活用し、7・8月の夏休み期間に、まちづくり協議会や民生委員児童委員、教育委員会とも連携し、2箇所の小学校区で小学4年生～6年生を対象に各10日間『夏休み寺子屋くらぶ』を開催した。参加児童数90人(延べ474人)であり、学習サポーター数49人(延べ270人)が協力してくれた。学習サポーターは教員OB、教員免許取得者、司書教諭、主任児童委員、絵手紙・習字講師、大学生、専門学校生が担ってくれた。

〔事業成果〕

平成30年7月には、民生委員児童委員を対象に制度の狭間(8050問題、ダブルケア、老々介護、ニート・ひきこもり、ゴミ屋敷等)の実態把握のためのアンケート調査を行い、民生委員児童委員が把握している状況を確認し、その結果をもとにアプローチを行っている。

複合的な課題を抱える者に対する新規相談件数は191件(平成31年2月末現在)と昨年度(平成30年2月末現在328件)より減少しているが、地域福祉ネットワーク会議(延べ261名参加)を開催することで、各支援機関の顔の見える関係の構築や多機関で地域課題について検討することができた。また、相談支援包括化推進会議開催等により各支援機関のバックアップを行うことにより、制度の狭間世帯や複合的な課題を抱える世帯に対し、包括的支援が可能となり課題解決につながった。

三重県 桑名市

都道府県名	三重県	市区町村名	桑名市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部福祉総務課	電話番号	0594-24-1228
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	142,457(人)	世帯数	58,936(世帯)
高齢化率	25.9(%)	生活保護受給率	0.72(%)
面積	136.68(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	84.5(%)	公立小学校数	28(校)
		公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター	直営:1か所、委託:5か所(社協2、社会福祉法人1、医療法人2)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>桑名市は、三重県の最北部に位置し、東は桑名郡木曾岬町及び愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び員弁郡東員町、南は伊勢湾及び四日市圏域に接している。</p> <p>地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と伊勢湾に面し、木曾三川と員弁川がつくる沖積平野、輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯が広がっている。</p> <p>鉄道や自動車交通も早くから発達し、現代においても広域交通の拠点であるとともに、名古屋市から 25 km 圏という立地特性から西部丘陵地をはじめとする住宅都市としても機能している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	介護や障害、子育てあるいは世帯単位での複数分野の課題を抱えている状況等、複雑化する福祉分野の相談に対応するためには、相談者の状況に応じて、分野を問わず横断的かつ包括的に支援できる体制づくりが必要である。相談内容ごとに窓口が分かれるといった縦割りを廃し、分野を問わず横断的かつ包括的な相談業務行い、適切な福祉サービスへつなげる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	複合的な課題を抱えた対象者には、地域住民相互の助け合いが重要であることから、地域住民・ボランティアの協働を促進させる。 また様々なニーズに対して、地域の社会資源を活用し、対応していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	桑名市(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	今後更なる少子高齢化等の進展を背景に大幅な歳入減と歳出増が見込まれる中で、これまでどおり、全ての住民ニーズに行政のみで対応していくことが、難しい状況になっていく。10年後、20年後の将来を見据えて、市民生活の基盤となる地域を守り、発展させていくため、今から市民の方と共に新しいまちづくりの仕組みをつくっていく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 142,791人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 住民、自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体、NPO 団体等	(支援の内容) 地域のネットワークづくり(協議体設立に向けたきっかけづくり、意識の醸成)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) まちづくり拠点施設(市内 20 箇所)	(運営主体) 桑名市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体、NPO 団体等	(研修の内容) 地域活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会、ワークショップの開催等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
これまで地区市民センターや公民館の業務を見直すことで、地域活動を側面的に支援する専任職員をそれぞれの地域に配置するほか、施設の使い方を変え、職員の人件費や施設管理費を削減し、地域のまちづくり財源に転換する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的に地域支援業務を行う地区担当の「コミュニティワーカー」として、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター」を配置する。		
事業の成果目標		
仕組みづくりとして、「(仮称)まちづくり協議会」の形成を目指す。(ワークショップ等の開催数、参加者数、設立準備検討委員会の発足数等)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 142,791人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) まちづくり拠点施設(市内 20 箇所)	(相談を受け止める人) 地域担当職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 各地域での説明会の開催、広報等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) (仮称)まちづくり協議会の設立による地域ネットワークの構築		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) (仮称)まちづくり協議会の形成に向けた地域支援業務	(バックアップする人) コミュニティワーカー(生活支援コーディネーター)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的に地域支援業務を行う地区担当の「コミュニティワーカー」として、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター」を配置する。		
事業の成果目標		
地域の関係者による意見交換会や座談会の開催、学識者、専門職員を招いた研修会の開催等		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	桑名市(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	介護や障害、子育てあるいは世帯単位での複数分野の課題を抱えている状況等、複合化する福祉分野の相談に対応するためには、相談者の状況に応じて、分野を問わず横断的かつ包括的に支援できる体制づくりが必要である。高齢者に関する相談等については、地域包括支援センターの一部を移転し(ランチ型)、障害や子育て等の相談業務(福祉総合相談事業)を追加して、複雑化する福祉分野の相談に、横断的かつ包括的に対応するモデル的窓口を設置している。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保育士、社会福祉士、主任介護支援専門員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉なんでも相談センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>様々な福祉分野の相談に対して、包括的に対応する窓口を設置。相談内容を解決するために必要な制度やサービスを紹介し、内容が複数の分野に関わる場合は、関係部署や関係機関との支援調整を行い、適切な支援につなげていく。</p> <p>予約制で理学療法士などの市専門職による相談等を行う。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)	
・地域生活応援会議(週1回開催。地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員、生活支援コーディネーター、市職員等が参加)	・地域生活応援会議	
・支援調整会議(随時開催。困難事例に関わる担当部署等)	・支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)	
随時開催。福祉なんでも相談センター、桑名市社会福祉協議会、市保健福祉部内各課等が参加。	総合相談調整会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ボランティア団体の取組について情報収集するなど、地域にある社会資源の活用を図る。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
相談内容や支援の過程で見えてくる地域の課題から、必要な社会資源の検討・創出につなげる。ふるさと納税を活用。		
オ その他		
情報システムを用いて情報共有を行う。		
⑧事業の成果目標		
包括的な相談支援業務、総合相談調整会議(相談支援包括化推進会議)、支援内容の情報共有を通じて、多機関との協働による複合的な相談事案の解決を図る。		
複合的な課題を抱える者に対する相談件数(福祉総合相談事業相当分) 230件/年 終結割合 70%		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業

仕組みづくりとして、「(仮称)まちづくり協議会」の形成を目指す。(ワークショップ等の開催数、参加者数、設立準備検討委員会の発足数等)

ワークショップ等の開催数 104 件/年(4 月～2 月)

○他機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合的な相談事案の解決のため、支援内容の情報共有に有効な総合相談支援プランの書式を作成した。
複合的な問題を抱える者に対する相談件数(福祉総合相談事業相当分) 134 件/年(4 月～2 月)

三重県 名張市

都道府県名	三重県	市区町村名	名張市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域包括支援センター	電話番号	0595-63-7833
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	78,871(人)		世帯数	38,098(世帯)	
高齢化率	30.8(%)	生活保護受給率	7.4(%)	面積	129.77(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	14(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営: 1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部にあり、大阪へ60km、名古屋へは100kmで、ちょうど近畿・中部両圏の接点に位置していて、山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水とともに、風光明媚な自然に恵まれている。</p> <p>昭和38年以降には大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市制発足当時3万人であった人口も、昭和56年度には人口急増率全国 1 位になるなど発展を続け、8万5千人台まで増加したが、現在では約8万人と減少傾向にある。</p> <p>平成15年合併せずに単独市の道をあゆむことになったのをきっかけに、住民と協働によるまちづくりを進めてきた。</p> <p>活発な地域住民活動を、市独自の包括的な相談支援体制が後押しする形ができ、地域共生社会の構築が進んでいる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>老いも若きも障害・難病の有無に関わらず、すべての市民の社会参加が叶う互助共生社会を目指す。具体的には、</p> <p>①地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。</p> <p>②身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。</p> <p>③「相談支援包括化推進員」による多機関協働の取組で、ネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。</p> <p>これらの施策を一体的に推進し、名張版地域共生社会を構築する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>住民主体の取組が、地域の課題に応じて自然と生まれてくる社会への転換。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	名張市	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	<p>名張市では、各地域づくり組織において有償ボランティア、配食サービス等生活支援の取組が進展しているが、これらの取組を市全域に展開するためには、活動拠点の整備及び圏域での連携や地域づくり組織間のネットワーク強化が必要であるとともに、各地域において、多様化、複雑化する福祉ニーズを把握し、取り組んでいくことが重要である。</p> <p>こうした地域の取組を支援するために、地域住民による自主活動の拠点として、地域住民による有償ボランティア組織立ち上げ支援(ウ)を行うとともに、より市民に身近な地域づくり組織の単位で15地域すべてに配置した地域福祉の拠点である「まちの保健室」の機能強化(イ)を図り、職員の人材育成(ア)を図る。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 名張市	(対象地域の範囲) 市内全域	(人口) 78,871人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)		(支援の内容)
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)		(運営主体)
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、相談援助業務を行う関係機関		(研修の内容) 大学へ委託し、職員研修や業務マニュアルの改訂を行う。
(エ)その他		
名張市の調査研究		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
名張市ゆめづくり地域交付金(地域向けの用途自由の一括交付金) 有償ボランティア組織が活動するにあたり、1回500円程度の謝礼金を受け取り、運営費としている。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターと各地域で地域懇談会を開催。地域課題の把握や社会資源の創出について住民の方々と話し合った。		
事業の成果目標		
職員向け研修を行う。		
○まち保		
・地域と連携できる専門職の役割、意義を再認識できる。		
・基幹的なまちの保健室の役割、意義を認識できる。		
・現場で専門職の知識や経験を生かした判断ができる。		
○エリアディレクター(包括職員)		
・名張版相談支援包括化推進員の役割、意義を固める。		
・現場で専門職の知識や経験を生かした判断ができる。		
○地域福祉を効果的に推進するための調査研究		
・業務マニュアル改定		
・映像資料作成		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 名張市	(対象地域の範囲) 名張市全域	(人口) 78,871人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) まちの保健室		(相談を受け止める人) まちの保健室職員

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 民生委員、訪問活動、各種個別会議	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域づくり組織事務所と併設しているまちの保健室が日頃より密に情報を共有。 民児協の全定例会にまちの保健室が出席し、地域課題を共有。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談支援包括化推進員が、制度のはざまや、複合的課題を持つ案件の支援の見立てを行う。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員 地域包括支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター)で構築した相談支援体制を包括化し、体制強化を目的としている。	
事業の成果目標	
包括的支援事業(地域包括支援センター)で構築した相談支援体制に日常生活圏域単位で基幹的機能を持たせ、体制強化を図る。	
ウ その他	
自助や公助に加え、既存制度を支える共助の基盤を整備し、生活困窮者等複合的な課題を抱え、支援を必要とする人を可能な限り身近な地域で支える体制を構築するため、各地域での有償ボランティア組織設立に係る経費に対して支援補助を行う。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	名張市
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	福祉ニーズの多様化、複雑化、担い手の不足など、変化する社会環境に対応するためには、介護や障害、子育て、生活困窮者といった分野の垣根を越えて、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みが必要である。本事業により設置される相談支援包括化推進員(エリアディレクター)により、市内15か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室の包括的相談支援体制をバックアップし、複合的な生活課題を抱える対象者を地域全体で支援していくことが可能となる。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
多機関の協働を推進するため、連携支援の核となる相談支援包括化推進員(あらゆる分野の相談を一手に引き受け解決していくような存在ではない。)を配置すると共に、制度の狭間や他分野に課題がまたがるケースを円滑に支援し、関係機関同士が日頃より協働できる体制を構築する。 具体的には相談支援包括化推進員同士の連携会議、それぞれが開催する個別ケース会議を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 各分野ごとの個別ケース会議も含め、一体的に開催。 民生委員、社協、警察、児相、保健所等関係機関や関係者。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域共生社会をテーマとした講演会、シンポジウム、ワークショップ開催。参加者は地域住民や関係機関を予定。	(既存の会議の名称)

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
<p>名張市独自の取組である「夢づくり地域交付金」は地域向けの補助金を使途自由な一括交付金であり、地域の課題に応じて地域内で予算を確保することができる。</p> <p>また、有償ボランティア組織の取組については、有償で活動するボランティアであり、謝礼金として受け取った活動の対価は、活動者への報酬だけでなく、運営費にも充てられる。</p> <p>安定した運営できるよう、エリアディレクターが生活支援コーディネーターと連携し、助言、情報提供等の運営支援を行っていく。</p>
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
<p>複合的・複雑化した課題に対応することを積み重ねることで、地域の課題や必要なサービスが抽出されるため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターや地域づくり組織(まちづくり協議会)、行政担当部署と連携し、必要な提言を行い、立ち上げ支援には深く関わる予定である。</p>
オ その他
⑧事業の成果目標
<p>地域づくり組織、まちの保健室と連携し、地域の課題を把握。</p> <p>制度のはざま、複合的課題の支援の見立てから関係機関の調整を行い、関係機関や関係者を巻き込んだ支援を積み重ねる。</p> <p>相談支援包括化推進員 1 名あたりエリア会議(個別会議)を50回程度開催予定。</p> <p>相談支援包括化推進会議は5回程度開催予定。</p>
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 箇所所有償ボランティア組織の立ち上げ費用を執行。 ・同志社大学による研修会および、職員マニュアル改定作業、PR 映像作成作業を実行。 ・基幹的なまちの保健室実現のため、3 名の専門職雇用を継続。 (まちの保健室全体で 2 月末現在、24,642 件の相談受付) <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業にかかる 3 名の専門職雇用を継続。 ・相談支援包括化推進員による個別会議 全体で約 250 件開催 ・相談支援包括化推進会議 9 回開催

三重県 亀山市

都道府県名	三重県	市区町村名	亀山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部地域福祉課	電話番号	0595-84-3313
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

【平成 31 年 1 月 1 日時点】

人口	49,642(人)	世帯数	21,331(世帯)
高齢化率	26.4(%)	生活保護受給率	0.43(%)
面積	191.04(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	73.28(%)	公立小学校数	11(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	平成 30 年 4 月～鈴鹿亀山地区広域連合から直接委託1か所(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本市は、先人たちが築いてきた固有の歴史や文化と四季折々の美しい自然に恵まれたまちです。古くは、東海道の宿場町として栄え、秀吉が伊勢攻略のために通った峠なども残っており、今なお、その風情を色濃く残すまちなみには、現在を生きる人々の暮らしがあります。

一方、地場産業は、伝統産業である「亀山ローソク」や亀山茶(亀山紅茶含む)が主なものとなります。また、主要な工業団地である亀山・関テクノヒルズには、液晶関連企業などが立地しています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	地域まちづくり協議会での福祉に関する課題を解決する仕組みを構築し、地域における助け合い・支え合い活動を促進する地域福祉のネットワークを強化し、多様な人々がともに暮らせる地域共生社会の実現を目指すこととしている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	社会福祉協議会にCSWを配置し、地域まちづくり協議会の福祉員会における地域の福祉に関する課題を解決する仕組みづくりを行い、住民が主体となり、地域の課題は地域で解決をできることにつながっていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	亀山市(社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会)																			
②事業名	地域福祉力強化推進事業																			
③事業実施の必要性	市民の悩みや困りごとを解決に結びつけるためには、困っている市民を早期に発見し、相談できる環境づくりが求められている。																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>市内全地域</td> <td>地域まちづくり協議会(22地区)</td> <td>2,259人(地区平均)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域まちづくり協議会(福祉委員会及び福祉委員)</td> <td>CSW(専任2名、兼務2名)を社協に配置</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>地区コミュニティセンター</td> <td>地域まちづくり協議会(一部、市が直営)</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域まちづくり協議会(福祉委員)や地域住民</td> <td>見守り活動を実践する講座、ちょこボラの育成</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>全市的に活動できる目的別福祉ボランティア講座</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>共同募金や福祉ボランティア基金の活用を検討し、財源の確保に努める。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>介護保険制度の生活支援コーディネーター(地域支援事業)と連携し、福祉支え合い活動における福祉課題の把握やしきみづくりなどの支援を行う。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>【主な成果見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の有償ボランティア組織数(ちょこボラ)【平成30年度:1地区、平成31年度:2地区】 ●CSWの福祉委員会への参加回数【平成30年度:50回、平成31年度:50回】 		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	市内全地域	地域まちづくり協議会(22地区)	2,259人(地区平均)	(支援する対象)	(支援の内容)	地域まちづくり協議会(福祉委員会及び福祉委員)	CSW(専任2名、兼務2名)を社協に配置	(拠点の場所)	(運営主体)	地区コミュニティセンター	地域まちづくり協議会(一部、市が直営)	(研修の対象)	(研修の内容)	地域まちづくり協議会(福祉委員)や地域住民	見守り活動を実践する講座、ちょこボラの育成
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
市内全地域	地域まちづくり協議会(22地区)	2,259人(地区平均)																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
地域まちづくり協議会(福祉委員会及び福祉委員)	CSW(専任2名、兼務2名)を社協に配置																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
地区コミュニティセンター	地域まちづくり協議会(一部、市が直営)																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
地域まちづくり協議会(福祉委員)や地域住民	見守り活動を実践する講座、ちょこボラの育成																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>市内全地域</td> <td>地域まちづくり協議会(22地区)</td> <td>2,259(地区平均)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>地域まちづくり協議会(福祉委員会)</td> <td>福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法)</p> <p>全地区の地域まちづくり協議会を市と社会福協議会が訪れ周知を行うとともに、研修を各地区で実施</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法)課題を抱えた地域住民が、地域まちづくり協議会(福祉委員会)における福祉支え合い活動(話し合いの場)に相談することにより早期把握を行う。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ</td> <td>CSW(専任・兼務各2名)</td> </tr> </table> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>介護保険制度の生活支援コーディネーター(地域支援事業)と連携し、福祉支え合い活動における福祉課題の把握やしきみづくりなどの支援を行う。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>【見込み】●課題解決体制構築組織数【平成30年度:0地区、平成31年度:2地区】</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	市内全地域	地域まちづくり協議会(22地区)	2,259(地区平均)	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	地域まちづくり協議会(福祉委員会)	福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ	CSW(専任・兼務各2名)				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
市内全地域	地域まちづくり協議会(22地区)	2,259(地区平均)																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
地域まちづくり協議会(福祉委員会)	福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ	CSW(専任・兼務各2名)																			
ウ その他																				
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	<p>地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決するしきみ等から出てきた福祉困難ケースを「専門職等の連絡会議」へつなぎ、課題の解決へと導けるよう、同事業を平成31年度から実施予定</p>																			

4. 成果目標の達成状況【平成 31 年2月時点】

●ちよこっとボランティア(=ちよこボラ)の育成 1地区

全 22 地区の地域まちづくり協議会(福祉委員会)及び地域住民を対象として、地域における日常生活でのちよっとした困りごとに対応できる「ちよこボラ」の育成講座を平成 30 年 11 月に実施した。

平成 30 年 7 月に 1 地区(昼生地区 21 人)が立ち上がり、別の1地区(井田川北地区)の先進地視察のコーディネートをを行い、ボランティア組織の立ち上げに向けた研修を支援し、平成 31 年度の立ち上げに向け準備を進めている。

●CSWの福祉委員会への参加 30回

地域まちづくり協議会(福祉委員会)22 回(全 22 地区訪問)、井田川北地区6回、昼生・北東地区各1回

●課題解決体制構築組織 0地区

平成 30 年度から地域における助け合い・支え合い活動の促進に関する事業の展開に向け、まずは全 22 地区の地域まちづくり協議会(福祉委員会)に市と社協が訪れ、地域力強化推進事業のしくみづくり(概要)を説明した。

事業で配置したCSWは、「個別支援・地域支援・しくみづくり」の3つの役割を担わせており、今年度は、個別ケースの支援を中心とし、その相談は延べ 336 件(平成 31 年 2 月時点)である。これまで相談につながらなかったケースに対する支援体制(住民の身近な圏域において包括的に相談を受け止める)を整えることができた。

平成 30 年度でCSWの役割や存在について一定の周知はできたと考えており、平成 31 年度は個別支援から地域支援へと転換していくこととしており、地域における課題解決体制構築組織の仕組みづくりを進めていく。

三重県 鳥羽市

都道府県名	三重県	市区町村名	鳥羽市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	鳥羽市健康福祉課	電話番号	0599-25-1181
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	18,868(人)	世帯数	8,477(世帯)
高齢化率	36.7(%)	生活保護受給率	0.49(%)
面積	107.34(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	78.6(%)	公立小学校数	8(校)
		公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所(社協)		

※記入例 直営:1か所, 委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>有人離島が4島、本土地区は大きく分けて駅近くを中心とした市街地と、農村地区、漁業地区に分かれており、生活体系が大きく違う人々が混在している市である。</p> <p>伊勢神宮を持つ伊勢市、伊勢志摩サミットが開催された志摩市の間にあり、隣接市町と共に観光産業が多い。</p> <p>観光客向けの宿泊施設が多いことから観光業に従事している人が多く、県外からの就労者も多い。</p> <p>また、伊勢湾から太平洋にかけての漁場に恵まれていることから漁業も盛んであり、冬季には牡蠣養殖なども行っている地域である。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>多機関協働事業、地域力強化事業の両事業に取り組むことにより、専門職と住民側の両方の意識を変え、全員が地域生活課題を自分のこととして考えられる地域を目指す。</p> <p>特に多機関協働事業では、縦割りとなっている係が連携して、課題をどの係でも丸ごと受け止められる体制を作り、複合的な課題を抱えるケースも全員で協力して課題を解決できる仕組みを作る。</p> <p>また、来年度実施の地域力強化事業では、地域住民が自分たちの地域で困りごとを解決する力を身に付け、解決できないものを専門職などの多機関協働事業と連携をし、解決していく仕組みを作る。両方の事業を実施することで 2040 年の高齢化率 46.1%と推計されている当市の担い手不足を含めた課題を乗り、地域として生き残るための力を身に付ける。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>両事業を通じて、行政職員、地域住民のお互いが全てのことを自分事として考えられるようになってほしい。</p> <p>多機関協働事業を通じて、自分たちの係のことだけでなく、世帯全体を常に意識して業務に関わる、他の係と連携する場合でも投げるのではなく、つなぐことが意識できるようになってもらいたい。</p> <p>また、来年度行う地域力強化事業では地域住民が自分たちの市の直面している問題を知ること、自分たち、そしてその子供や孫が鳥羽市での生活を続けられる仕組みを自分たちから考えようとする意識をもてるようにかわってもらいたい。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鳥羽市	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	当市は、2040年には人口10,114人高齢化率53.2%という推計が出ている。今後増え続ける複合的課題を抱える世帯に対応するため、本事業の実施は不可欠である。介護・高齢・障害・生活支援・子育て・健康の窓口で吸い上げられる複合的課題を地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度、共生型ケアの展開、子ども子育て支援新制度等を調整し効果的に課題解決へと導く体制を整える。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成20年4月から鳥羽市地域包括支援センター(直営)の社会福祉士として勤務し、現在に至る。有資格は社会福祉士。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	鳥羽市健康福祉課生活支援係	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
課内研修等を行い、課内での意識・スキルの統一を図ります。各係と調整相談を行い、複合課題の吸い上げ、相談支援機関が行う調整会議の構築、支援方法やプラン作成についてマニュアル化を進めます。また、健康福祉課内での調整後は全庁的な取り組みとして、啓発研修、各課との調整を行いマニュアル化を進めていきます。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年20回 生活困窮担当 高齢者担当 障害者担当 子ども子育て担当 保健担当 地域包括支援センター担当	(既存の会議の名称) 支援調整会議 地域ケア会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年10回 生活困窮担当 高齢者担当 障害者担当 子ども子育て担当 保健担当 地域包括支援センター担当の係長級以上	(既存の会議の名称) 「我が事・丸ごと」の地域づくり会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ふるさと納税のお礼品に地域見守り制度等の福祉的な要素を盛り込み、財源としていく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域の助け合い、見守りを地域へ促すため、先頭に立って事業を行う組織が必要であり、ふるさと納税の仕組みを使った、見守りの仕掛けを構築し、その担い手として郵便局等の社会資源の創出を行う。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
既存の様々な窓口から複合的な課題を抱える世帯を吸い上げ、コーディネートを行う会議に回る件数 年10件 複合的な課題を抱えた世帯を解決に導いた件数 年5件		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会と調整し、平成31年委託事業として実施予定。平成30年度には、その準備段階として、小学校区程度で自治会をつなげる福祉コミュニティについて、自治会への周知啓発を図る。		

4. 成果目標の達成状況

ア) 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

・健康福祉課職員(臨時・嘱託含む)、社協職員向けに地域共生社会の研修会を実施

“地域共生社会”について、自分たちの事業として思える意識を高めるために、意識づけの研修会を行った。当事業の担当者だけでなく、課全体(生活支援係、地域包括支援センター、高齢・障害係、子育て支援室、健康係)で取り組むことであることを認識し、課内の相談体制について整理、情報共有についての検討を持つことができた。

・通信トバゴトの発信

地域共生社会についての情報紙として、週1回の通信を発行し、参考になる自治体や“地域共生社会”を目指すこととなる背景等を丁寧に説明できるものを作成した。また、Q&Aも通信内で行えるようにし、各自が通信で得たことに興味や関心を持ち、自分たちで考えることにつながった。

・庁内への意識共有と協力体制等の依頼

“地域共生社会”の取り組みは、健康福祉課だけではなく、様々な関係者に自分たちの事業でもあることを理解してもらうために、全庁への説明会を開催した。

①意識の共有 ②多機関連携事業への協力 ③各部署で行える地域共生社会の実現に向けての事業を考えることについて、各部署と話し合うことで、他部署で“地域共生社会”の理念を念頭に自分たちの事業を見直す機運となった。

イ) 個別事例の検討

・個別事例のケース会議の持ち方整理

様々な相談機関がある福祉分野の相談体制の整理を行い、①地域共生ケース会議(個別ケースの検討会議)②地域共生政策会議(社会資源創出や施策などを検討する会議)を構築した。

・地域共生ケース会議の開催

複合的課題を抱えたケースとして5件のケース相談を他係等から受け、3件に対してはケースの進捗状況を見守り、2件については、地域共生ケース会議を開催し、関係機関及び関係者との情報共有を図った。

個別ケース会議を2回開催。また、その他4件について情報共有とし、状況の変化により会議開催を予定する。

・地域共生政策会議の開催

地域共生政策会議とは、地域共生ケース会議からの地域生活課題等を検討する会議であり、今年度は健康福祉課の相談体制の在り方、また引きこもりの相談を受けた場合の情報連携について検討し、全係で引きこもりの情報を共有できる把握シートを作成した。

ウ) 自主財源の確保のための取組の概要

・ふるさと納税による福祉的要素を含んだものを提供することで継続して検討中である。

エ) 新たな社会資源の創出のための取組の概要

・社会資源の創出に向けて、まずは地域生活課題の把握が必要であるため、来年度から事業を開始する社会福祉協議会と地域課題の把握方法や地域への入り方等を検討し、一緒に地域に向かうことの認識を共有した。

三重県 いなべ市

都道府県名	三重県	市区町村名	いなべ市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部 長寿福祉課	電話番号	0594-78-3520
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	45,646(人)		世帯数	18,072(世帯)	
高齢化率	26.81(%)	生活保護受給率	2.9(%)	面積	220(k m ²)
地縁組織(自治会)加入率	69.19(%)	公立小学校数	11(校)	公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	委託:1 か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>いなべ市は、平成 15 年 12 月 1 日に北勢町、員弁町、大安町及び藤原町が合併して誕生しました。</p> <p>三重県の北の玄関口、中部圏域の一画に位置し、地理的条件から、積極的な企業(工場)立地とともに、自然環境を活かした観光産業や農業の振興を推進しています。</p> <p>さらに、地域と連携し、生きる力をはぐくむ教育・福祉、自然と調和した快適な生活環境の整備、市の財産や市民を守る防災活動など、市民の暮らしを支える活動を促進しています。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>住民にとって最も身近な圏域である自治会を基本単位として、地域住民が自主的かつ主体的に集まり、地域にある課題について話し合い、共有できる場「福祉委員会」を全市的に設置促進する。その話し合いの中で出た個別支援が必要なケースについては、地域で見守りをしたり、専門機関につないだりすることで、地域の課題解決力の強化につながる。</p> <p>誰もが住み慣れた場所で、一定の支援を受けながらも、いつまでも地域の中で役割を持ちながら、「いきいきと生活することができて本当によかった」と思える地域づくりをめざし、2025 年を目標に市内全自治会(118 地区)での福祉委員会設置をめざす。</p> <p>また、本事業に取り組むことで相談を受ける窓口が明確にでき、相談支援機関が総合的かつ横断的な相談(連携)スキルを身に付ける機会になる。</p>
本事業を通じて人と地域に起こりたい変化	<p>困りごとの相談や何かの時の手助けなど、介護サービスや生活支援サービスだけに頼るのではなく、地域住民等が、他人事ではなく、我が事として、ご近所同士の見守りや地区内での助け合いの必要性に気づき、積極的に地域活動等に参画しようとする気持ちが醸成される。</p> <p>行政を含む各相談支援機関窓口においても、高齢、児童、障害、生活困窮、医療、介護を問わず、分野を超えて総合的に相談(連携)ができる体制づくりにつながる。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	いなべ市(いなべ市社会福祉協議会へ一部委託)	
②事業名	いなべ市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	近年の少子高齢化の進展と世帯構造の変化等によって、当市では平成 12 年と平成 27 年の国勢調査の結果において、高齢化率は約 20%から約 26%へ上昇、高齢者単身世帯数は約 2 倍に、高齢者夫婦世帯数も約 1.5 倍に増加した。その一方で、親との同居世帯の減少や地域活動への参加者の減少など、地域におけるつながりが弱体化しつつある現状があるため、当市では平成 29 年度から、市内 118 地区ある自治会を基本単位として、地域課題を地域住民が主体となって把握し、我が事として解決に向けて取り組む「福祉委員会」の設置を促進している。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
いなべ市全域	市全体	45,646 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会役員、民生委員児童委員、老人会役員、ボランティア(サロン主催者等)など	福祉委員会の設置支援及び活動継続支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
各地区の公民館等	福祉委員会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
福祉委員会の構成員又は地区内住民	高齢者見守りネットワーク、認知症サポーター養成講座、災害時要援護者支援制度等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
赤い羽根共同募金等の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターは福祉委員会の設置に関する相談に応じるとともに、福祉委員会の設置初年度は年 2 回、福祉委員会の話し合いの場に参加し、地域資源や地域課題を把握する場として活用する。また、必要に応じて地域包括支援センター職員も福祉委員会に参加する。		
事業の成果目標		
2025 年に向け、市内 118 地区の全自治会において福祉委員会が設置されるよう、立上げ支援を行っていく。(助成金を交付する場合)福祉委員会は年 2 回以上開催するものとし、地域の中見守り等が必要な人と、支援を行っている人を住宅地図に落とし込む「支え合いマップ」を作成し、地域で共有できる見える化ツールとして活用する。また、その情報を年 1 回集約する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
いなべ市全域	市全体	45,646 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
いなべ市社会福祉協議会 地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
広報誌等への記事掲載や地区座談会(出前講座含む)等での周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
福祉委員会への参加による情報収集及び課題等の把握		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
把握した課題は必要に応じて関係機関等へつなぎ、解決に向けて検討を行う。	生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、市長寿福祉課	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		

生活支援コーディネーターが把握・収集した地域課題は、必要に応じて関係機関へのつなぎを行うとともに、福祉委員会で解決が難しい課題については、広域的な圏域での検討課題として取り組む。また、個別支援が必要なケースが生じた場合は、地域包括支援センターが総合相談支援として対応し、関係機関や必要なサービス等へのつなぎを行う。
事業の成果目標
市内 118 地区の全自治会において福祉委員会が設置されるよう、福祉委員会の登録数を増やしていくほか、自治会単位での取組のほか、中学校区域(市内 4 地区)で勉強会等を開催し、福祉委員会同士の意見交換や活動発表の場として好事例を横展開する。また、その場でも出された地域資源や地域課題の把握、関係機関等へのつなぎを行う。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
-

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	いなべ市				
②事業名	いなべ市多機関の協働によるコミュニティソーシャルワークシステム構築のための事例検討会事業				
③事業実施の必要性、体制等	近年において、地域住民や関係機関等から、高齢、障害、児童、生活困窮など、多岐の分野にまたがり、多様な課題を抱えた相談が増加している中、各分野の担当者がそれぞれの課題やケースごとに関係機関と連絡を取り、個別に支援は行っているものの、より迅速かつスムーズに課題解決やケース支援につなげられる連携体制を構築するため、各分野の相談支援担当者が定期的に集まり、事例検討会を開催することにより、他部門他機関の業務内容が理解できるほか、相談支援スキルの向上と役割分担の明確化、ネットワークの構築につながる。				
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人				
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士				
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	いなべ市福祉部 長寿福祉課内				
⑦事業内容					
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	<p>まずは、介護の分野においてケアマネジャーが直面している支援事例(困難事例等)を材料に、スーパーバイザーによるスーパービジョンを展開する場として、多機関の相談支援担当者が参加する事例検討会を開催する。</p> <p>事例検討会では、支援事例の効果や課題について、ソーシャルワークシステム理論を活用して、グループワークでの分析や共有を行うとともに、学識経験者等の助言を加えることによって、資源評価や資源開発の材料を得ることを目指す。</p>				
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	<table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催回数:年 6 回 ・参加者:地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー、医療機関 MSW、社会福祉協議会 CSW、生活困窮者くらしサポートセンター、障がい者相談支援センター、障害者活動支援センター、市役所関係課(高齢者、障害者、家庭児童、健康推進、生活保護ケースワーカー)など ・講師:静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 准教授 鈴木俊文氏 特別養護老人ホームアイリス施設長(認定ケアマネジャー)</td> <td>(既存の会議の名称) みんなのい～なネット(平成 30 年度新設)</td> </tr> <tr> <td>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・事例検討会を活用して担当者会議を開催のほか、平成 31 年 3 月に別途 1 回開催(参加者は同じ)</td> <td>(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議担当者会議(平成 30 年度新設)</td> </tr> </table>	(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催回数:年 6 回 ・参加者:地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー、医療機関 MSW、社会福祉協議会 CSW、生活困窮者くらしサポートセンター、障がい者相談支援センター、障害者活動支援センター、市役所関係課(高齢者、障害者、家庭児童、健康推進、生活保護ケースワーカー)など ・講師:静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 准教授 鈴木俊文氏 特別養護老人ホームアイリス施設長(認定ケアマネジャー)	(既存の会議の名称) みんなのい～なネット(平成 30 年度新設)	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・事例検討会を活用して担当者会議を開催のほか、平成 31 年 3 月に別途 1 回開催(参加者は同じ)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議担当者会議(平成 30 年度新設)
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催回数:年 6 回 ・参加者:地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー、医療機関 MSW、社会福祉協議会 CSW、生活困窮者くらしサポートセンター、障がい者相談支援センター、障害者活動支援センター、市役所関係課(高齢者、障害者、家庭児童、健康推進、生活保護ケースワーカー)など ・講師:静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 准教授 鈴木俊文氏 特別養護老人ホームアイリス施設長(認定ケアマネジャー)	(既存の会議の名称) みんなのい～なネット(平成 30 年度新設)				
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・事例検討会を活用して担当者会議を開催のほか、平成 31 年 3 月に別途 1 回開催(参加者は同じ)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議担当者会議(平成 30 年度新設)				
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	ふるさと納税寄附金の活用(予定)				
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要					

事例検討会の開催を通して、各参加者がコミュニティソーシャルワークに必要な相談支援スキルの獲得を目指すとともに、地域課題の抽出等のアセスメントの視点を養いながら、市内の支援体制の再構築・調整等のネットワークを強化する。また、事例検討会での検討内容を集積し、地域課題の類型化を図るとともに、それらを根拠としたスクリーニングシートの開発について検討する。

オ その他

⑧事業の成果目標

- ①ケアマネジャーの事例検討(まずは報告)スキルを高める
- ②主任ケアマネジャーによるスーパービジョン機能(スキル)を高める
- ③ケアマネジメントのほか、ソーシャルワークの視点で広く事例検討できる視点を促す
- ④事例検討を通して「資源評価」「資源開発」の視点と機能を生み出す
- ⑤コミュニティソーシャルワークに必要なネットワーク化とスクリーニングシートを開発する。

⑨地域力強化推進事業実施計画

-

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- ・「住民に身近な圏域」において、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決をすることができる環境の整備という点では、市内 118 ケ所ある自治会を基本単位として、「福祉委員会」の設置及び運営支援に取り組んだ。平成 31 年 2 月末現在で 35 自治会において設置できた。
- ・設置を行った福祉委員会については、生活支援体制整備事業における第 2 層協議体に位置付け、地域で情報共有ができる見える化ツールとして「支え合いマップ」の作成に取り組み、地域の中で支援が必要な人への見守り等に活用している。
- ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備として、中学校区単位での話し合いの場である第 1.5 層協議体の立ち上げに取り組んだ。
- ・地域づくり活動に意欲のある人を対象に勉強会を 3 回開催。その勉強会の内容を踏まえた上で勉強会参加者や福祉委員会委員長、地域づくり活動者を中心に第 1.5 層協議体準備会を 4 地区で開催。4 地区のうち 3 地区で協議体として立ち上がった。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ・「多職種協働によるコミュニティソーシャルワークシステム構築のための事例検討会」を 6 回開催。ケアマネジャーが抱えている困難事例等をもとにして、生活困窮、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、健康推進の担当者が集まって事例検討(グループワーク)を 5 回開催した。
- ・事例検討会を通じて各参加者は、多職種間の関係づくり、事例検討スキル、主任ケアマネジャーのスーパービジョンスキル、ソーシャルワークスキルの向上ができた。
- ・平成 31 年 3 月、相談支援包括化推進会議担当者会議を開催(予定)。

三重県 伊賀市

都道府県名	三重県	市区町村名	伊賀市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部医療福祉政策課	電話番号	0595-26-3940
参考 URL	http://www.city.iga.lg.jp/category/9-6-1-0-0.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	92,179(人)		世帯数	40,389(世帯)	
高齢化率	32.1(%)	生活保護受給率	0.82% 8.2(%)	面積	558.31(km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	86.3(%)	公立小学校数	21(校)	公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター	直営1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営1か所				

※記入例 直営:1か所, 委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>伊賀市は、京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都(飛鳥、奈良、京都)に隣接する地域として、また、交通の要衝として江戸時代には藤堂家の城下町、伊勢神宮参拝者の宿場町として栄えてきました。</p> <p>こうした地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも、独自の文化を磨き、醸成してきたまちでもあります。</p> <p>そして、伊賀忍者や松尾芭蕉のふるさととしても知られ、国内外から多くの観光客が訪れます。平成28年11月30日には「上野天神祭のダンジリ行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、また、平成29年12月8日には「伊賀上野城下町の文化的景観」が日本の20世紀遺産20選に選ばれました。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	すべての市民が住みなれた地域で安心して人生の最後まで暮らせるまちづくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市民が自分らしい生活ができるまちづくり まちづくりに関わるすべての市民の主体的な参加をめざす

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	伊賀市(伊賀市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉体制づくり事業 地域福祉拠点づくり事業	
③事業実施の必要性	伊賀市では、第2次伊賀市地域福祉計画(平成 23~27 年度)に基づき、平成 25 年度から伊賀市社会福祉協議会が中心となり、地域が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けた検討を行う、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ支援を行ってきた。しかし、取り組み当初は、支援を行うための専任職員の配置は難しく、兼務での対応となっていたため、市全域での地域福祉ネットワーク会議の立ち上げに苦慮した。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	小学校区	92, 179人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
住民自治協議会単位で設置する地域福祉ネットワーク会議	地域福祉ネットワーク会議の立上げ支援および地域課題把握のための調査、解決に向けた検討などの支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域福祉ネットワーク会議	住民自治協議会など	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域福祉活動に取り組む市民	各地域の取り組み事例の発表など情報交換のできる場づくり	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金の活用、地域内にある社会福祉法人との連携 その他地域活動を発信し、寄付等を募る仕組みづくりに対する支援		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)と併用		
事業の成果目標		
地域予防対応力		
【自助の取り組みを表す指標】		
①特定健診受診率②意識的に運動している住民の割合③サロンのべ参加者数④健康に関する出前講座のべ参加者数⑤シルバー人材センター登録者数⑥老人クラブ会員数		
【互助の取り組みを表す指標】		
①キャラバン・メイト登録者数②いが見守り支援員数③介護予防リーダー養成講座受講者数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	小学校区	92, 179人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
“地域福祉コーディネーター 住民自治協議会単位で設置する地域福祉ネットワーク会議”	地域包括支援センター職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市の広報など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域福祉コーディネーターによる関係者へのヒアリングと各地域で行うアンケート調査		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地域包括支援センター	地域包括支援センター職員	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) 包括的支援事業(地域包括支援センター)
事業の成果目標
生活満足度 総合計画のまちづくりアンケート
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

提出済の「地域力強化推進事業」様式 16-④をもとに記載してください(転記でも結構です)。

①実施主体(委託先)	伊賀市
②事業名	相談支援包括化推進員設置による福祉総合相談体制強化事業
③事業実施の必要性、体制等	子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症及び虐待などの最初の窓口として、市内3箇所(中部・東部・南部)に地域包括支援センター相談支援室を設置しているが、虐待など問題が複雑にからみあった事例については、地域包括支援センター調整係が相談事案を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐこととしている。しかし、各地域包括支援センター相談支援室の相互連携をより強固にすることや、地域包括支援センター調整係においても、相談事案解決のさらなる迅速な解決、見えてきた課題などを関連施策の見直しにつなげることなど、各課題の解消が求められている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	5人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士・保健師
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター(相談支援室、調整係)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>相談の最初の窓口として地域包括支援センター相談支援室を中部・東部・南部の市内3箇所に設置しているが、相談支援包括化推進員をそれぞれ1人配置することで、3つの窓口相互の連携をより強固なものにする。</p> <p>また、複合的な問題の迅速な解決に向け、地域包括支援センター内に相談事案調整担当として相談支援包括化支援員(社会福祉士)を2人配置する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 複合的な相談事案の場合、地域包括支援センター調整係が、随時、相談事案調整会議を開催すると同時に、それぞれの機関が受け持つ支援方法や役割を明確にし、早期解決につなげる。 (平成30年度の開催実績見込みは、相談事案調整会議 24回 地域ケア会議 16回)	(既存の会議の名称) 相談事案調整会議 地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例から見えてきた地域課題を施策等に反映するための検討の場として開催している。 (平成30年度の開催実績見込みは、福祉施策調整会議 2回 地域ケア会議担当者会議 4回 地域ケア会議運営会議 16回)	(既存の会議の名称) 福祉施策調整会議 地域ケア会議担当者会議 地域ケア会議運営会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
平成28年策定の第3次伊賀市地域福祉計画では、地域自らによる地域福祉活動を高めるため、地域福祉財源を創出し、循環するしくみづくりを進めることとしている。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
共同募金の活用、地域内にある社会福祉法人との連携 その他地域活動を発信し、寄付等を募る仕組みづくりに対する支援	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
個別課題から見えてきた地域課題の件数と課題解決件数	

5. 成果目標の達成状況

地域力強化推進事業

事業の成果目標としては「地域予防対応力」を記載している。自助が6つ、互助が3つで9つの取組みを指標化している。今年度の数値については年度末に集計予定であるが、H29年度の数値は前年に比べ向上しており、当初の目標を上回るペースで推移している。

また、地域課題を地域で解決することを検討する協議体としての役割を持つ地域福祉ネットワーク会議の設置数については、全体の9割程度設置することができ、残りについても準備を進めることが出来ている。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

事業の成果目標としては「個別課題から見えてきた地域課題の件数と課題解決件数」を記載している。相談支援包括化推進員を配置し、複合的事案解決のための関係機関の調整を行っており早期解決に繋がっている。

併せて地域ケア会議等を通じて抽出した地域課題を施策に反映するために福祉施策調整会議を開催し、地域課題の解決に向けて検討している。ともに達成状況については当初の予定どおりである。

また、次年度以降、多くなってきた会議体を整理する予定であるが、その取り掛かりについて今年度取り組むことが出来た。

三重県 御浜町

都道府県名	三重県	市区町村名	御浜町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	05979-3-0515
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	8,684(人)		世帯数	4,215(世帯)	
高齢化率	38.24(%)	生活保護受給率	7.4(%)	面積	88.13(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営(保険者である広域連合から町への委託): 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	県の福祉事務所から県社協へ委託して実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>当町は三重県の南端にあり、紀伊山地を背に太平洋を臨み、七里御浜の中間部に位置し、古くから柑橘類の栽培が盛んで「年中みかんのとれるまち」として典型的な海洋性気候で降雪はほとんどなく、温暖で雨の多い地域である。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>当事業を通じて、相談体制の仕組みを確立することで、複合的な相談や専門分野に属さない相談にも横断的に対応する部署を明確に位置づけ、それぞれが課題を共有し、個別の対応に留まらず、地域の課題へと変換し、我がごとの課題としてとらえ、対応する仕組みづくりを定着化する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>昨年度より相談事業については取り組んできているので、それらを含め、地域の課題として捉え、地域福祉計画・地域福祉活動計画とも連動した形を基本に、生活支援コーディネーターとも連携を図りながら、専門分野の枠を超えて、横断的に課題解決や地域づくりを進めていくきっかけづくりにしたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	御浜町(御浜町社会福祉協議会)																			
②事業名	地域力強化推進事業																			
③事業実施の必要性	<p>昨年度より、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施しながら、複合的な課題や総合相談体制を構築して事業を実施していく中で、住民の主体的な取り組みへのアプローチなどを含む地域力強化推進事業の取り組みと一緒に進めることが効果的と感じているところである。</p> <p>その中でも特に、集いの場づくりの必要性を感じているところで、かつてあった井戸端会議や近所の人が自然とつどっていたようなお宅が、現在ではかなり少なくなっており、それと比例して地域のつながりも弱くなっている。</p> <p>このような現状から、新たな“つどい”づくりを推進することで、地域力強化を高めていきたいと考えている。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>御 浜 町</td> <td>町 内 全 域</td> <td>8,684</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>たまり場の世話人</td> <td>活動内容に関する相談や支援、研修会の機会の確保等</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>公民館、地区集会所、旧喫茶店、個人宅等</td> <td>住民、社会福祉課用議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>住 民</td> <td>様々なたまり場それぞれの活動内容についての情報交換等</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地区別懇談会等で地域住民との情報共有を行うとともに、地域福祉の活動拠点ともなるつどいの場の創設や、住民のやりがい作りに向けた事業展開を図る。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>委託先である社会福祉協議会を中心に、共同募金配分方法の検討、社協会員(会費)の活用、目的別寄付金の呼びかけを行うほか、地域支援事業なども活用しながら、財源確保に向けた取り組みを行う。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>担当職員は、生活支援コーディネーターを兼務しており、本事業と合わさることで、高齢者だけではなく幅広い世代や地域のニーズに対して様々なコーディネートを行う。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>新たな小さなたまり場をニーズに応じてコーディネートを行うとともに、1 学校区において、旧喫茶店を改装し定期的なコミュニティーカフェとして展開することで、地域住民が集い情報共有できる場づくりを行う。あわせて、旧町村地区単位で1 か所ずつ程度の集いの場を創設していくこととする。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	御 浜 町	町 内 全 域	8,684	(支援する対象)	(支援の内容)	たまり場の世話人	活動内容に関する相談や支援、研修会の機会の確保等	(拠点の場所)	(運営主体)	公民館、地区集会所、旧喫茶店、個人宅等	住民、社会福祉課用議会	(研修の対象)	(研修の内容)	住 民	様々なたまり場それぞれの活動内容についての情報交換等
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
御 浜 町	町 内 全 域	8,684																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
たまり場の世話人	活動内容に関する相談や支援、研修会の機会の確保等																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
公民館、地区集会所、旧喫茶店、個人宅等	住民、社会福祉課用議会																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
住 民	様々なたまり場それぞれの活動内容についての情報交換等																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>御 浜 町</td> <td>町 内 全 域</td> <td>8,684</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>社協内に設置している総合相談所機能の強化。新規に進めているコミュニティーカフェにおける相談体制づくり</td> <td>相談支援包括化推進員</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 一般住民については、広報誌や SNS 等を活用した広報を行う。関係機関等については、各種会議での報告等を行うとともに、事例を通して相談所を認識していただく</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 地区懇談会や民生委員と地域住民の高齢者見守り活動会議での聞き取りや、各地域のたまり場での情報収集を行う。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	御 浜 町	町 内 全 域	8,684	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	社協内に設置している総合相談所機能の強化。新規に進めているコミュニティーカフェにおける相談体制づくり	相談支援包括化推進員								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
御 浜 町	町 内 全 域	8,684																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
社協内に設置している総合相談所機能の強化。新規に進めているコミュニティーカフェにおける相談体制づくり	相談支援包括化推進員																			

(バックアップの内容) 相談解決に向けて適切な役割分担ができるよう、従来から関係機関等とのネットワークを構築しておく	(バックアップする人) 地域包括支援センター 関係機関
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターとは一緒に事業を進める体制を取っており、個別の相談に対しても連携を密に取りながら進め、急性期から慢性期まで切れ目のない継続的な支援につなげていく	
事業の成果目標	
現在、年間 80 件程度の相談があることから、役割を明確に周知することで、150 件程度の相談対応を目指す。また、関係機関との連携が必要と思われるケースについては、福祉だけに限らず医療等の他分野との連携会議を開催する。	
ウ その他	
その他、町内全域を対象範囲に、新たな趣味の場や男性が中心に集まる場など、やりがいにつながる“つどい”づくりを進める。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	御浜町(御浜町社会福祉協議会)
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	昨年度より当事業を実施しており、相談を行っていく中で、介護・医療・生活困窮等の複合的に問題を抱える世帯が増加しており、解決に向けて関係機関等との連携が不可欠となっている状況を感じているところである。 引き続き、社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターと兼務する形で、2名の職員を推進員として配置。また、地域包括支援センターと事業を協働実施することで、地域ケア会議や生活支援体制整備事業における協議体なども活用しながら、多機関との連携を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人(兼務)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	① 社会福祉協議会において4年間介護業務と6年間の地域福祉業務。生活困窮や権利擁護に関する相談支援等を行っている。資格は社会福祉士・介護福祉士 ② 前職で3年半の間介護業務と、社会福祉協議会で1年間の地域福祉業務。個別の相談対応等を行っている。資格は社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類:社会福祉協議会 名称:御浜町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
総合相談所として世帯や地域からだけでなく、民生委員や関係機関等からの相談を包括的に受け止め、中間支援機能がより発揮できる相談体制の構築を図る。また、アウトリーチの考え方を重視し、関係機関や地域の集まりに出向くことで、困りごとを早期かつ積極的に把握し、困りごとに対する課題解決は基より、普遍化した仕組みづくりに向け、課題内容に応じたメンバーや他機関との小会議の開催や法人後見委員会や地域包括ケア会議等の様々な会議で協議を行う。 その他、対応が難しいケースや生活困窮世帯に対して、臨床心理士や弁護士のバックアップ体制を構築しておく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談内容に応じて、関係する専門職や民生委員、家族等を招集の上、会議を開催する。部内においては、定例的に会議を開催し、経過共有と支援の方向性を検討する。	(既存の会議の名称) 個別ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 既存の様々な会議において、情報共有や普遍化に向けた協議を行い、ネットワークを強固にする。	(既存の会議の名称) 地域福祉(活動)計画推進員会 地域包括ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
事業内容に合わせて、共同募金配分方法の検討、社協会員(会費)の増額、目的別寄付金の呼びかけ、ファンド情報の把握を行うとともに、地域支援事業費の活用等。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
現在、様々なたまり場があるものの、社会的な孤立状態にある方すべてのニーズに即していないため、就労支援等も視野に入れながら準備を進めていきたい。そのほか、推進会議等が上がった支援策を基に、生活支援コーディネーターをはじめ、多くの方(多職種及び地域住民も含めた方)との協働で、必要な社会資源の開発に努めていく。財源については、上記の財源の活用を考えるが、根本的に継続していくための最低限の額や自己負担についても、住民と協議を行ったうえで行う。	

オ その他
推進員の資質向上は基より、他機関等において相談対応を行っている職員や相談員の研修を実施する。
⑧事業の成果目標
現在の把握及び何らかの形で関わっているケースが 10 件程であることから、総合相談所を進めていくことで、20 件程の把握ができていないのではないかと考える。また、ケースの課題に応じて福祉分野だけではなく、医療等の他機関専門職等とのケース会議を開催する。
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業については、社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターと兼務の職員を配置したことにより、1学校区において、旧喫茶店をコミュニティーカフェとして展開するための体制整備を行った。加えて、地区別懇談会の実施や高齢者見守り活動会議などで情報収集を行うと共にニーズに応じたコーディネートを実施していく中で、旧町村地区 5 地区中 2 地区 3 か所に新たな集いの場が創設され、町内全域を対象範囲とした男性が中心に集まる場が新たに1か所創設された。創設にまで至らなかった地区についても創設に向けてコーディネートを行っており、地域福祉の活動拠点づくりを進めることができた。</p> <p>また、相談体制の整備については、一般住民に対しては社協広報誌や SNS で広報を行い、関係機関に対して各種会議の際に報告を行う等して周知を行い、相談実績として 108 件(2 月末現在)の相談があった。</p> <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業については、社会福祉協議会に総合相談所を設置したことにより、役割が明確となり、生活困窮や何らかの障害があると思われる方、複合的な課題を抱える世帯の相談対応がスムーズになり、対象となる相談実績として 6 件(2 月末現在)の相談があった。</p> <p>相談体制づくりとしては、生活支援コーディネーターと兼務する形で 2 名の職員を相談支援包括化推進員として配置し、ケースに応じた専門職を招集し会議を開催し、支援方針の整理と役割分担、情報共有の方法を検討した。なお、今年度開催した会議メンバーや意見交換、連携を行った機関としては、行政障がい者担当、行政高齢者担当、行政生活環境担当、地域包括支援センター、弁護士、臨床心理士、介護支援専門員、介護サービス事業所、日常生活自立支援事業所、病院ワーカー、生活保護ワーカー、民生委員児童委員等となり、昨年度より連携を行った機関が増え、臨床心理士や弁護士のバックアップ体制を構築できた。</p> <p>また、相談内容や対応段階に応じて、行政と社会福祉協議会で役割分担を行いながら対応にあたることができた。</p> <p>これらそれぞれの課題を個別のケースの課題としてとらえるのではなく地域課題としてとらえ、ボランティアや担い手要請、サービス検討を行うことで、地域力の強化に繋げていくほか、地域福祉(活動)計画に絡めたり、生活支援体制整備事業と連動するような体制作りを進めました。</p>
